

花輪館跡試掘調査報告書
下沢田遺跡発掘調査報告書

1984-3

秋田県鹿角市教育委員会

序

花輪北館は現在市民の憩の場として活用されておりますが、公園整備に伴い、その基礎資料収集のため試掘調査を実施したものであります。

また、下沢田遺跡は東北縦貫自動車道花輪サービスエリア取り付け道路建設により、遺跡の一部が消失するため、関係機関の協力を得、発掘調査を実施したものです。

その結果、古代鹿角の生活や文化を知るうえでの貴重な考古資料を得ることができました。

本書は、上記の2遺跡の調査結果をまとめたものであり、今後本書が埋蔵文化財保護及び研究に役立てば幸いです。

最後に、この調査に参加された調査員はじめ関係各位に厚くお礼を申し上げます。

昭和59年3月

鹿角市教育委員会

教育長 柳 沢 源 一

例　　言

1. 本報告書は、鹿角市花輪字中花輪他に所在する花輪館跡の試掘調査報告書、および同市花輪字下沢田1他に所在する下沢田遺跡の発掘調査報告書である。
2. 本報告書の執筆は、調査員、補助員の分担により、文責は各々の文末に明記してある。
3. 古陶磁器の鑑定は、武田孝義（能代市在住）、大橋康二（佐賀県立九州陶磁文化館）両氏にお願いした。
4. 発掘調査、報告書作成にあたっては、下記の方々から御指導、御教示をいただいた。（敬称略・順不同）
秋田県教育委員会、秋田県立埋蔵文化財センター、鹿角市史編さん室、岩見誠夫、桜田 隆、橋本高史
5. 遺物の実測、採拓、トレースは調査員、補助員のほか菊沢キヌ子、池田邦子、浅石悦子、古川孝政が行った。
6. 本報告書の文中、用語の主たるものは統一するように努めたが、数次にわたり使用されているものについては簡略されているものもある。
なお、図版などで下記の記号を用いた。
S D ……溝・堀状遺構 S I ……竪穴住居跡 S K ……土城
S T ……竪穴遺構 配石 ……配石遺構 S ……自然石
Pit ……ピット・柱穴
7. 図版中のスクリーントーンは次のように使いわけた。
 ……地山  ……焼土
この他のものについては図版中に明記してある。
8. 土層の色調には、農林省農林水産技術会議事務局監修財團法人日本色彩研究所 色票監修「新版 標準土色帖」を使用した。

本文目次

序

例言

本文目次

図 目次

表 目次

P L 目次

花輪館跡試掘調査報告書

| | |
|---------------|----|
| 1. 遺跡の位置と立地 | 2 |
| 2. 歴史的背景 | 4 |
| 3. 遺跡の現況 | 22 |
| 4. 調査に至るまでの経過 | 27 |
| 5. 調査要項 | 28 |
| 6. 調査の方法と経過 | 29 |
| 7. 遺跡の層序 | 30 |
| 8. 検出遺構と出土遺物 | 33 |
| 9. 調査のまとめ | 57 |
| 10. ゆるぎ館調査概要 | 58 |
| 11. 南館調査概要 | 59 |

下沢田遺跡発掘調査報告書

| | |
|---------------|-----|
| 1. 遺跡の位置と現況 | 68 |
| 2. 周辺の遺跡 | 70 |
| 3. 調査に至るまでの経過 | 73 |
| 4. 調査要項 | 73 |
| 5. 調査の方法 | 74 |
| 6. 調査の経過 | 74 |
| 7. 遺跡の層序 | 75 |
| 8. 検出遺構と出土遺物 | 78 |
| 9. 考察 | 106 |
| 10. まとめ | 116 |

図 目 次

| | | | |
|--|----|--------------------------------|-----|
| 第1図 退跡の位置と周辺の範囲 | 3 | 第30図 退跡の番号 | 76 |
| 第2図 花輪城跡周辺地形図 | 4 | 第31図 下沢田遺跡グリッドおよび遺構配置図 | 77 |
| 第3図 花輪城復元図 | 5 | 第32図 第1号竪穴住居跡・カマド実測図 | 79 |
| 第4図 花輪城の城(万延元年) | 21 | 第33図 第1号竪穴住居跡出土遺物 | 80 |
| 第5図 北城郭引廻 | 22 | 第34図 第2号竪穴住居跡・カマド実測図 | 81 |
| 第6図 本城郭引廻 | 25 | 第35図 第2号竪穴住居跡出土遺物 | 82 |
| 第7図 花輪油代古所御絵図(天文四年(1739)) | | 第36図 第3号竪穴住居跡実測図 | 83 |
| (盛岡市中央公民館所蔵輪油代古所御絵図より) | 27 | 第37図 第3号竪穴住居跡・カマド実測図・出土遺物 | 84 |
| 第8図 基本剖面図 | 31 | 第38図 第4号竪穴住居跡・カマド実測図 | 86 |
| 第9図 連構配図 | 32 | 第39図 第4号竪穴住居跡出土遺物 | 87 |
| 第10図 A区検出連構実測図(1) | 34 | 第40図 第5号竪穴住居跡実測図 | 87 |
| 第11図 A区検出連構実測図(2) | 35 | 第41図 第5号竪穴住居跡出土遺物 | 87 |
| 第12図 A区検出連構実測図(3) | 36 | 第42図 第6号竪穴住居跡・カマド実測図 | 89 |
| 第13図 A区検出連構実測図(4) | 36 | 第43図 第6号竪穴住居跡出土遺物 | 89 |
| 第14図 A・Bトレンチ検出遺構大綱図 | 38 | 第44図 第7号竪穴住居跡実測図 | 90 |
| 第15図 Fトレンチ検出遺構実測図 | 39 | 第45図 第7号竪穴住居跡カマド実測図 | 91 |
| 第16図 Dトレンチ・B区検出連構実測図(1) | 41 | 第46図 第7号竪穴住居跡出土遺物 | 91 |
| 第17図 B区検出連構実測図(2) | 42 | 第47図 第8号竪穴住居跡・カマド・第5号土壇実測図 | 93 |
| 第18図 Dトレンチ検出連構実測図(2) | 46 | 第48図 第8号竪穴住居跡出土遺物 | 94 |
| 第19図 Dトレンチ検出連構実測図(3) | 47 | 第49図 第9号竪穴住居跡・カマド実測図 | 95 |
| 第20図 Hトレンチ検出連構実測図 | 48 | 第50図 第9号竪穴住居跡出土遺物 | 95 |
| 第21図 Iトレンチ検出連構実測図 | 50 | 第51図 第10号竪穴住居跡・カマド実測図 | 97 |
| 第22図 Dトレンチ検出連構実測図(4) | 51 | 第52図 第11号竪穴住居跡実測図 | 99 |
| 第23図 古跡実測図 | 54 | 第53図 第11号竪穴住居跡カマド実測図 | 100 |
| 第24図 石器実測図 | 54 | 第54図 第11号竪穴住居跡出土遺物 | 100 |
| 第25図 鋼製品・鉄製品・石製品実測図 | 55 | 第55図 第1~10号土壇実測図 | 105 |
| 第26図 ゆるぎ塚連構配置図 | 58 | 第56図 第1号窓跡土層断面図 | 106 |
| 第27図 ゆるぎ塚・南塚出土遺物 (1~14:ゆるぎ塚、15~16:南塚) | 59 | 第57図 古文土器拓影図(1) | 107 |
| 第28図 下沢田遺跡の位置と周辺の遺跡 | 68 | 第58図 古文土器拓影図(2) | 108 |
| 第29図 退跡の現況 | 70 | 第59図 石器実測図 | 108 |
| | | 第60図 第7~8・11号竪穴住居跡カマド・袖部・芯材実測図 | 114 |

表 目 次

| | | | |
|-----------------|----|------------------|----|
| 第1表 周辺の鉢跡一覧表 | 2 | 第6表 Hトレンチビット一覧表 | 48 |
| 第2表 A区ビット一覧表 | 37 | 第7表 Iトレンチビット一覧表 | 49 |
| 第3表 Aトレンチビット一覧表 | 38 | 第8表 連構外出土遺物一覧表 | 56 |
| 第4表 Bトレンチビット一覧表 | 38 | 第9表 下沢田遺跡周辺縦跡一覧表 | 69 |
| 第5表 B区ビット一覧表 | 43 | | |

P L 目 次

| | | | |
|------------------------------------|----|------------------------------------|-----|
| PL 1 花輪城跡(直上より) | 1 | PL 7 陶磁器類(3) | 65 |
| PL 2 花輪城跡現況(1) | 60 | PL 8 古鉢・鋼製品・鉄製品・石器 | 66 |
| PL 3 第2・4・7・8・12~15号竪穴連構、第3・4号配石連構 | 61 | PL 9 下沢田遺跡近景、第1~4号竪穴住居跡 | 118 |
| PL 4 B区柱穴群・第17・18号竪穴連構と遺物出土状況 | 62 | PL 10 第5~11号竪穴住居跡、第1・3号土壇 | 119 |
| PL 5 陶磁器類(1) | 63 | PL 11 第6~8号土壇・第1号窓跡・調査井(1)・出土遺物(1) | 120 |
| PL 6 陶磁器類(2) | 64 | PL 12 出土遺物(2) | 121 |

花 輪 館 跡

所 在 地 鹿角市花輪字中花輪 他
調 査 期 間 昭和58年5月16日～7月13日
発掘調査対象面積 7,650m²
試 挖 調 査 面 積 920m²



P L 1 花 輪 館 跡 (直上より)

1. 遺跡の位置と立地

花輪館跡は米代川上流の鹿角市花輪に所在する。花輪地区の地形は、北上する米代川に沿って、東西の山地、盆地内の段丘地形及び冲積地に大別されるが、本館跡は東岸の段丘から北西方向に突き出した舌状台地先端部に位置する。国鉄花輪線陸中花輪駅から北東方向に約1kmの距離である。

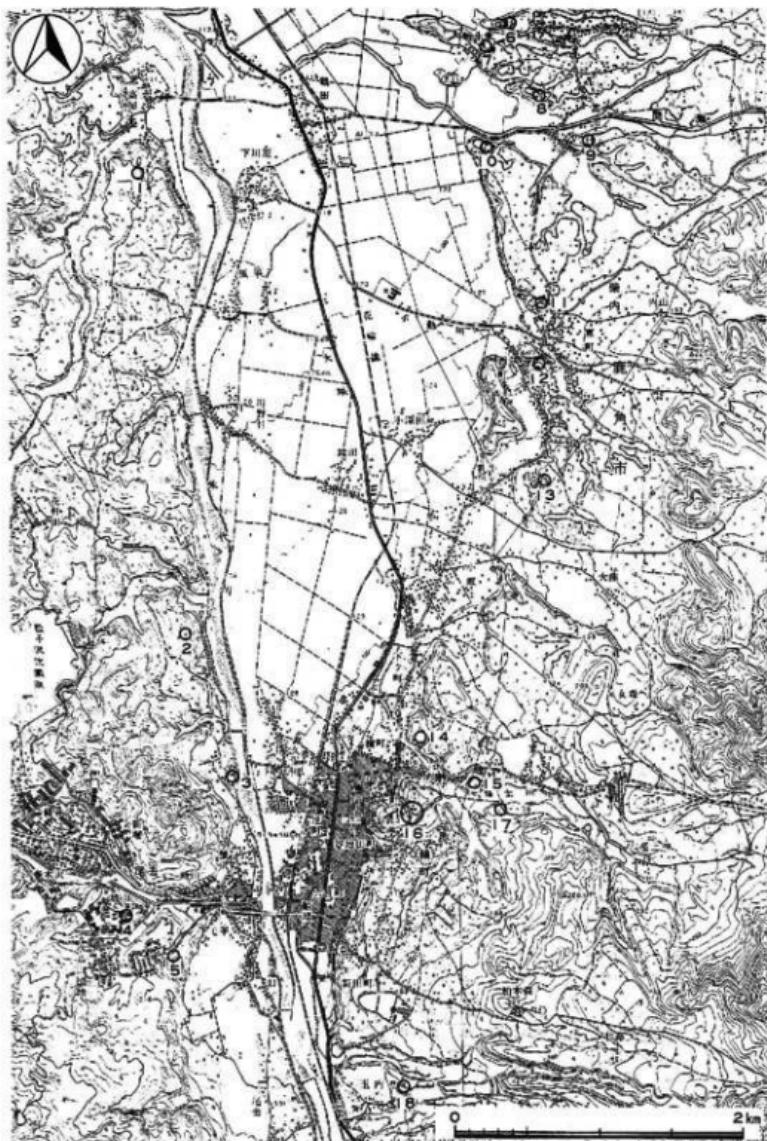
塙合坂や空堀等により区切られた7つの郭から成る平山城で、郭上面の標高は約175m、比高は約30mを計る。北東端に位置するゆるぎ館下には、東方の山地より流れ出る福士川が、西南西端に位置する本館・南館の西下には、鹿角街道に沿って街村状に発達した鹿角市街地が位置する。

本館周辺には多数の中世の館跡が所在する。米代川両岸に発達した舌状及び丘状台地先端に位置する。福士川を隔て、花輪館の北方に位置する黒土館は、北端の郭（北館）より、わずか350m、北西方向に位置する花輪古館、孫右エ門館は北西端の郭（ゆるぎ館）より、それぞれ300m、450mである。

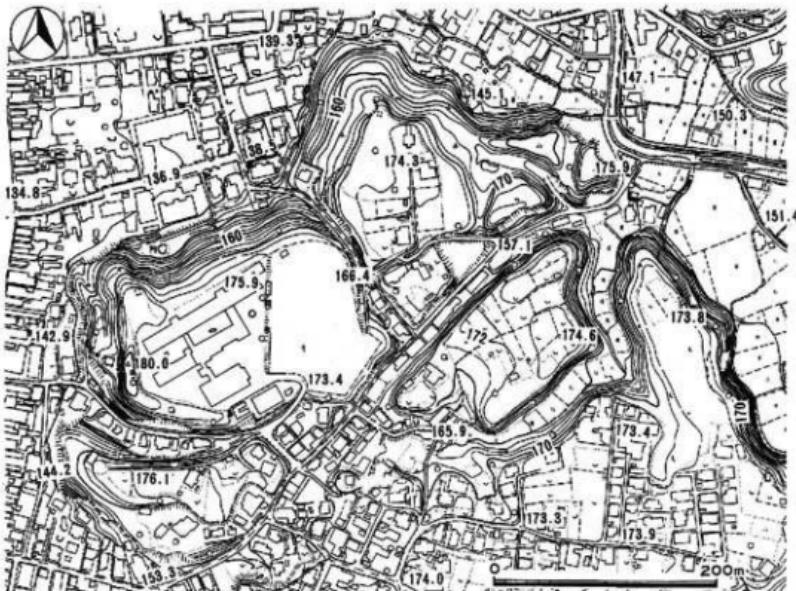
(秋元信夫)

第1表 周辺の館跡一覧表

| No. | 城 館 名 | 別 称 | 所 在 地 | 土地 利用 | 残存 状況 | 城 主 (旧) | 備 考 |
|-----|---------|-------------------------|-------------------|--------------------|-------|------------|--|
| 1 | 高 魔 館 | | 鹿角市花輪米茶臼経 | 畠、原野 | やや良 | 高魔頭領 (秋光) | 昭和56年鉄道敷設工事調査調査 「鹿角の城」鹿角市長委嘱 1984年2月 |
| 2 | 高 魔 館 | 塙合・敷詰 通路 | 鹿角市花輪字鬼志山 子大沢 | 山林、畠 | 小小良 | 高魔上池 (秋光) | 昭和56年鉄道敷設工事調査調査 「鹿角の城」鹿角市長委嘱 1984年2月 |
| 3 | かいぬま館 | | 鹿角市鬼志字上山 | 畠、宅地 | やや良 | | |
| 4 | 高 日 館 | | 鹿角市鬼志字新屋 | 畠、水田 | 不 良 | | |
| 5 | 上 山 館 | | 鹿角市鬼志字大字通に 上山 | 石込、山林、草 原、水田 | 不 良 | | |
| 6 | 小 幸 館 | 下館 | 鹿角市花輪字下坂 | 畠、宅地 | やや良 | 小平幸北部 (豪農) | 昭和54年、55年 鹿角市長委嘱調査 「新十日坂跡第1・2・3次」鹿角市長委嘱 1980・1981年3月 |
| 7 | 新斗木 館 | | 鹿角市花輪字新斗木 子大沢 | 畠、山林 | 不 良 | 新斗木左近 (豪農) | |
| 8 | 高市 館 | | 鹿角市花輪字高市向 | 畠、学校敷地 | 不 良 | | 昭和66年鹿角市長委嘱調査 「高市内城跡」鹿角市長委嘱 1982年3月 |
| 9 | 高 市 館 | | 鹿角市花輪字高市 | 畠、寺社境内 | やや良 | 高市玄蕃 (豪農) | |
| 10 | 万 葵 野 館 | | 鹿角市花輪字万葵野 | 畠、原野 | 不 良 | | |
| 11 | 地 節 野 館 | 塙合 内型内塙 | 鹿角市花輪字地野 | 畠、原野 | 不 良 | 内型内八郎 (豪農) | |
| 12 | 柴 内 館 | 河原、北端 塙合、北端 塙合、内塙 | 鹿角市花輪字内町 | 畠、寺社境内、 宅地 | 不 良 | 柴内房太郎 (豪農) | 昭和56年秋田県教育委嘱調査 「柴内戸跡」秋田県教育委嘱 1984年7月 |
| 13 | 丸 井 館 | | 鹿角市花輪字丸井平 子井の神 | 丸井殿貢村御奉事 道、寺社境内 | 活 残 | 丸井六郎 (豪農) | |
| 14 | 墨 土 館 | | 鹿角市花輪字墨堤 | 畠、原野、宅地 | 不 良 | 墨土丹後 (秋光) | |
| 15 | 花 植 古 館 | | 鹿角市花輪字中花輪 | 畠、宅地 | 不 良 | (今)花植次郎 | |
| 16 | 花 植 館 | | 鹿角市花輪字中花輪 | 学校敷地、公園 | 不 良 | | 昭和56年鹿角市長委嘱調査 「花植」鹿角市長委嘱 1982年3月 |
| 17 | 孫右エ門館 | | 鹿角市花輪字孫右門 通路 | 畠、水田 | 不 良 | | |
| 18 | 玉 内 館 | | 鹿角市八幡平字玉内 | 山林、畠 | 不 良 | 玉内大次郎 (豪農) | 昭和56年鉄道敷設工事調査調査 「鹿角の城」11 鹿角市長委嘱 1982年3月 |



第1図 遺跡の位置と周辺の館跡



第2図 花輪館跡周辺地形図

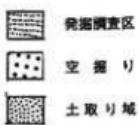
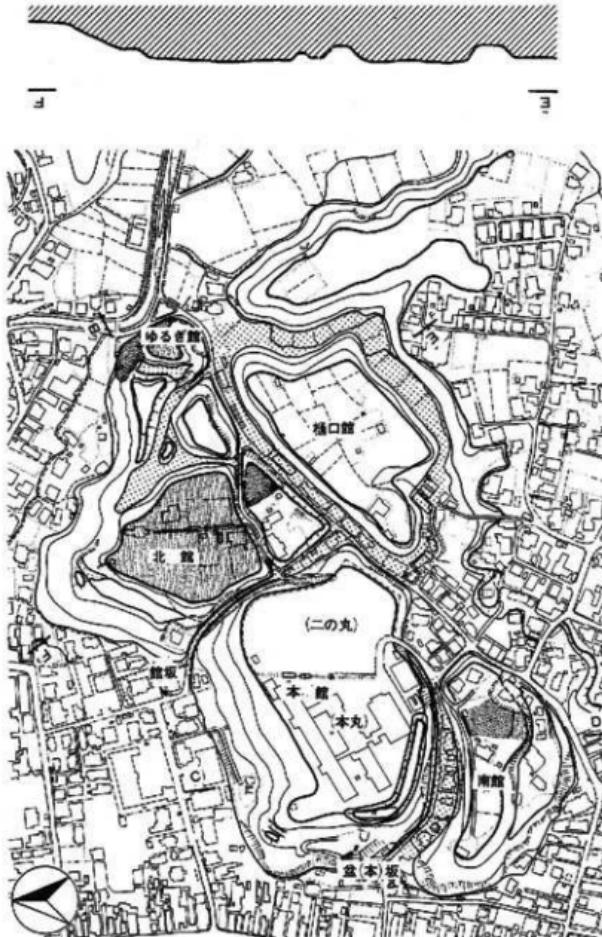
2. 歴史的背景

現在桜山公園となっている区域は、かつて花輪館のうち北館とよばれていた一部である。

北館の築造は、いつの時代まで遡ることができるか明かでないが、北館をふくむ総称花輪館そのものが、戦国期以前の中世城館とみられることから、北館もまたその関連のなかで考えなければならない。

花輪館は、現花輪市街地の東裏に迫る標高175メートル前後の上野馬場台地の、北側突端部に位置する。この台地は、西側に花輪市街地と米代川の盆地床を見おろし、北側は福士川の谷、南側は黒沢川の谷によって限られている。東側だけが山地の裾野に連なるが、それも、花輪館一部の縁口（といのくち）館から字荒屋敷、字中ノ崎にわたる台地北東部を、福士川にそそぐ小流沢田川によって浸食された谷間で区切られており、丘続ぎの南部を除いては、ほとんど舌状台地のように四面から分離している。

また花輪館の周辺は、中世の館跡が密に分布している地域でもある。北側の、福士川対岸には黒土館があり、北館との間、わずか350メートルを隔てるだけにすぎない。北東には、黒土館に隣接して花輪古館がその跡をとどめている。その花輪古館の南側にあたる福士川左岸には、



第3図 花輪館現況図

孫右エ門館がある。孫右エ門館の南側、下沢田台地の西縁部にも古い館遺構の面影を残している。このような館群の存在をみると、古代から中世へかけての花輪の古村は、福士川に沿う台地一帯に発達していたと思われる。なお、花輪館につづく上野馬場台地の南縁は、黒沢川の浸食谷をはさんで、玉内館に相対している。

花輪館の概略を述べると、本（もと）館を中心には、南館、北館、ゆるぎ館、樋口館、糸子館などの連続郭からなる総面積およそ125,000平方メートルの、堂々たる規模の平山城である。館上面部の標高175メートル、本館の、眼下に見おろされる花輪市街地との比高40メートルと、台地先端部の要害を占め、聳えている。

主郭の本館は、およそ東西200メートル、南北120メートルで、段差4メートルほどの上下二面に分かれている。西側の上位面には、近世中野南部氏の陣屋（御仮屋）と武具蔵、館内八幡神社があって、本丸とよばれていた。その北西隅の突出部はもっとも眺望がよく、お物見と称されている。東側下位面は二ノ丸とよばれ、花輪通代官所、御歳入米収納の御藏三棟と文章蔵が建っていた。現在、本丸に小学校々舎が並び、二ノ丸はその運動場となっている。この本館は、明治37年小学校々地となって以来、数次にわたる増改築により上面の原形は徐々に失われた。とくに本丸の上面は、大正11年冬から翌春へかけて秋田鉄道花輪駅敷地造成のため表上が運び出され、かなり低平となったからである。かって館内八幡神社社地のあった南端部から西側へかけては、いま高い土手となつて残り、その上に一部分土壘の跡が認められる。二ノ丸の周縁には、往昔の威容を失ったとはい、まだ土壘が低くとりまいて名残りをとどめている。館の北斜面、西斜面ともに急峻で、その中腹部に幅5~10メートルの腰郭状の段築が二段設けられ、お物見の下に、塹壕跡の一部が残る。西斜面の中段には、大町の鎮守愛宕神社が祀られ、北斜面の中段、横町側にも愛宕神社が祀られ古くは文殊堂もあった。

本館の南に、大手口である盆坂とよばれる堀合坂を隔てて、南館がある。南館は東西170メートル南北40メートルと細長く、上位面には本館と同じく上下二面に分かれていると思われる痕跡を残している。南側から外側へかけて腰郭幅5~40メートルがめぐり、牛頭天王社が祀られ、その急な斜面は火山灰層が露出し、断崖状となっている。

本館の北に、樋口の通称館坂を隔てて、北館がある。すなわち現在の桜山公園である。北館は、およそ東西90メートル、南北100メートルの方形に近く、その南側に、狭い堀合状の小径を間に東西60メートル、南北50メートルほどの小郭が附属している。この小郭が北館に連続した一部であったのか、あるいは独立した一郭であったのかは、判然としていない。明治30年、北館の北隅に祀られていた若宮八幡社を遷し、盛岡桜山神社の分社を建立したことによって、以来桜山公園とよばれてきた。北館の西側、館坂に面して腰郭状の中段幅4~7メートルが残り、つづく西北側斜面には上位面から10メートル下って幅約13メートル、長さ50メートルにわ

たる典型的な腰郭が設けられている。この腰郭部からさらに東側の星場跡へかけ複雑に空堀がめぐっており、途中北端突出部に顯著な壠塹状の防墻遺構がみられる。その構造は、前記の本館お物見下の壠塹状造構と同様であり、腰郭状段築とともに、この館の特色の一つであろうと思われる。

北館の東側には、上幅約10メートルの空堀を隔てて、ゆるぎ館（中ノ郭）東西50メートル、南北30メートルがあり、その上位面もわずかな段差ながら上下二面に分かれている。北館東縁に添う空堀の北側は、かなり広い窪地となっており、鉄炮星場が設けられていた。またゆるぎ館中ノ郭の北側山際との間に、深い空堀上幅約10メートル深さ6メートルがほぼ東西に入っている。この空堀によって分離されたゆるぎ館北端部は、細長く東へのびる馬ノ背状の一郭と、間におよそ下幅4メートル、長さ35メートルの空堀をもいて、東端の高地（ゆるぎ館東ノ郭）、上位面の面積約1,200平方メートル、福士川沿い低地との比高25メートルの烽火（のろし）台様の郭に分かれている。この東端の烽火台状郭は、福士川の流れが激しくその山脚にぶつかるところから插るぎ館とよばれたという伝承をもっていたが、シラスの急崖が崩壊する危険にあるとの理由で、昭和55年に堀り崩され、まったく消滅してしまった。

ゆるぎ館の南よりに、かっての堀合道すなわち福士川添から、お蔵の下、盆坂へ至る市道をへだて、さらに大きな郭がある。ほぼ台形をなし、東西を長軸としておよそ200メートル、南北100メートル、その南西先端部において長さ約45メートルの空堀を設け、小郭を分離している。今はこの郭の確かな館名を伝えていないが、近世の花輪通絵図に載る樋口館であろう。

またこの郭の南は、幅20~25メートルの堀合を隔て、荒屋敷の台地へとづいている。

花輪本館と荒屋敷台地との間に、かって八幡・薬師・稻荷三社の鎮座する一郭があったが、近年の宅地造成によって大きく変貌し、現在は八幡神社をのせる小丘のみが残っている。藩政期の絵図面に散見する条子館は、その東よりに隣接してあったと思われるが、今ではその正確な位置も定かでなくなった。

花輪館は、古くから花輪氏の居館と伝えられる。寛文年代成立という「鹿角由来記」に

○鹿角郡四天侍之事

都より阿保氏入鹿角へ御下り御子三人是有一男は大里領知大里上総先祖 二男は花輪村領知花輪次郎先祖 三男は柴内領知にて柴内弥次郎先祖也 其後秋元成田奈良氏御下り被成 奈良氏は大湯村領知也 時の人阿保秋元奈良成田四天王と申也

○鹿角郡四十二館に侍四十二人居候事

一、花輪村 花輪次郎領知 本名阿保 大里上総先祖と兄弟也 花輪臥牛本館へ移 其子孫村替にて九戸の円子へ知行三百石にて被遣 後に天正八年大光寺左エ門佐正親を信直公

より知行三千石にて被遣也。村数花輪・尾去・石鳥屋・三ヶ田・夏井右五ヶ村領知。花輪村は大館也。

と記されている。

花輪氏は、いわゆる鹿角四天王。鹿角四頭安保・成田・奈良・秋元四氏のうちの安保姓である。安保氏は武藏国賀美郡安保郷を本貫地とする関東御家人で、鎌倉期に鹿角郡の内にも所領を得ている。その関係文書としては、鹿角郡の初見でもある信濃安保文書文保二年十二月二十四日関東下知状（安保行員に鹿角郡内柴内村の領知を命じている）。京都八坂神社文書正中二年十二月六日安保行員譲状案、同文書暦応二年九月二十日成田基員譲状案等が知られている。有力御家人安保氏の所領は全国に散在しているので、鹿角郡へは関東の惣領家から一族郎党のうちの然るべき者が、地頭代として送りこまれてきたのであろう。その間の事情は明らかでないが、室町・戦国期においてもその後裔たちは鹿角安保氏として結束を固めていた。前記「鹿角由来記」には、鹿角四十二館のうち三ヶ田館、夏井館、石鳥谷館、松館、尾去館、大黒館、玉内館、花輪館、柴内館、乳牛館、中柴内館、折加内館にそれぞれ安保氏一族が挺っていたことを伝えている。なかでも特に大里氏、花輪氏、柴内氏は安保三人衆と称され、しばしば三戸南部氏に反抗した。

永祿の初め、花輪伯耆守親行ら安保三人衆は秋田桧山の安東愛季と款を通じ、同八年に始まる安東勢の鹿角侵攻に当たり反南部氏の立場から長牛城を包囲攻撃した。同十一年、南部氏の大軍鹿角出兵によって安東勢が撤退し、親行らは一時郡外に退去したが、その後南部氏に暗政・信直父子の相剋が起こり、親行は南部暗政に仕えたと「奥南落穂集」に記されている。元秋田子爵家蔵の「漆合戰覚書」の一項に

愛季ノ時 南部領ノ内 シワ シツクシ カドノキノ守 ナマナイ殿 カシラ コレ
(新説) (岩手) (内) (毛馬内)
ラシタガエ札ニキタリ 仙北ハヨトカハラ切取
(成田)

の記載がある。「岩手県史」にしたがえば、この覚書は安東愛季死後の口述書と推定される。愛季は天正十五年九月まで存続しているので、それ以前のものであろうけれども実年代は明らかでない。花輪ハウキノ守は伯耆守親行のこと、一時的には南部一門である毛馬内報負佐信次をも説いて、安東方と氣脈を通じ、鎌倉以来の故地を守ろうとした焦燥感が勞験としてくる。

天正十年正月、南部暗政と世子暗維が相次いで死去し、田子城主信直が南部太守となる政変のなかで、花輪氏は再び離散を余儀され九戸郡円子村へ移った。「奥南落穂集」花輪帶刀延親（親行の子）の譜に

延親 花輪帶刀 後号円子

従先祖數十代花輪居住之處 天正年中領知被滅却 一族離散 其後 大膳大夫信直
公御代被召出 棟部郡九戸之内 円子村ニ而二百石余被下 依後改円子

とあり、その後代々円子氏を唱えている。天正十九年、奥州再仕置軍六万（十万ともいう）の大軍と戦い、主将九戸政実をはじめ大里修理親基、大湯四郎左衛門昌次などと共に一味の頭人として栗原郡三迫へ送られ処刑された円子右馬允光種は、おそらく三戸南部氏の鹿角横琴に抗し続けた鹿角国人花輪氏の最後の光芒であったのであろう。

天正十八年、花輪城主として大光寺左衛門佐光親（のち正親）が入った。その前年、南部勢を鹿角郡から比内へ導き大館城を攻略せしめた軍功によるものであった。従って前記「由来記」花輪村の項に、「天正八年大光寺云々」とあるのは天正十八年の誤りである。「参考諸家系図」大光寺系図正親の譜に

天正中鹿角郡花輪城代トナリテ之ニ居 利直公慶長六年十月同郡花輪村 尾去村 石鳥
谷村 三ヶ田村 谷内村 神田村 夏井村ニ三千八百石ヲ賜フ
とある。正親は勇将を以て聞え、天正十九年九戸争乱に際しては、九戸方の大湯鹿倉城を猛攻し陥落せしめた。慶長六年十月には、岩崎合戦に出陣し右先手一番隊侍大將として活躍した功により加増されている。

大光寺氏は、花輪へ移ってまもない慶長元年に、南館の南麓現在の長年寺寺域に菩提所長福寺を建立した。この位置を選んだのは、攻城戦における防衛陣を想定したものであろう。また同じく七年、本丸坤（ひつじきる・南西）の位置に八幡宮を造営した。天保十二年『御用留帳』に、別当幡坂直郷の書上として

花輪御館御本丸

一、八幡宮

慶長七年大光寺左エ門佐正親為城主御造営 其後慶長九年 利直公より御絵像左エ門佐江被下置 裏ニ慶長九年甲辰八月十五日信心之大禮那ト御記 夫より三月三日御祭札被仰付御的御座候

一、正親造営之後 慶安三年修覆 延宝三年再興 元禄十二年八月十七日中野吉兵衛廣康 (ママ) 再當ト御座候

と記されている。これらのことから、從来通説的に流布されてきた例えは「大光寺正親の花輪城とは勿論花輪臥牛本館である」「臥牛本館とは現在村山氏所有の本館であって」「中野氏となりはじめて樋口館に居を構え北館、南館、搖ぎ館等之に付属して郡内第一の城郭を形成するに至った」（以上「花輪町史」）という説は、完全に否定されねばならない。大光寺正親の入った花輪城は紛れもなく現在の花輪城であり、それまで花輪氏の經營してきた規模を更に強化し整備したものであったろう。なお「中野氏となりはじめて樋口館に居を構え」云々の誤解を受け易い表現は、内藤十鴻『鹿角志』の「中野伊織、花輪へ來り樋口館ニ居住御境御預り南館北館之ニ附属セリ」とした謬説をそのまま踏襲し、樋口館と花輪本館とを同一とみたもので、

この点も訂正されるべきである。

花輪城代大光寺正親は、はじめ郡代とも称せられたという（「郷村古史見聞記」）。当時、鹿角郡の一般庶政を委任されていたためであろうとされる。元和二年正親卒去のあと弟義太夫正徳の相続となつたが、その際二千五百石に減祿された。のち寛永八年に正徳が死去し、跡を子義太夫正邦が継いだが、幼少のため軍役を勤め得ずとして家祿の大部分が没収され、その家臣の殆どが帰農している。

大光寺家中小高面附

| | | | | | |
|-------|---------|-------|--------|-------|--------|
| 一、五拾石 | 日沼右近 | 一、五拾石 | 食館右馬助 | 一、五拾石 | 吉岡東膳 |
| 一、同 | 開長右衛門 | 一、同 | 沖越小右衛門 | 一、同 | 一戸孫兵衛 |
| 一、同 | 口田主膳 | | | | |
| 一、四拾石 | 北郷采女 | 一、四拾石 | 松山四郎兵衛 | | |
| 一、三拾石 | 森山甚之丞 | 一、三拾石 | 町井茂右衛門 | 一、三拾石 | 小沼織部 |
| 一、同 | 乳井吉右衛門 | 一、同 | 原十右衛門 | 一、同 | 小沼小兵衛 |
| 一、同 | 川井長兵衛 | 一、同 | 館山伊右衛門 | | |
| 一、武拾石 | 手塚孫右衛門 | 一、武拾石 | 工藤勘右衛門 | 一、武拾石 | 奈良万右衛門 |
| 一、同 | 原庄兵衛 | 一、同 | 杉沢小左衛門 | 一、同 | 奈良助兵衛 |
| 一、同 | 館山専助 | 一、同 | 井中鎌中務 | 一、同 | 冬中忠兵衛 |
| 一、同 | 石井半右衛門 | 一、同 | 石井助右衛門 | 一、同 | 福士勘之丞 |
| 一、拾五石 | 黒沢傳助 | 一、拾五石 | 安保左近 | 一、拾五石 | 神田新右衛門 |
| 一、同 | 黒沢七右衛門 | 一、同 | 木村庄助 | 一、同 | 浅野伝右衛門 |
| 一、同 | 素藤清左衛門 | 一、同 | 川又太郎兵衛 | 一、同 | 西館治兵衛 |
| 一、同 | 斎藤十郎左衛門 | 一、同 | 次藤半左衛門 | 一、同 | 西館勘兵衛 |
| 一、同 | 奈良源助 | | | | |
| 一、拾石 | 小沼内記 | 一、拾石 | 黒沢土佐 | 一、拾石 | 沢口才兵衛 |
| 一、同 | 赤坂伊助 | 一、同 | 工藤角兵衛 | 一、同 | 手塚武兵衛 |
| 一、同 | 赤坂善右衛門 | 一、同 | 工藤理右衛門 | 一、同 | 冬中右馬助 |
| 一、同 | 奈良久兵衛 | | | | |
| メ | 五拾式人 | 高メ | 千百九拾五石 | | |
| | 寺社 | | | | |
| 一、三拾石 | 長福寺 | 一、武拾石 | 恩徳寺 | 一、拾八石 | 徳生寺 |
| 一、五石 | 八幡別當 | 一、五石 | 稻荷別當 | 一、五石 | 薬師別當 |
| メ | 八拾三石 | | | | |

その後の花輪城の城代勘番については、詳しい記録を欠いている。もともと花輪城は郡政枢要の地を占め、かつ折柄争論の絶えない津軽領・秋田領境と相接する要衝なので、大光寺氏のあと城主を欠いて城代のみを置くことは、甚だ不安定な推移というべきであった。この事態を憂慮した重臣石井伊賀守直弥は、その末期の年にあたる慶安三年六月藩老に宛てた達白書の中で次のように述べている（「続奥南盛風記」）。

一、近年花輪於御境 御六ヶ數事出候 暴案を以て存候得ハ 大光寺義太夫相累申候以後
花輪城代代リニ被仰付候へハ 花輪譜代之侍共 只今ハ百姓ニ罷有候 御城代不相定候得
ハ 古来之境不案内故 地内より何かと懸申候 願ハ當義太夫梓ニ候へ共 少々御加恩を
も被遣 花輪城ニ被成置 譜代之侍共 右義太夫手作分ヲ出シ 召仕中者分 右之如く知
行被下 大光寺被仰付候か 誰御城主御定 右之侍共寄騎ニ被仰付置 自然鹿角中ニ何事
茂御座候時分ハ 毛馬内花輪其外一郡にて相談仕候ハ、 御境目別而出入御座有間數候也
その文意は、花輪譜代の家中が帰農しているので古来の領境に精通する者がなく不案内であるから、義太夫の子か他の誰かを花輪城主に定め、譜代の者共を寄騎に召仕うことにより領
境の争論に不安がなくなるであろう、というのである。

花輪城代について、「南部藩雑書」から摘記すれば

正保三年四月 晦日 一、鹿角花輪為目時勘太輔代大田継助被遣同心十五人連參。

慶安三年三月廿一日 一、目時勘太夫花輪城代被 仰付候所今日花輪境目之儀ニ付而 江
戸へ上り被 仰付ル。

一、下田党左衛門花輪城代今日被 仰付。

同 年六月 五日 一、今二日比内領十二所塩谷民部より花輪境はつかい沢之小川ニ付
状一通 花輪城代衆下田党左衛門波岡勘解由左衛門方へ参(略)。

慶安四年七月 晦日 一、波岡勘解由左衛門口時勘太夫花輪御城代ニ如例之被遣 下田党
左衛門此方へ可罷帰候。

同 年七月廿三日 一、花輪御城代目時勘太夫同心三拾人之雜事仕事所御百姓共難儀仕
候間右三拾人之御同心家作申度と花輪肝煎廣助大里惣右工門小豆
沢掃部助柴内善右工門小平甚右工門小枝指多兵衛右何れも肝煎御
百姓訴狀一通上候付今日披露候へハ百姓望之通可中付由被 仰付。

慶安五年三月十二日 一、花輪御城代儀俄八郎兵儀俄八郎 仰付波岡勘解由左衛門代目時
勘太夫相手也。

承応元年十一月廿日 一、花輪御城代儀俄八郎兵衛相手ニ下田党左衛門遣目時勘太夫下
(末尾欠字)。

承応三年三月十二日 一、目時勘太夫右之ことく花輪御城代今日被 仰付。

明暦二年三月十九日 一、花輪御城代安田覚太夫被 仰付儀俄八郎兵衛相手。
などの記事が見える。

明暦三年八月、花輪城主に毛馬内九左衛門長次が命ぜられて、城代制は廃止された。長次は、慶長初期から藩家老職に通り元和年中遠野横田城代を勤めるなどした三左衛門直次の繼嗣で、毛馬内氏綱家の三代目權之介政氏とは従兄弟に当たる。承応元年父直次の死去とともに跡を繼ぎ、明暦三年は藩家老として在職中であった。秋田境の争論はなお係争中であったので、郡内の事情に明るい毛馬内氏の起用となつたものであろう。長次の花輪治政は十七年間と短く、その治績はあまり知られていない。花輪神明社別当家記録に「一、万治二己亥歲 本堂并拜殿奉修覆候 願主毛馬内九左衛門様御寄進被下候」とあることや、寛文七年「花輪御町酒屋定事」に大町五軒新町二軒計七軒の酒屋が公許されている状況などから、花輪の町並みも漸く整えられたことが想像される。なお毛馬内氏香華院宝珠寺は、現在の長福寺境内に建立されたとも伝えられる。長次はむしろ藩政に敏腕を振るい、万治三年夏の藩主お墨引による家士四十二人高六千四百六十三石の人員整理断行、山城守重直の嗣子を定めず逝去したとの七戸隼人（後の重信）擁立推進者として名高い。

寛文十三年（九月延宝と改元）、九左衛門長次は歿した。末期に自らの命數を知った長次は最後の決断を行ない、花輪城預り御免を願い出していた。時あたかも南部秋田藩境における論地侵犯事件が続発し、双方嚴重抗議の応酬が相次いでいた。長次の嗣子三左衛門定次は病弱で臥床することが多く、その子もまだ幼なかった。幕府評定所の召喚も予期される重要な局面を迎えたが、藩預りの宣賣を存分に果たすことのできないことを憚じた長次は、意を決してその辞任を申しだたのであった。願いは聞き届けられ、毛馬内氏は二戸郡の内曲田村へ知行替となり、代わって花輪城代には中野吉兵衛康敬が任命された。延宝二年三月のことである。その経緯を「秘記」は、次のように述べている。

- 一、三月十四日毛馬内九左衛門存命之時分預被申候花輪ノ城三左衛門義病氣弥次郎幼少ニ付而九左衛門願之通御免 今日弥次郎ニ申渡之
一、同日中野伊折江花輪ノ城御預被成段 伊折ヘ申渡之
一、四月十一日花輪御城引渡候ため下田覚左衛門望月文平被遣 城相改之 伊折家来ニ渡候由御城道具并城内屋敷改書付 両人今日上之

伊折は伊織、中野氏第四代吉兵衛康敬の幼名である。なお毛馬内三左衛門定次は、延宝四年五十三歳で死去している。

新たに花輪城に入った中野氏は南部家の一門で、寛文四年まで続いた江戸證人番を八戸・中野・北の三家で勤め世に御三家と称された。花輪本館本丸に陣屋を築き、家中六十余名は横町・表丁を中心に居住、預り御同心三十名は組丁に住んだ。入部と同時に長福寺を壇向の現在地

に移し、その跡に中野氏の香華院長年寺を建立した。「御境古実録」に「康敬公御幼名伊織ト申上候 此君始而花輪御城代并御境御預被仰蒙 此君文武之道ニ英達被遊武勇ニ長し給ふ故御境御司被仰付と申伝候 尤花輪ニ而御知行千五百石被給右御役御蒙被成候は延宝二年五月御蒙同七月花輪江御入部此節大守従 行信公御腰物御拜領 右御腰物ニ延宝二年七月四日入部ト御影付有之候ト伝御座候」と記されている。

正徳元年、第五代吉兵衛広康は「志和彦部村神賀郡太田村千五百石花輪御替地被仰付 依之而花輪千五百石指上御城代御免也」（「花輪御城伝記」）という事態を招いた。元祿八年から家老席に連なり行信・信恩・利幹三代に仕え、宝永五年幕府の善請手伝を命ぜられた際の江戸家老であったが、同七年九月藩家老御役御免となっている。中野氏の第一次花輪治政は、延宝二年から正徳元年までの三十八年間であった。

中野氏替地から再び花輪支配に復する二十年間の空白期間を、「花輪御城伝記」は次のように伝えている。

一、川守田弥五兵衛 伊藤所左衛門 横浜金重郎 川島左衛門 中山平兵衛
中村武左衛門 織笠庄助 岩間左兵衛 矢幅八右衛門
正徳元年より右人数御郡代ト申而御本丸ニ籠居ト 又ニノ丸江居候事有之正徳元年より享保十五年迄廿年ノ間相勧ト云 其頃
御境奉行 遠山伝左衛門 棚内与五左衛門 石井勝左衛門 小枝指伝兵衛 小野五兵衛
沢田助二郎 八木橋茂右衛門 築田平右衛門
右人數も御境奉行御郡代兼帶カ又御境而己カ不詳

享保十五年、第六代吉兵衛光康は「御父君広康公御代花輪千五百石指上候處尚又此度旧地ニ依而花輪之内千四百八十石余被下 花輪御専請取之為川村儀右衛門川村利左衛門籠越 御境奉行棚内与五左衛門とのより御館井御境御用筋請取相勧ト云 同五月十日花輪江御入部ニ而御出立也御上下九十五人 同七月古入山見共ニ御手前御宗門附ニ被成様被仰付」（「前掲書」）というごとく、再び花輪支配を命ぜられた。光康、初め対馬、筑後を名のり享保二年から藩家老を勤め利幹のもと同八年僕役總司となって財政再建に当たった。然し利幹卒去し弱年の利親が藩主となるや、光康は緊縮政策を喜ばず財政家沖弥一右衛門勘定頭長嶽茂右衛門を追放して専横の名を得るに至った。

第七代筑後康定は、鹿角郡花輪村二百五十石、川部村三十石、岩手郡寄木村百五十石、二戸郡奥部村七十石、あわせて新田五百石を開墾し、増祿を許された。

第八代吉兵衛康致の時、明和二年尾去沢銅山が藩の直営（御手山）となるに及んで、中野氏知行支配町であった花輪町は「御代官支配」を仰せ付けられ、すべて引渡されることになった。

「花輪可御代官所江引渡候書留帳写」によると

十月廿九日

一、沢口より關向通御町通不残見分沢口屋敷長年寺門前家三軒大光寺屋敷相除相渡

恩徳寺の下タ長年寺門前相除外相渡ス 關向与兵衛屋敷御田地之内故相除 小上清水五郎介家右同断外相渡 袋丁工藤久右衛門屋敷より弥之介屋敷町屋敷故相渡 橋町元健了周右同断 右引渡立合人數之替表之通外肝入伴右衛門横丁通見分ニ付罷出ル 目明し勝右衛門小走リ仁右衛門罷出ル

一、 覚

此度銅山御手山ニ就被仰付候花輪町不残御引渡申上候様被仰渡候 然所横丁中小路今泉川原町共ニ御引請可被成之由被仰渡候得共相分不申ニ付相同候所 右四丁不残御引渡申候様被仰渡ニ付 去三口各様并御下役兩人清水喜左衛門宿老兩人検断兩人肝入伴右衛門右之通立合御見分之通右四丁御引渡申候 人別家数等ハ別紙を以御引渡申候所相違無御座候以上

明和二年西十一月四日

川村理右衛門

清水喜左衛門

服部七左衛門 殿

黒沢新左衛門 殿

一、家数 九十八軒

人数 (欠)

と記録されている。吉兵衛康致は、明和七年二月家老席詰に挙げられたが翌八年六月二十五歳で病死した。

第九代筑後康房は寛政二年家老席詰となり、同五年から三年間江戸家老在勤。当時連年の凶作に加え御用金等の過徴に反発する農民一揆が相次いだので、幕府の聞えを憚り施政宣しきを得ずとして家老中野筑後らの職を免じた。その後筑後は再び文化五年席詰となり、同十三年御免までその職にあった。

第十代出雲康孝は文化十三年加判役（家老の別称）となり、のち筑後を名乗る。文政元年十月中野氏は八戸・北・南・東各氏とともに南部氏を称することと無輪双鶴紋の使用を許され、以後南部筑後康孝を称するが、同四年病を得て家老職を辞している。

中野南部氏第十一代の吉兵衛清徳（のち清愛）は、幕末の風雲のなかに身を置き戊辰の敗戦に直面した最後の花輪館主であった。大里寿稿「花輪南部家略系図」は次のように略譜をまとめている。

清愛 初メ康久 次ニ清徳 南部吉兵衛

天保十二年正月罪アリ 身帯ノ内千石余祿トナリ二千石ハ地ヲ換ラレ 且南部土佐ノ次席トナリ家来ノ者直臣ト縁組スルヲ禁セラル 十一月鹿角境警衛ヲ免セラレ十二月花輪館武具並同心トモ代官ヘ引渡ス 十四年八月茨島大演習ノ時浮勢別手備トナリ騎士六名惣勢三百余名ナリ 九月定火消トナリ 嘉永元年二月近習頭トナリ三月藩主利済ノ一字ヲ賜ヒ利済ト称シ後清愛ト改ム 十一月加判役兼近習頭トナル 同五年四月三家ニ命セラレテ公用人ヲ置ク 同六年十一月休職 七年正月海岸備頭トナリ 安政二年四月加判役再勤五月身帶地所旧ノ如ク賜ハリ且座席及鹿角境警衛花輪館及ヒ同心預り等旧ノ如シ 文久二年八月旧ノ如ク直臣ヘ諸養子縁組許サル 同十二月休職トナル 延慶四年四月花輪住居ヲ命セラレ花輪館ニ居ル 戊辰役手勢ヲ以テ一方ノ守衛ヲ命セラレ藩ノ目付小枝指監五郎コレニ監タリ 戰止ムノ後復タ盛岡ニ居ル 長男康強早ク死シ二男康直ヲ以テ嗣トナシ明治十年六月十六日清愛病死 寿六十三歳

諸の冒頭にある「罪アリ」とは、どんな罪であったのかよくわからない。花輪南部家御用人所天保十二年「御用留帳」に

一、

清水喜左エ門江波仰渡

其方儀去ル亥十月勤番中御処務書上之節 御家来并寺社給高御免地等相除 御藏入之分斗ニ而御高不相当候出米錢之書上致候段 不吟味之調方御役儀ニ不似合之勤方ニ付御役取上追而御沙汰迄 懇被 仰付

例月為同御機嫌登城之儀者 追而御沙汰迄不及出仕候

閏正月

一、 演説

替地場所之儀者 追而被 仰出候事

閏正月

一、 演説

家来之者以後御直參ト縁組不相成事

閏正月十七日

○

覚

一、

南部吉兵衛

当春 御沙汰被成置候通知行替場所ニ就被 射出此度伝法寺通零石通沢内通福岡通五戸通ニ而高二千石分替場所被下置皆被 仰出

一、

同人

此度知行替場所御沙汰被成候ニ付兼而御預ケ被置候花輪御館御武藏御武具并御同心共ニ

同通御代官江引渡可申候

十一月廿日

○

一、旦那様御登城之砦御境御警衛之義御勤被成候ニ不及候旨大目付達之趣御沙汰御座候

月 日

などあることからも、この一件を推測することができる。なお清水喜左衛門は被仰渡のあつ直後正月廿四日、責任を負って自裁した。

文化元年三月、幕府に対して盛岡藩は領内城館を次のように書上げている。

御居城並抱城要害屋敷御書上之事

文化元年甲子三月朔日 郡村仮名付帳 御書上之節 初而御書左之通

一、居 城 岩手郡仁玉村盛岡

一、抱 城 稗貴郡花巻

一、要害屋敷 鹿角郡花輪

一、要害屋敷 同 郡毛馬内

(ほかに要害屋敷として遠野・七戸・野辺地三ヶ所を書上げ)

要害屋敷之下ヶ礼 此要害屋敷之儀 御注文には無之候得共 領分場広にも御座候間
城下之収納物等相納候ては 其土地之者共 善迷惑仕候 其外檢別之義は 徒城下之差
図をも得候へとも 差定候儀は 古来より右場所々々へ差置候家來之者 取扱申候故
書上仕候

(「郷村古実見聞記」)

藩政初期において花輪館（城）は、毛馬内館とともに秋田藩境警備の拠点として大きな存在価値をもっていた。しかし封建社会の成熟とともに、上記書上げのように地方行政上の、とくに御藏米（年貢）を収納する藩庫を置く藩庁の出先機関としての機能に重点が移ってきた。この内政移行の傾向は、御鋼山との関係とはいえ、明和二年中野氏預りの花輪町が一部家中屋敷町を残し、大部分を代官所へ引渡されたことにもあらわれている。

現存する天保二年以降の花輪南部家御用人所『諸御用留帳』にみる限りでは、花輪館は「御館」とよばれ、「御本丸」「北館」「南館」「的場」「御藏ノ下」などの名称も散見する。

北館等に関するおもな事項を、その『諸御用留帳』のなかから摘記してみる。

一、乍恐奉願上候

拙者儀拜領里敷北館と申處御座候得共 無謬法不如意之拙者殊ニ手殊ニ手速作仕兼居

候付 武者溜ト申御約處表口九間裏行十七間 御先代様之砌顛上永拜借家被 仰付家作仕罷有候 右御約所描者拜領被 仰付下置度奉願上候 御憐愍を以願之通被 仰付被下置候ハバ難有仕合奉存候 此旨御家老中迄宣御執成被仰上被下度奉願候以上

天保三年辰

川村 右学印

御用人中

(「天保三年諸御用留帳」)

一、 口上之覚

私拜領屋敷北館入口ニ而南式拾間三尺北式拾式間五尺五寸東八間四尺西拾式間御座候然處北並垣境より東五間三尺西五間三尺五寸南式拾三間五尺北式拾四間式尺之屋敷地文政年中爰許御給入川口勇左衛門より相調家作住居罷在候 其北並別当屋敷東拾間西同所南式拾五間四尺北式拾八間五尺之場所 此度三倉山別当沢井良助分相調申候 右三ヶ所間數合而南式拾間三尺北式拾八間五尺東武拾四間卷尺西式拾七間三尺五寸 一円ニ拜領屋敷被 仰付被下置度奉願上候 御憐愍ヲ以願之通被 仰付被下置候ハバ難有仕合奉存 此旨御序之砌御家老中迄宣執成被仰上被下度奉願候以上

戊九月

川村九市郎

御用人衆中

(「天保九年諸御用留帳」)

一、八月四日

北越党兵衛居宅油石地之内兼而押領仕罷在候処 此度川村直右衛門江双方勝手二付相對ヲ以讓地ニ致候旨 双方より申出候旨川村左平治申出ル

(「天保九年日記」)

一、九月廿五日

川村直右衛門先年拜領仕住居罷有候居屋敷 規類川守田文藏拜領北館油石地と双方勝手之節有之 取替屋敷仕度奉願上候旨願取出次申上候処 直右衛門屋敷之儀者御用有之起被 仰付旨御沙汰ニ付双方申達口上書相下ル 尚又御沙汰者右屋敷地御用有之候間御用屋敷ニ被 仰付 依之直右衛門右為御起意金子ニ而被下置候旨御沙汰ニ付申渡候処 奉畏難有仕合奉存候旨御請申出申上ル

(「同前」)

一、三月二日

御館通御本丸ニノ九横町袋丁御引渡しひ付(中略)

追手御門江御同心二人 摺手御門同二人 御出迎追手御門江川守田文藏 御本丸御門下タ開六藏 同御門同落江川村左平治殿工藤要右衛門殿御出迎 御玄関御用人川村数

右衛門舊生伴右衛門小田島秀左衛門川村快藏 御代官衆御出被成候處ニ而御用人先立ス

(「天保十三年諸御用留帳」)

一、十月十日

右之通御官所より御沙汰書申来ル

一廿四日根市源吉二ノ丸下川村左学北御館之内以前之通屋敷地ニ被成下候旨 御沙汰之趣御用人を以申達候處雖有往合奉存候旨御請中出ル

(ほかの項は略す)

(「安政二年諸御用留帳」)

一、(十一月)十一日北館元喜左衛門油石地 うち屋敷同断館坂ノ上巻ヶ所 右三ヶ所老両ニテ勇左衛門より買戻し 式ヶ所ハ岩館菊次郎へ館ノ下ノ坂上ハ佐々木平七江被下處十三日沙汰致 尤右老西ハ喜左衛門内ニ而内借先年上納故此度ハ本人共より右老西出金

(「同前」)

一、二月廿六日

米月御館八幡宮御神事之義ハ當年より已前之通手前ニ而相勸申候此段申上候 隨而射場處しつらい等之義ハ前々之通向々江御沙汰被成下(下略)

一、三月十七日

下役藤村勘左衛門殿より御談申度義御座候手紙ニ付罷出候處 三御館並ゆるき館迄繪図面認差出可申御代官申候ト被申候ニ付 承知仕候旨換拶して帰る

一、三月廿九日

此間御官所御達し三御館繪図面出来 橋本瀬左衛門を以差出候處宜出来候旨ニ而納ル
(「安政三年諸御用留帳」)

一、六月十七日

袋丁穂古坂ノ脇屋敷へ配リ方普請懸リ閑村六左衛門被 仰付申達

一、六月廿日

鉄炮星打精古見分として直右衛門六兵衛同道三人星場へ罷越昼夜済帰る御同心共も
(以下次)

一、十二月九日

御官処より差紙ニ付罷出候處 南御館之間敷相改遣候様其節より御達之旨申未候間此間之間敷為見候間左様御心得可被成旨御達なり 尤東西南北之間敷御心得候哉ト被申候得共心得居不申候 昨年三御館共御通行ニ付繪図面差上候旨 右ハ間敷付にも有

之哉何レ吟味之上可申上ト接拶いたし罷下る 後吟味仕候処曲リ曲リ之小間數斗リ有
之豎横之憩間數無之ニ付右之趣申上る

一、十二月廿九日

演 説

花輪御館御武具藏江以前御預被成候御鉄炮之内 此節拾三挺御下ヶ被成置坪借致居候
趣 上納之節ハ暫以前之通御預可被成哉

八 挺 吉田新六

五 挺 御預御同心共

(後略)

(「安政四年諸御用留帳」)

一、六月廿二日

御館御官所御普請爾今出来栄ハ申スニも無之候得共今日引移御用向取計候旨申来ル

一、十月廿二日

炮術小屋仕舞星打出席出る

(「安政五年諸御用留帳」)

一、五月中

武芸信古人数より山口流劍術一大流炮術諸賞流和出席候差出候ニ付御用入出之

(「安政六年諸御用留帳」)

一、三月中

御松慶大破ニ付御縁御普請被 仰付候旨申来ル 隨而御普請奉行小田嶋權八被 仰付
候旨申達

一、七月六日

武芸為見分 工藤要右衛門川守田織右衛門橋本瀬左衛門罷越 星場ニ面鉄炮弓見分 横
町松古場ニ面和銅御柄見分罷帰る

一、八月七日 (舊主利剛追見の途次)

朝五ツ時大守様御館江被為入御庭前邊織右衛門御先立申上ル 御武具藏之脇ニ面下通
被遊御覽 夫より西ノ御物見江御先立申上候處 遠御日鏡ニ面向ひ山井毛馬内ノ方被
遊御覽候由 (後略)

一、八月八日

(前略) 南御館被遊御覽御帰り (御官處前にて武芸上駕の後) 直々北御館被遊御覽
織右衛門御官處前より御先立申上要右衛門伴右衛門北館上リ口脇ニ扣下座仕事送迎中
上 其節ゆるぎ館も御覽被遊候趣ニ付 急ニ廻拂為致居候処早や暮ニ成り御灯ちんも

付候處不被遊御覽候趣ニ而御帰リ被遊（後略）

（「安政七年諸御用留帳」）

一、六月四日

武芸定日ニ付川村俊平坂之脇稽古場江出席

一、六月廿六日

御家老衆武芸御見分ニ付出席 尤是前和剣術坂之脇稽古場ニ而 大過鉄炮星場ニ而
御見分相済

一、九月廿七日

坂之脇稽古場大破ニ付 稽古人数一統申合手入可致 兼而相談之處（後略）

一、十月十八日

坂之脇稽古場縛ひ普請出来配候趣川村善太郎申出 依之御月番へ申上候

（「文久三年諸御用留帳」）

一、二月十三日

諸武櫻 今日御家老衆御用人物見分被或候ニ付 坂ノ脇稽古場へ相詰ル

一、七月廿九日

朔日諸武芸御家老御見分ニ付 坂之脇稽古場并北館星場江出席

（「元治二年諸御用留帳」）

一、一月廿九日

御本丸御普請手筋建御祝義ニ付大工并木挽共迄出候（後略）

一、二月廿日

御本丸古家御解済

一、十一月廿九日

御本丸江御善處建候ニ付已前之通相心得可申旨小頭江中達

一、十二月

御本丸御普請無御滞被為済（後略）

（「慶応二年諸御用留帳」）

一、十月朔日

川村左学兼々心願御座候坂ノ脇稽古場足難仕 文武場と号し建立仕候ハハ 一統若者
之為ニ相成申 右積書絵図差出書（後略）

（「慶応三年諸御用留帳」）

一、四月十三日（南部吉兵衛花輪館に入るに際し）

御館通並横町袋丁中ノ坂沢口屋敷持之御家士江門並垣等損候處 手入可致旨呼出申達

一、閏四月九日

且那様炮術為御見分星場江被為入 御供（後略）

一、同 月十七日

若旦那様御初メ御子様方 坂ノ協精古場ニ御稽古被遊候ニ付 稽古入數江毎朝出席
致候様御沙汰ニ付文武懸リ江申達

一、六月廿一日

且那様御佛詣被遊御帰 直々御官所之稽古場江被為入候處 稽古無之ニ付坂ノ協精古
場へ被為入 若旦那様御子様方御跡より被為入 御供（後略）

一、七月二日

明三日於大久保平御備調練被 仰付候ニ付 御本丸江六ツ半時相詰可申旨 一統江刻
付邇紙ニ而達

（「慶応四年諸御用留帳」）

次の絵図「花輪館之図」は、万延元年（安政七年三月十八日改元）八月藩主利剛の巡見に従って鹿角入りした中奥御小姓上山守吉の「両鹿角扈從日記」に載るものである。安政三年三月十七日花輪通代官所の達しによって認めたのは、「三御館並ゆるき館迄」の絵図面であったので、これはおそらくその写しであろう。この時点において花輪館の諸機能はこの「三御館並ゆるき館迄」に集約され、古くからの樋口館・糸子館などの郭はすでに廃され、悉く畠地に転換していたものと思われる。



第4図 花輪館の図(万延元年)

3. 遺跡の現況

花輪館の現況は、概ね近世の構成と規模そのままを残しているとはいえる。本館は明治三十七年以来小学校校地としての変遷を経、北館には盛岡桜山神社の分祀とともに公園化が行われてきた。とくに戦後、一部段築や堀合道あるいは小郭を低平にしての住宅地造成が進められたため、かなり原形を失うに至った。加えて昭和四十年代の後半から五十年代の初めにかけ、北館の南郭が大きく削除され、ゆるぎ館東端の郭が災害防止の名目で一挙に崩され跡かたなく消滅したことにより、典型的な平山城としての威容は著しく損なわれてしまった。

花輪館は、連続する5乃至6の郭からなり、中世の国人花輪氏以来の經營であろうといわれる。近世初期花輪城または花輪館といわれ、文化元年から要害座敷と公称されるようになったこの館は、おもに三御館（御館・北館・南館）ゆるぎ館の各郭をもって構成されていた。これらの郭は、標高ほぼ175メートル、比高30~40メートルで、自然の段丘地形を巧みに利用したものである。それぞれの郭の、低地に落ちる斜面は火山灰層特有の切り立った急崖で聳え立ち、各郭間は空堀を穿って隔てられている。本館の周縁には、今も土塁の遺構を残している。本館と南館の間の堀合坂は大手口に通じ、坂塀または中の坂とよぶ。本館と北館の間の堀合坂を搦手口とし、坂塀または下（しも）の坂という。南館と花輪南部氏の香華院長年寺の間の坂を沢口といい、上（かみ）の坂とよばれた。本館、北館、南館はその外側斜面に1~2段の幅5~10メートルの腰郭状段築をそなえる。北館の東側には、

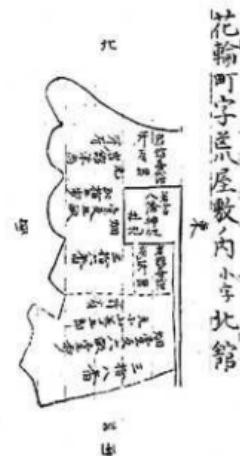
ゆるぎ館が福士川曲流点までの間に複雑な地形を示していた。
このゆるぎ館東端から、樋口館を隔てる堀底道を南西にたどると、約400メートルで盆地の頂部、大手口に達する。

以下、その現況について北館、ゆるぎ館、本館、南館、樋口館の順に述べる。

(1) 北館

本丸・二ノ丸ののる本館の北東側に接続する郭なので、北館とよばれる。

この郭の上部平坦面は、南北を長軸とし130メートル、東西100メートルで、面積約12,000平方メートル、北端がやや突出している。旧藩時代、若宮八幡神社が鎮座し家中屋敷もあったが、明治三十年盛岡桜山神社の分社が遷され、次いで忠魂碑、慰靈塔、郷土先覚者の顕彰碑などが建てられるに及んで、史跡公園の雰囲気が濃くなってきた。小田島由義「桜



第5図 北館地引図

山分社由来記には、「北館ノ畠地ヲ買求メ、廿八年十一月廿日ヨリ地平均ニ着手、數十ノ人夫ヲ督シ、畠全部ノ上ハ土ヲ取除キ地堅メヲ為サシメ」として、第5図の面図を附している。

北館と本館との間に、備予口の館坂とよばれる狭く急な堀合坂が通じ、この堀合坂の上り口と北館との比高36メートル、この館坂を上りつめ、左折して北館に入る。また館坂の中腹近く旧坂ノ脇古場跡（現川村アパート）の上方からも、北館へ上る小径が通じている。この小径の中ほどに、上面からほぼ8メートル下に幅7メートルの段差がめぐり、同じく小径の北側すなわち北館西側にそい、上面から10メートル下り幅13メートル、長さ50メートルの広い腰郭部が付設されている。この腰郭部真下の山裾に、明治初年廃寺となった真言宗妙（明）蓮寺跡がある。

西側腰郭の北端部には、小丘状の防墻と塹跡が残っており、ここから北側斜面の空堀の堀底をたどると、北館東側の鉄炮星場跡とゆるぎ館に通じる。

北館の南隣に接し、面積3,500平方メートル前後の小郭が付属している。畠地と住宅のあるこの郭は、上面が段差2メートルほどで北館より低い。北館との間は、両郭の入口となる狭い堀合状通路と、その延長の堀合坂によって隔てられている。近年拡幅された堀合坂はゆるぎ館と通口館の間の堀底道へ通じる。この小郭は、惜しくも昭和五十年頃に、宅地造成のためか東寄り部分が大きく削りとられてしまった。あるいは北館とは、桜山神社のある郭を北郭、この小郭を南郭として、その両郭を総称する名であったかも知れない。

（2）ゆるぎ館

北館の東側に接する、面積約9,000平方メートルにおよぶ区域で、三つの小郭をあわせて総称したもののがようである。安政三年川村俊平作成絵図面には、東端にあって据が福士川畔へ落ちる郭（便宜上東ノ郭とする）にユルキ館と名を入れ、万延元年「両底角選從日記」記載絵図および宮城一杉「花輪町史」付録絵図面には、北館南部と空堀を隔てて接する郭（同じく中ノ郭とする）にユルキ館と書き入れている。なお北縁部、沢小路側に東西に細長く延びている長根状の小郭（同じく北ノ郭とする）があるので、これらの3小郭が、それぞれの間を空堀で隔てながら設けられていたことになる。

1) 中ノ郭

北館と空堀をへだてて相接する郭で、上位面は標高147メートル、およそ東西50メートル、南北30メートルと狭い。上面の中ほど、ほぼ南北方向に設けられた段差の痕跡が残り、東側がやや低い。郭の西側、北館に続く部分に空堀が設けられ、概ね上幅10メートル、下幅6メートル、深さ8メートル、長さ25メートルを測る。

この郭北側に、北館上面より10メートルほど低く、三角形状で高低の不規則な窪地が広がり、

いわゆる鉄炮星場である。星打とは、標的をうつ鉄炮の射撃訓練のことをいう。安政三年絵図面をみると、この星場には星場小屋が建てられていた。

中の郭の北東側は、北ノ郭、東ノ郭との間に深い空堀が截られている。空堀の下幅約10メートル、北ノ郭上面からの深さ8~12メートル。この場合は、樋口館との間の堀底道に通じている。

2) 東ノ郭

昭和五十五・六年、火山灰層急崖の一部崩落をみたことから、災害防止のため全郭を堀り崩してしまった。いま全く旧態をとどめていない。ユルキ館の語源として、この館の真下に福士川の水勢がぶつかり館全体が揺らいだという伝承があることからすれば、本来この郭がゆるぎ館であったと思われる。郭の上部平坦面は標高176メートル、比高およそ25メートル、面積は南北50メートル、東西30メートルを測った。郭の西側を除く三方は、火山灰層特有の切り立った急崖をなし、東側間近に福士川が迫り方向をかえている。郭西側は、その中位面で北ノ郭につながり、接続部には空堀が設けられていた。空堀の下幅5メートル、深さは東ノ郭上面から8メートル、北ノ郭側2メートル前後である。空堀の北端は急崖となって下へ落ちこみ、同じく南端の急崖は中ノ郭との間の堀合に落ちこんでいた。

この郭は、高さ、形状から推して、おそらく古くから烽火台が置かれていたと思われ、精査すればその遺構がみられたかもしれない。

3) 北ノ郭

北ノ郭は、この区域の北縁を画するごとく東西に細長く横たわっている。標高165~170メートル、西に下るほど上位面の幅が狭まり、東側東ノ郭へ寄るほど幅広く高さを増す。東西を長軸とし85メートル、東ノ郭接続部で35メートル、東から西へゆるく傾斜する。西端近く中ノ郭との間に、三角形状の窪地が広がり、前述の鉄炮星場である。この星場に添うごとく窪地内に数ヶ所の七盛りがあって今も残る。窪地には、北館北側傾斜面の空堀を通る、沢小路から上の小径が通じていた。第二次大戦時、空襲想定の防空訓練に、花輪小学校児童はこの窪地に逃避するを例としたという。

(3) 本館

本(もと)館は、花輪館連郭のうちの主郭をなす。その上部平坦面は東西を長軸とし200メートル、南北100~130メートルの、ほぼ方形につくる。その東西が、やや東よりに段差4メートルをもって上下二面に分かれ、西側現小学校校舎の建つ上面を本丸とし、東側校庭の下面を二ノ丸とよぶ。本丸の上位面は、かって西縁の標高180メートルから東へかなり傾斜していたが、大正十一・二年秋田鉄道陸中花輪駅造成のため、上層表土が撤出されたことと、その後相次ぐ

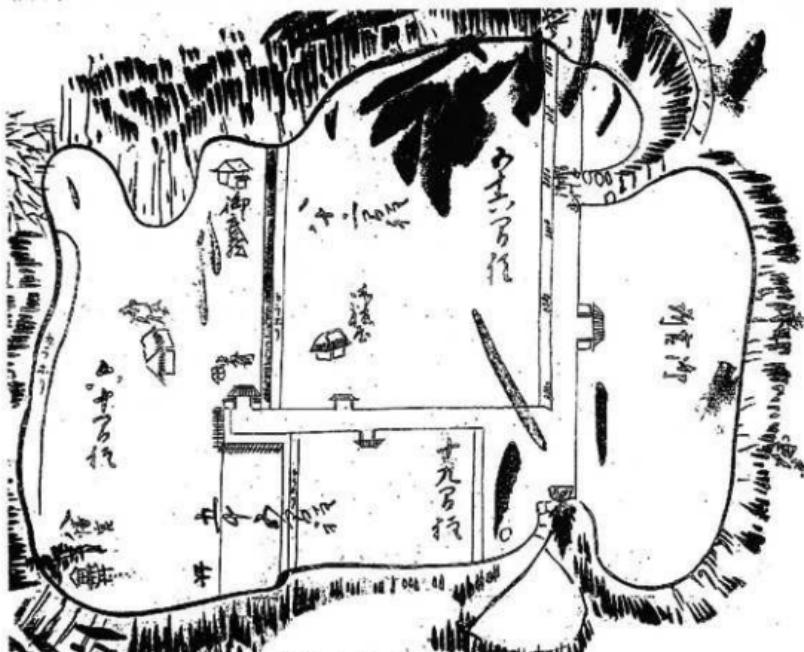
校舎建築により、現状のごとく低平となった。削土の際残された館内八幡宮の跡地の並びはいま土壘状となって西縁を画し、その一部に古い土壘遺構も確認できる。

第6図の絵図面（年代不詳）をみると、花輪南部氏の御仮屋や御武具藏ののる上面は、南北を縱断する土手とそれにそなて穿たれた直線状空堀によって区切られていた。また西縁部の、おそらく土壘内側にも同様に空堀のあったことが知られる。

本丸の北西隅の突出部は御物見とよばれ、城下市街地は勿論、広く尾去沢・西山方面、毛馬内・小坂方面まで見渡される。

本丸南側斜面は、南館との間、大手門とも中ノ坂とも名のある益坂の堀合坂へ急崖となって落ちこむ。西側斜面には、中段・下段と二段の腰郭状段築がめぐり、その中段南端の位置に愛宕神社が鎮座し、近年小公園化された。同じく中段の北端御物見の下に当たる個所に、小丘状の防星と塹跡が残り、前記北筋腰郭北端のそれと同一構造であることを示している。下位段築の跡は、市街化進行とともに、殆ど消失した。

北側斜面にも同様二段の段築が施されており、中位段は御物見東下タの崩崖で断たれ、下位段西寄りに愛宕神社が載っている。安政三年絵図面には、この愛宕社の東に文殊堂社地が記さ



第6図 本館絵図面

れている。

二の丸において、その外周を縁どる土壘遺構が、今なお低く跡をとどめている。正門わきの二宮尊徳像に近い老松の東側に、昭和初期まで古い堀井戸が残っていた。絵図面によると、搦手口の坂上南側を占める一画に花輪代官所（御役岸）が置かれ、そのまわりに御藏、御蔵役所、文草藏、稽古所が並んでいた。鹿角郡南半を司どる行政の府にふさわしい威容であったろう。この館下をめぐる堀底道を、今なお「御藏ノ下」とよぶ。

二ノ丸の大手口両側の斜面中位に段差がみられ、とくに東側中段はほぼ800平方メートルの平場をなしていた。往時における城門の位置は不明だが、ある時期武者濯り的機能をもっていたとも考えられる。この中段も、今は消滅して無い。

(4) 南館

本館の南側に、大手口の盆坂をへだてて南館が横たわっている。

上部平坦面の標高176メートル、長軸を東西にとり180メートル、南北10~50メートルの不整形をなす。この郭の上位面にも、東よりにかけて段差を設け上下二面を分けたとおもわれる痕跡が認められる。このように、郭上位面を段差をもって上下に画することは、この館の本館、北館、ゆるぎ館中ノ郭、南館各郭に共通する特色であるようにみられ、あるいはこの地域における中世館の構造を考える上に重要な視点となるかも知れない。

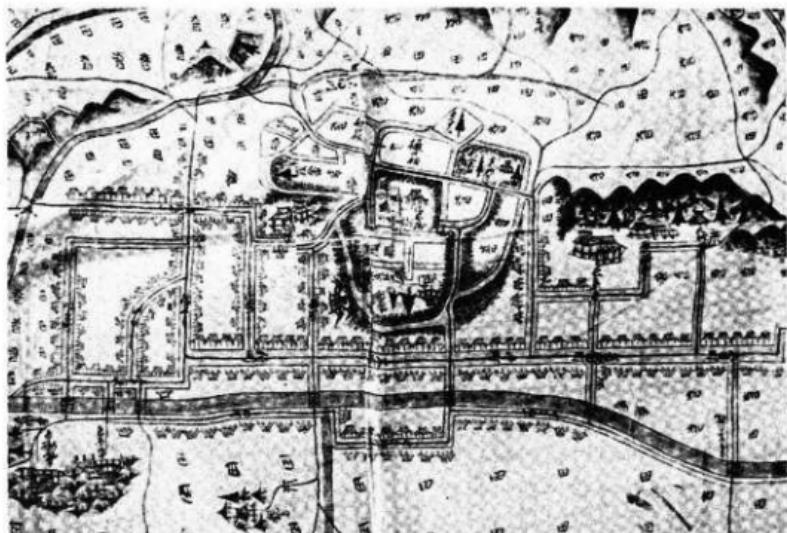
上位面西端に、かって春日社、住吉社が祀られ、今は長年寺跡の鐘撞堂が建てられている。鐘撞堂の真下には、南側から延びる腰郭が幅15メートル余西へつきでて、その下の斜面は急崖となって市街地へ落ちている。南側腰郭部には、東よりに牛頭天王社のお堂と別当屋敷がおかれていた。その西端近く花輪南部氏家中の的場が設けられていた。

南館の沢口上ノ坂に面する斜面も、他の郭と同様火山灰層特有の急崖をなしてけわしく切り立っている。

(5) 檻口館

元文四年「花輪通代官所御絵図」（第7図）に明瞭に記されている櫻口（といのくち）館は、藩政後期書上の図面から、多くその姿を消している。中世末まではおそらく重要な存在価値をもっていた櫻口館も、近世の成熟した社会にはその役目を終えてしまったといえる。

櫻口館は、本館、北館、ゆるぎ館と続く連続郭の南東部に、下幅およそ15メートルの堀底道を隔てて横たわる。上位面の標高174メートルで、東から西へゆるく傾斜している。東側水田との比高約25メートル。その規模は、北西の堀底道側縁辺がもっとも長く210メートル、東南側縁辺は120メートル、その両辺をへだてる距離は100メートル、面積は約17,000平方メートル



第7図 花輪通代官所御絵図 [天文四年(1739)](盛岡市中央公民館所蔵 花輪通図より)

ルで、概ね台形に近い。

東側から南側へめぐる幅20~30メートルの狭間田は、かっての水堀の堀合であろう。この堀合をへだてて、対岸に荒屋敷台地が広がる。

この郭東端の突出区域は一段低く、かつ浅い空堀によって区切られている。その西に約50メートルへだてて八幡神社の残丘があり、周囲の地形は、近年の宅地造成によって乱雑となっている。安政三年絵図には、この八幡神社の小丘の西に萬歳神社、東に稻荷神社と、三社が並んで記載されている。なお元文四年絵図にみえる「糸子館」とは、どの地点に当たるものかよくわからない。

(安村二郎)

4. 調査に至るまでの経過

花輪館の一郭である北館は、市街地に近接すること、約100本の桜が植栽されていることから、桜山公園として市民に親しまれてきた。しかし、公園部分の面積が狭いこと、諸施設の不備から、公園整備の声がにわかに高まってきていた。

昭和57年秋、市当局より桜山公園を対象に、歴史広場、冒険広場、テニスコートを主体とした公園整備計画が打出され、市教育委員会では埋蔵文化財保護の立場からこれに対応することとなった。

整備計画については、本地域が中～近世の結跡の一部であることを再認識し、結跡としての諸形態を極力保存すること、郭上面への構造物も下部造構への影響の少ない地点、工法とすること等、埋蔵文化財保護に留意するよう要請、これらの基礎資料を作成するため、市教育委員会が、翌58年5月早々に試掘調査を実施することになった。

(柳沢悦郎)

5. 調査要項

1. 遺跡名 花輪館跡
2. 所在地 鹿角市花輪字中花輪他
3. 調査期間 昭和58年5月16日～7月13日
4. 調査対象面積 約7,650m²
5. 試掘調査面積 約920m²
6. 調査主体者 鹿角市教育委員会
7. 調査担当者 秋元信夫（鹿角市教育委員会 社会教育課）
8. 事業主体者 鹿角市都市計画課
9. 調査参加者
調査指導員 高橋泰時（秋田県教育庁文化課 学芸主事）
調査員 安村二郎（鹿角市史編さん委員）
 錄田健一（秋田県立十和田高校 教諭）
 大里勝藏（秋田県立十和田高校 教諭）
 藤井安正（鹿角市教育委員会 発掘調査員）
 調査補助員 佐藤樹 菊池明 藤井富久子 三ヶ田睦子
 作業員 石木田クラ 石井ユキ 相川タマ 佐々木ヒサ 泉谷サナ
 木村テル 川又ソヨ 枝本キワ 児沢松江 村木雅子
10. 社会教育課
課長 工藤次郎
課長補佐 安田孝司
文化財係長 柳沢悦郎（庶務担当）
主事 秋元信夫（調査担当）
臨職 目時キミ子
11. 調査協力機関 秋田県教育委員会 秋田県埋蔵文化財センター

6. 調査の方法と経過

ア) 調査の方法

桜山公園整備事業に先立ち、試掘調査を実施し、遺跡保存のための基礎資料を得ることが、この度の調査の主目的であった。このため、対象地ほぼ全域への均一な縦横のトレンチの設置、各地点の堆積層の厚さ、遺物の出土状況、遺構の有無の確認が必要であったが、神社、民家、テニスコート等が点在するため、第9図のような変則的なトレンチの配置となった。

グリッドの設定には、本郭の形状を考慮し、N→10°→Eを基準線とし、10m四方を1単位とした。さらに南北方向をアルファベット、東西方向を算用数字とし、アルファベットと算用数字の組み合わせで、各々のグリッドを呼ぶこととした。トレンチは、このグリッドを利用し、縦横に設定した。なお、トレンチの幅は2mを原則としたが、遺構の検出部分等必要に応じて一部拡張した。

検出された遺構は、2~4分法で精査、簡易遺り方測量を用い、堅穴遺構、建物跡等は1/20、配石遺構等は1/10の縮尺で図化した。

遺物の取り上げは、遺構外のものは層ごと・グリッド一括で取り上げ、遺構内のものは1点づつの図化・レベル実測の後、取り上げた。また写真記録については、全ての遺構とそれに伴う遺物をモノクロ、カラー・スライドで撮影した。

イ) 調査経過

試掘調査は、5月16日より7月13日までの約9週間を費やして実施された。調査日誌を基にその経過を簡単に記述すると次のようになる。

5月16日、グリッド、トレンチ設定の後、試掘調査に取りかかる。試掘調査は、民有地の畠作物の収穫時期、公園及びテニスコートの使用を考慮し、A→B→D→C→E→F→H→I→Dトレンチの順序で行なわれた。

6月上旬にはCトレンチまでの粗掘りを終了、Bトレンチ南部から遺構が密集して検出されたため、同地区（A区）の拡張を行なうとともに、E、Fトレンチの粗掘りへと進んだ。また、粗掘を終了したトレンチ内の遺構精査、基本層序の図化を合わせて実施した。

6月中旬には、予定したトレンチの粗掘りを終了し、多数のピットが検出されたDトレンチ中央の一部（B区）の拡張を行なう。

6月下旬には、Fトレンチまでの調査を終了、H・I・Dトレンチの遺構精査を残すのみとなる。Dトレンチ中央部からは3基の堅穴遺構、拡張部からは数軒の建物跡が想定される多数の柱穴が検出された。また南側からは、6基の堅穴遺構と6基の配石遺構、南端からは1条の溝が検出され、遺構の集中する地区として注目された。

7月には、これらの遺構の精査と併行して、調査の終了した部分の埋めもどしを行なう。

7月6日には試掘調査を終了、13日には埋めもどしを全て終了する。発掘用品の整理及び、次の発掘現場である下沢田遺跡への運搬を行ない、最終的に花輪館（北館）を後にする。

7. 遺跡の層序

調査対象区の現況は、南側が緩斜面となっている他は、ほぼ平坦となっている。これは中央部から北西側が公園として、南東部がテニスコートとして利用されていることにもよると考えられ、A・Fトレーニングでは低地部への埋め土、D・Eトレーニングでは削土の痕跡がみられた。また各地点の利用状況の相異によるものか、中央部から北西側の公園部、南東側のテニスコート部及び南側の民有地（畠地）部では異なる堆積状況を示している。

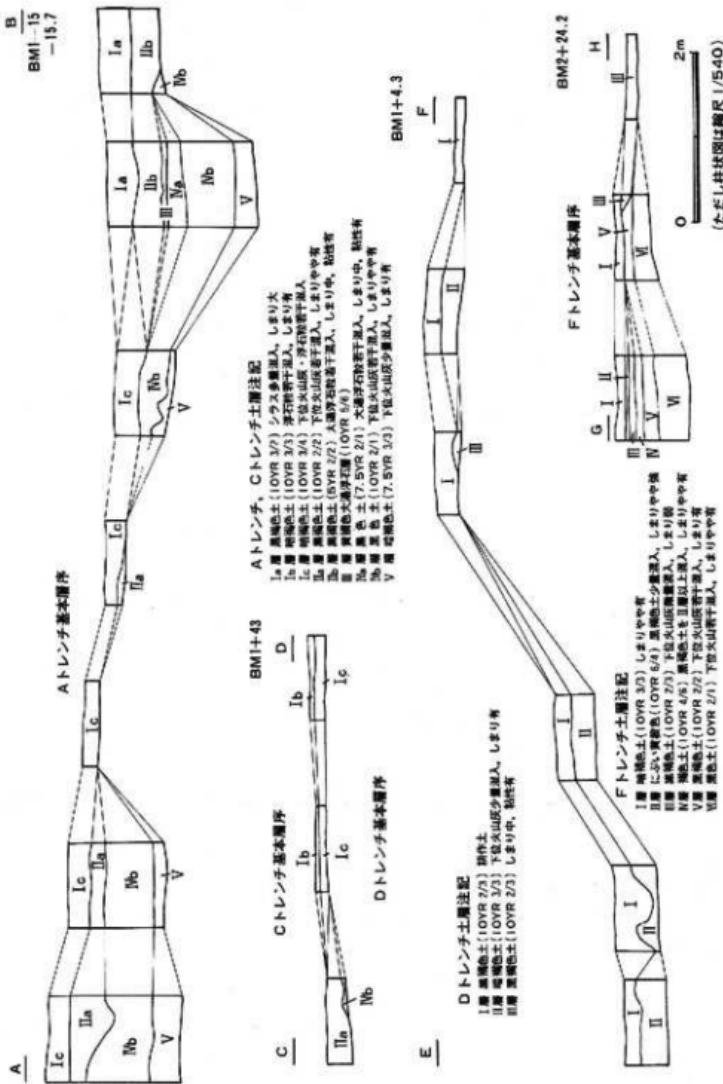
公園部の層序は基本的にI～V層に区分できる。I層は、その土色、混入物及び堆積状況より、人為的な埋め土、整地土と考えられる土層である。II層は黒褐色土であり、大湯浮石層堆積後の堆積土である。ややしまりがあり、若干粘性のある土質である。III層は黄褐色を呈する大湯浮石層であり、Aトレーニング北側からDトレーニング南側へと続く小沢状凹地において確認された。最も顕著であるAトレーニング北側の地表下64cmで7cmの厚さの大湯浮石層の堆積があった。IV層は大湯浮石層下から地山直上までの暗褐色を呈する土層、V層は地山（下位火山灰層）直上の層で暗褐色を呈し、若干粘性があり、しまりのある層である。

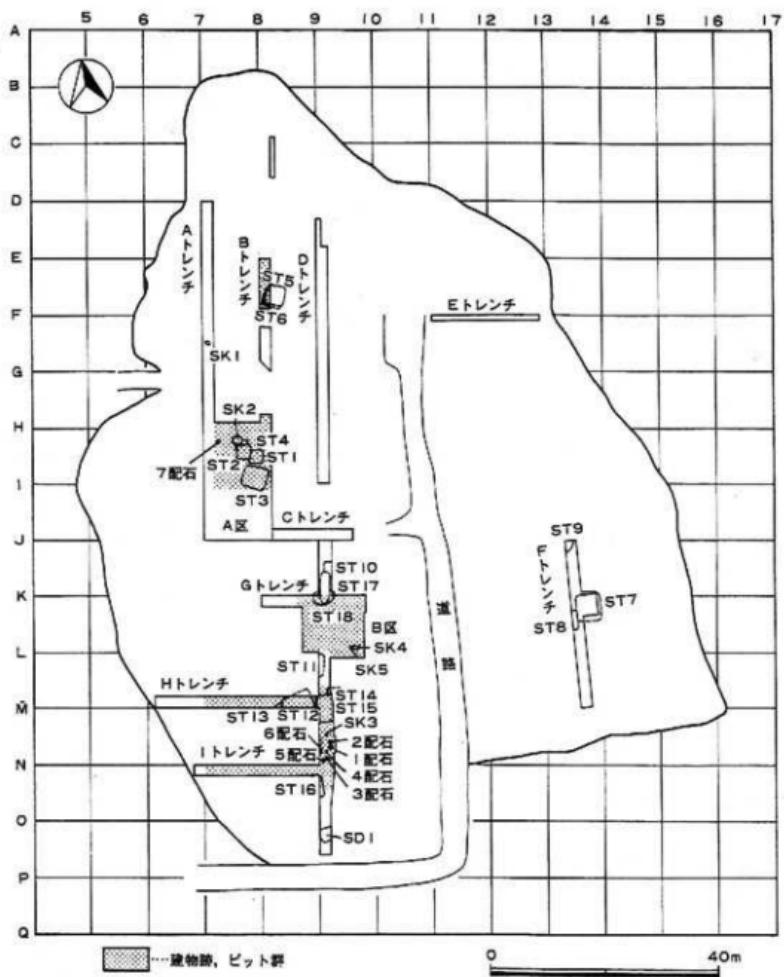
南東部のテニスコート部分は、テニスコート建設によるものが整地の痕跡を有する。Fトレーニング北端部では遺構確認面直上まで削土が行なわれ、逆に南側には数次にわたる埋め土の痕跡が確認された。基本的にはI～VI層に区分でき、I～IV層が埋め土、整地土、V・VI層が公園部のII・IV層に対比できると考えられる。

南側の民有地は、畠地として利用されており、表土の浅い地点では、その擾乱が地山にまで及んでいる。I層は耕作土、II・III層が公園部のIV・V層に対比できる。

（秋元信夫）

第8図 基本層序図





第9図 造構配置図

8. 検出遺構と出土遺物

豎穴遺構

第1号豎穴遺構 (S T 1) 第10図

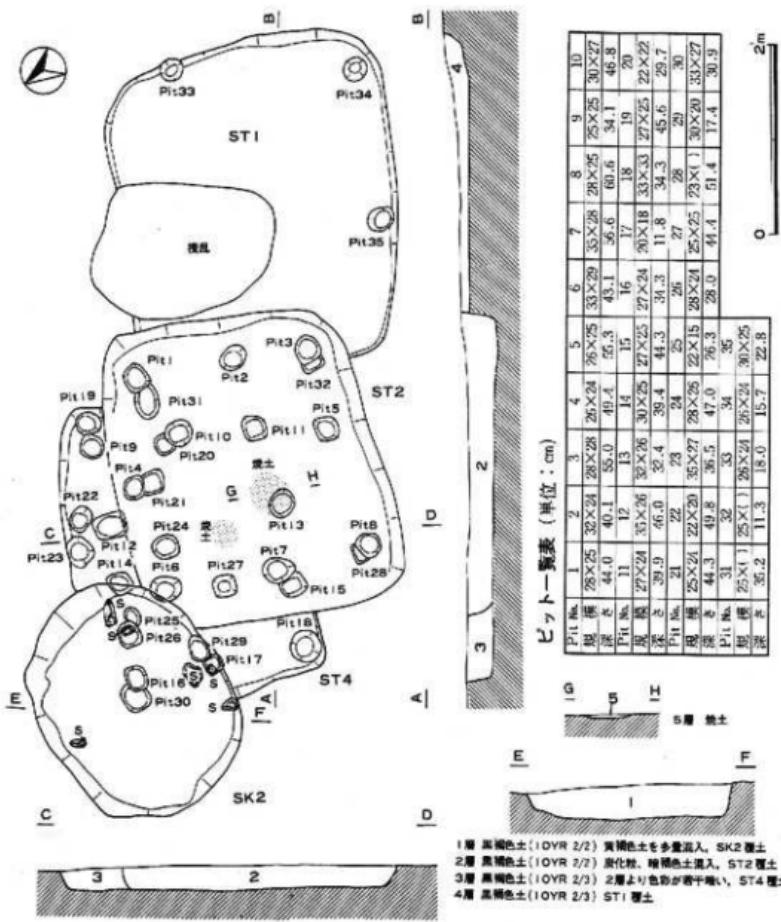
A区北東部のH-7・8グリッドに位置する。第2号豎穴遺構と重複関係にあり、本遺構が古い。3.5×3.0mの方形を呈し、長軸方向はN-55°W、面積は8.88m²を計る。壁はやや緩やかな立ち上がりを呈し、壁高は北東壁10.4cm、南東壁18.6cm、南西壁9.9cmを計る。北西壁は2号豎穴遺構構築により、また北東壁の一部は擾乱により消失している。床面は地山より成り、若干凹凸があり、軟弱である。南東、南西壁際より3個のピット (Pit 33~35) が検出されたが、配置及び規模より柱穴と考えられる。これらに対応する柱穴は、擾乱及び重複により確認できなかった。本遺構からの遺物の出土はなかった。

第2号豎穴遺構 (S T 2) 第10図

A区北部のH-7グリッドに位置する。第1・4号豎穴遺構、2号土壙と重複、本遺構は2号土壙より古く、1・4号豎穴遺構より新しい。3.2×2.8mの方形を呈し、長軸方向はN-62°-W、面積は7.92m²を計る。壁はほぼ垂直に立ち上がり、壁高は東壁47.6cm、西壁18.9cm、南壁29.1cm、北壁36.9cmを計る。床面はほぼ平坦で、堅くしまりがある。本遺構内より19個のピットが検出されたが、各壁隅及び壁際中間に位置するPit 1~8の8個が本遺構の主柱穴と考えられる。中央より若干西寄りの床直において、45×40cmの範囲で、最大厚さ2cmの焼土が確認された。地床炉と考えられる。東壁際北寄りの床直より13点の古銭（洪武通宝3点、淳熙元宝1点、元祐通宝1点、天聖元宝1点、判読不可7点）、覆土中より1点の陶磁器碗口縁部片を出土した。

第3号豎穴遺構 (S T 3) 第11図

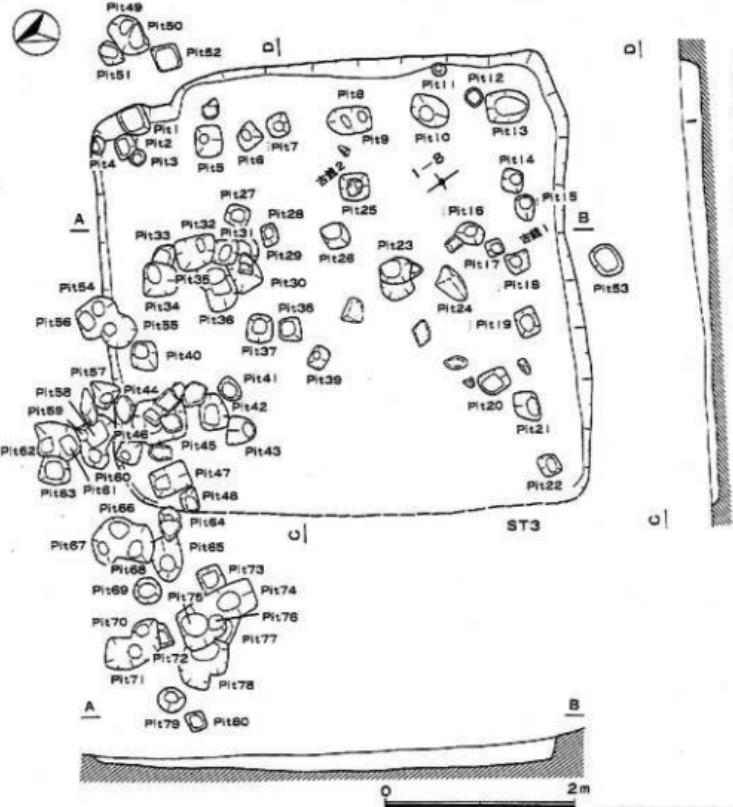
A区東部のII-1-7・8グリッドに位置する。本遺構北側に第1・2号豎穴遺構が近接している。5.02×(4.88)mの方形を呈し、長軸方向はN-34°E、面積は(21.84)m²を計る。壁はやや急な立ち上がりを呈し、壁高は東壁26.7cm、南壁39.6cm、北壁9.0cmを計る。なお西壁は擾乱のため検出できなかった。床面は地山より成り、若干凹凸があり、一様にしまりがある。本遺構内より48個のピットが検出されたが、Pit 2または3・5・7・8または9・10・13・14・18・19・21・22・34・40・47を主柱穴とする各壁隅とその間に並ぶ4本から成る柱配置と考えられる。また北壁及び東壁に平行に位置するPit 42・35・23等も、その規模及び配置から間仕切り等上層構造と関連ある柱穴と考えられる。西壁際からのピットの検出が少ないが、これは擾乱によるものである。南壁際及び東壁際寄り床直より、それぞれ1点の古銭（○○元宝、判読不可）、東壁際覆土中位より、鉄状製品1点、覆土中より4点の鐵滓を出土した。また南壁寄り床直より少量の炭化米が検出された。



第10図 A区検出遺構実測図(1)

第4号竪穴遺構 (ST 4) 第10図

A区北部のH-7グリッドに位置する。第2号竪穴遺構、2号土壙と重複し、本遺構はいづれよりも古い。3.07×2.50mの方形を呈し、長軸方向はN-60°W、面積は6.24m²を計る。壁は急な立ち上がりを呈し、壁高は北壁25.7cm、西壁20.8cmを計る。北壁、西壁の一部は2号土壙、東壁及び南壁の大部分は2号竪穴遺構構築により消失している。床面は地山より成り、ほぼ平坦で、堅くしまりがある。Pit 9~18を主柱穴とする各壁隅とその間の等間隔な柱列(短



1図 附圖色土(10YR 3/3) 岩山松・浮石少量混入、炭化粒若干混入

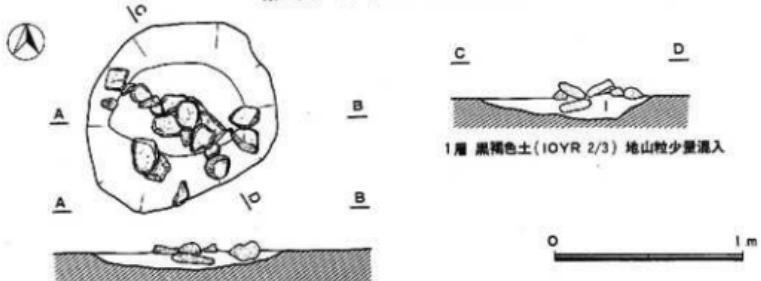
ピット一覧表 (単位: cm)

| Pit No. | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
|---------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|--------|
| 概 横 | 15×17 | 19×14 | 34×28 | 25×23 | 24×23 | 30×29 | 27×29 | 41×31 | 15×14 | 19×18 | 45×34 | 24×23 | 28×20 |
| 深 さ | 48.4 | 10.7 | 59.6 | 41.7 | 52.2 | 53.8 | 56.3 | 50.6 | 9.6 | 19.5 | 77.7 | 50.2 | 51.8 |
| Pit No. | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |
| 概 横 | 29×23 | 18×17 | 25×22 | 29×23 | 32×25 | 30×26 | 22×21 | 32×28 | 21×() | 31×29 | 28×26 | 24×22 | 22×17 |
| 深 さ | 52.1 | 28.1 | 66.3 | 57.6 | 29.3 | 44.3 | 49.9 | 67.6 | 31.5 | 20.0 | 23.0 | 26.7 | 13.3 |
| Pit No. | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 36 | 37 | 38 | 39 | 40 | 41 |
| 概 横 | 31×() | 29×30 | 68×27 | 42×34 | 23×23 | 35×35 | 35×() | 32×() | 30×27 | 24×23 | 24×18 | 31×28 | 25×20 |
| 深 さ | 96.0 | 56.8 | 59.8 | 68.0 | 23.9 | 73.7 | 50.1 | 86.9 | 24.5 | 45.2 | 38.7 | 78.3 | 63.4 |
| Pit No. | 42 | 43 | 44 | 45 | 46 | 47 | 48 | 49 | 50 | 51 | 52 | 53 | 54 |
| 概 横 | 39×29 | 30×29 | 48×() | 45×() | 24×22 | 41×30 | 25×18 | 31×() | 31×() | 25×21 | 27×27 | 36×29 | 30×() |
| 深 さ | 72.5 | 42.4 | 91.8 | 79.4 | 20.5 | 64.4 | 20.6 | 47.6 | 61.6 | 31.9 | 71.6 | 48.8 | 70.0 |
| Pit No. | 55 | 56 | 57 | 58 | 59 | 60 | 61 | 62 | 63 | 64 | 65 | 66 | 67 |
| 概 横 | 36×98 | 35×23 | 31×28 | 68×33 | 30×23 | 38×28 | 36×28 | 32×30 | 22×21 | 48×32 | 63×29 | 38×23 | |
| 深 さ | 61.5 | 76.0 | 77.5 | 58.3 | 70.5 | 33.8 | 44.3 | 41.0 | 28.1 | 44.5 | 56.4 | 60.6 | 62.8 |
| Pit No. | 68 | 69 | 70 | 71 | 72 | 73 | 74 | 75 | 76 | 77 | 78 | 79 | 80 |
| 概 横 | 39×98 | 29×28 | 93×28 | 46×34 | 27×() | 26×26 | 48×27 | 47×98 | | 56×49 | 28×26 | 20×19 | |
| 深 さ | 53.7 | 14.3 | 53.4 | 72.7 | 39.2 | 11.1 | 72.8 | 97.4 | 76.5 | 28.8 | 68.1 | 39.9 | 25.9 |

第11図 A区検出遺構実測図(2)



第12図 A区検出遺構実測図(3)



第13図 A区検出遺構実測図(4)

第2表 A区ピット一覧表 (単位: cm)

| Pit No. | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 規 模 | 24×22 | 31×26 | 22×22 | 16×() | 25×24 | 23×18 | 23×18 | 29×18 | 26×() | 32×30 | 35×30 | 35×20 | 40×32 |
| 深さ | 12.4 | 36.3 | 54.4 | 34.7 | 37.1 | 40.4 | 13.9 | 17.9 | 7.1 | 38.2 | 30.8 | 25.6 | |
| Pit No. | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
| 規 模 | 36×30 | 23×18 | 34×31 | 25×20 | 24×20 | 37×25 | 20×16 | 24×23 | 22×() | 23×() | 30×() | 40×35 | 25×23 |
| 深さ | 29.6 | 23.2 | 11.0 | 10.2 | 29.2 | 37.8 | 4.5 | 35.2 | 15.4 | 17.5 | 30.2 | 29.5 | 16.3 |
| Pit No. | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 36 | 37 | 38 | 39 |
| 規 模 | 25×24 | 32×() | 26×() | 26×25 | 22×20 | 33×28 | 26×25 | 28×25 | 50×40 | 30×25 | 22×20 | 20×() | 28×28 |
| 深さ | 18.1 | 29.5 | 12.2 | 35.3 | 22.5 | 46.0 | 31.2 | 20.4 | 42.7 | 32.0 | 35.7 | 19.7 | 59.5 |
| Pit No. | 40 | 41 | 42 | 43 | 44 | 45 | 46 | 47 | 48 | 49 | 50 | 51 | 52 |
| 規 模 | 22×20 | 30×26 | 27×25 | 35×35 | 27×() | 35×() | 35×31 | 26×21 | 30×() | 30×() | 30×25 | 37×33 | 30×24 |
| 深さ | 23.4 | 34.5 | 20.6 | 43.9 | 27.2 | 25.9 | 39.1 | 28.0 | 27.0 | 20.9 | 13.5 | 15.2 | 36.4 |
| Pit No. | 53 | 54 | 55 | 56 | 57 | 58 | 59 | 60 | 61 | 62 | 63 | 64 | 65 |
| 規 模 | 31×28 | 26×() | 27×18 | 25×() | 35×30 | 35×25 | 32×26 | 33×25 | 32×27 | 26×21 | 22×18 | 20×() | 15×() |
| 深さ | 23.4 | 28.7 | 23.4 | 21.9 | 27.5 | 39.5 | 53.4 | 33.9 | 57.3 | 33.1 | 24.3 | 35.0 | 29.5 |
| Pit No. | 66 | 67 | 68 | 69 | 70 | 71 | 72 | 73 | 74 | 75 | 76 | 77 | 78 |
| 規 模 | 40×30 | 40×36 | 30×26 | 30×29 | 28×23 | 23×20 | 32×29 | 35×30 | 22×() | 24×26 | 33×30 | 30×25 | 21×20 |
| 深さ | 25.4 | 20.7 | 28.2 | 25.2 | 34.9 | 9.7 | 28.9 | 49.3 | 10.1 | 60.9 | 57.9 | 23.7 | 17.5 |
| Pit No. | 79 | 80 | 81 | 82 | 83 | 84 | 85 | 86 | 87 | 88 | 89 | 90 | 91 |
| 規 模 | 50×43 | 33×() | 33×28 | 25×22 | 20×() | 25×() | 55×40 | 46×() | 欠番 | 26×() | 30×() | 20×() | 30×25 |
| 深さ | 63.3 | 34.6 | 33.0 | 33.3 | 20.9 | 22.5 | 46.9 | 33.7 | | 32.6 | 28.4 | 15.0 | 29.8 |
| Pit No. | 92 | 93 | 94 | 95 | 96 | 97 | 98 | 99 | 100 | 101 | 102 | 103 | 104 |
| 規 模 | 28×25 | 20×19 | 26×23 | 45×40 | 50×33 | 30×40 | 33×28 | 30×24 | 25×() | 30×() | 36×() | 28×() | |
| 深さ | 71.3 | 9.4 | | | | 69.3 | 58.4 | | 17.0 | 30.0 | 36.2 | 10.7 | 14.7 |
| Pit No. | 105 | 106 | 107 | 108 | 109 | 110 | 111 | 112 | 113 | 114 | 115 | 116 | 117 |
| 規 模 | 40×() | 22×22 | 32×25 | 32×29 | 24×() | 32×24 | 24×() | 24×() | 25×23 | 24×18 | 17×17 | 17×() | |
| 深さ | 12.0 | 46.7 | 46.9 | 28.9 | 80.8 | 40.7 | 41.4 | 12.8 | 18.5 | 14.5 | 37.4 | 22.9 | 23.3 |
| Pit No. | 118 | 119 | 120 | 121 | 122 | 123 | 124 | 125 | 126 | 127 | 128 | 129 | 130 |
| 規 模 | 25×25 | 29×27 | 28×25 | 20×13 | 23×18 | 33×28 | 17×17 | 27×26 | 30×27 | 32×19 | 25×21 | 14×14 | 37×30 |
| 深さ | 21.4 | 19.9 | 48.4 | 25.0 | 11.8 | 12.0 | 12.1 | 16.2 | 16.3 | 32.2 | 24.9 | 24.5 | 54.0 |
| Pit No. | 131 | 132 | 133 | 134 | 135 | 136 | 137 | 138 | 139 | 140 | 141 | 142 | 143 |
| 規 模 | 22×() | 25×() | 30×23 | 36×25 | 25×24 | 20×10 | 30×27 | 25×21 | 22×() | 23×() | 27×24 | 22×19 | 55×50 |
| 深さ | 23.5 | 28.9 | 44.7 | 12.0 | 45.0 | 12.8 | 19.5 | 48.4 | 36.4 | 43.4 | 40.0 | 39.7 | 16.5 |
| Pit No. | 144 | 145 | 146 | 147 | 148 | 149 | 150 | 151 | 152 | | | | |
| 規 模 | 23×23 | 21×() | 30×22 | 40×33 | 30×() | 24×21 | 36×() | 30×() | 45×33 | | | | |
| 深さ | 20.1 | 43.1 | 46.1 | 49.6 | 55.7 | 48.3 | 34.5 | 23.6 | 24.5 | | | | |

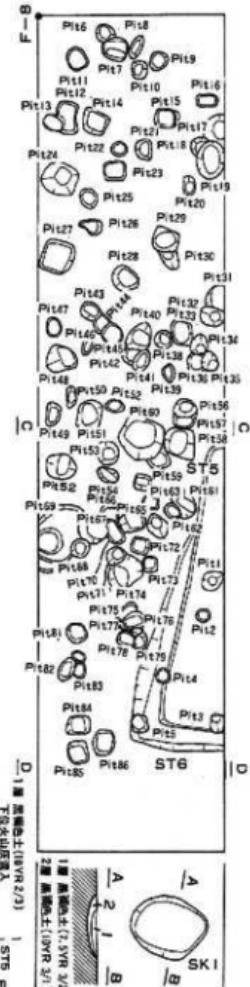
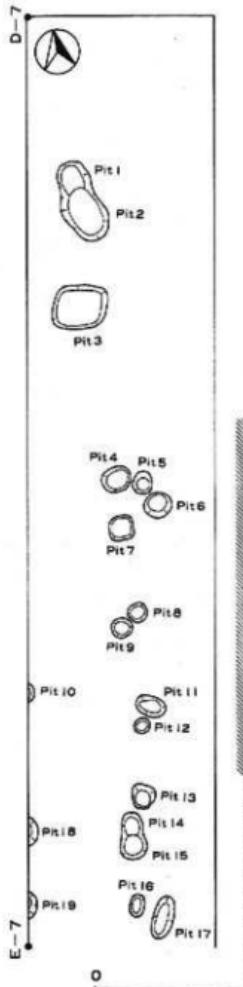
軸1本、長軸2本) よりなる柱配置と考えられる。本遺構からの遺物の出土はなかった。

第5号竪穴遺構 (S T 5) 第14図

Bトレーナー北部のE-8グリッドに位置する。第6号竪穴遺構と重複し、本遺構が新しい。全掘に至らず、全容は不明であるが、一辺を3.06mとする方形と考えられる。壁は急な立ち上がりを呈し、壁高は西壁27.0cmを計る。床面は若干凹凸があり、堅くしまりがある。本遺構内より3個のピットが検出されたが、東壁際わずかの発掘であり、柱配置は知り得なかった。本遺構からの遺物の出土はなかった。

第6号竪穴遺構 (S T 6) 第14図

Bトレーナー北部のE-8グリッドに位置する。第5号竪穴遺構と重複し、本遺構が古い。一辺2.5m前後の方形プランと推測される。壁は急な立ち上がりを呈し、壁高は西壁24.1cm、南壁18.3cmを計る。床面のほとんどは第5号竪穴遺構構築により消失しており、残存部は若干凹凸があり、やや軟弱である。Pit 4・5が本遺構に伴うピットと考えられるが、柱配置につい



第14図 A・Bトレーナ検出構造実測図

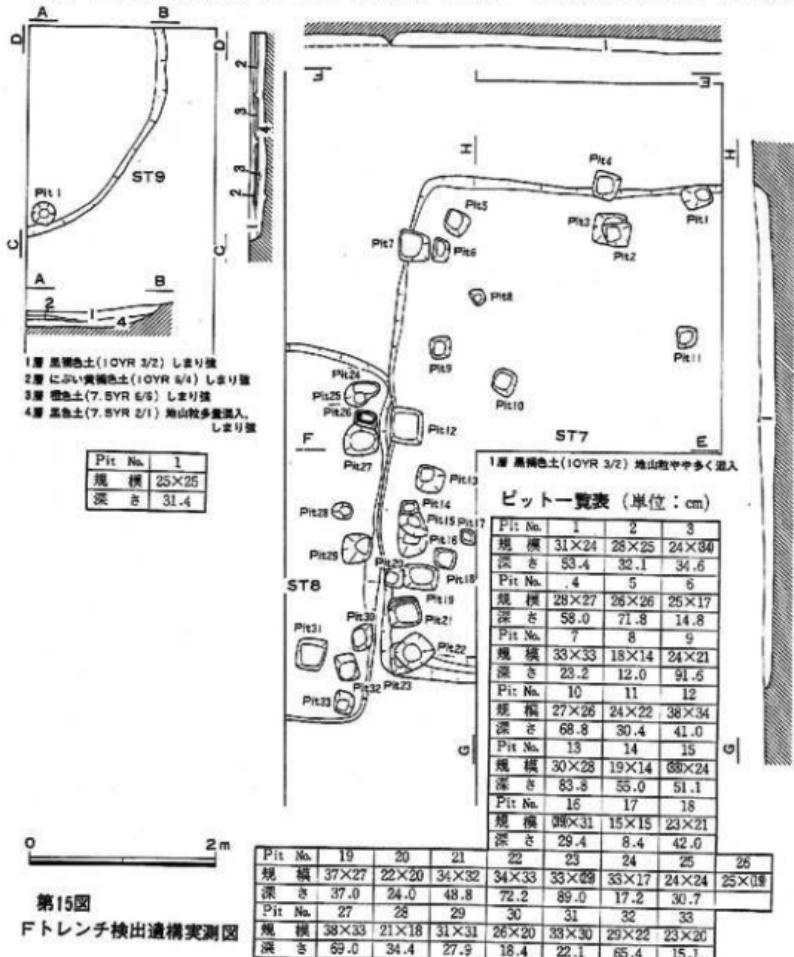
第3表 Aトレンチピット一覧表 (単位: cm)

| Pit No | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 規 模 | 49×36 | 66×43 | 58×46 | 32×27 | 24×22 | 30×28 | 26×26 | 22×21 | 24×22 | 20×11 |
| 深 さ | 42.0 | 58.9 | 75.8 | 29.4 | 32.6 | 42.7 | 53.7 | 39.5 | 35.2 | |
| Pit No | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | |
| 規 模 | 32×21 | 17×16 | 26×22 | 31×23 | 60×29 | 24×16 | 42×22 | 22×30 | 31×11 | 31×11 |
| 深 さ | 24.7 | 15.0 | 29.1 | 36.5 | 35.4 | 23.9 | 29.5 | | | |

では不明である。遺物の出土はなかった。

第7号竪穴遺構 (ST7) 第15図

Fトレンチ中央部のJ・K-13グリッドに位置し、西壁側が第8号竪穴遺構と接する。一边が5.44mの規模の方形を呈する。壁は緩やかな立ち上がりを呈し、壁高は西壁17.4cm、南壁6.4cm、北壁15.1cmを計る。南壁下から幅18cm、深さ7.9cmの周溝が検出された。床面は地山より成り、ほぼ平坦で堅くしまりがある。本遺構内より23個のピットが検出されたが、各壁隅及び



第15図
Fトレンチ検出遺構実測図

壁際のPit 2, 5, 9, 13, 22等が主柱穴と考えられる。南壁際の床直より25点の鉄滓を出土した。

第8号竪穴遺構 (S T 8) 第15図

Fトレンチ中央部のK-13グリッドに位置する。一辺が4.02mの規模の方形を呈すると考えられる。壁は緩やかな立ち上がりを呈し、壁高は東壁11.3cm、南壁12.6cm、北壁18.0cmを計る。床面は地山から成り、若干凹凸があり、ややしまりがある。東壁際より10個のピットが検出されたが、このうちPit 27, 29, 32が主柱穴と考えられる。東壁際床直より美濃灰釉皿底部(16C)1点、鉄滓1点を出土した。

第9号竪穴遺構 (S T 9) 第15図

Fトレンチ北端のI-J-13グリッドに位置する。径4.6m程度の円形または橢円形と考えられる。壁は緩やかに立ち上がり、東壁14.9cm、南壁10.5cmを計る。床面はほぼ平坦で堅くしまりがある。南壁際より1個のピットが検出されたのみで、柱配置は不明である。遺物の出土はなかった。

第10号竪穴遺構 (S T 10) 第16図

Dトレンチ中央部のJ-9グリッドに位置する。第17号竪穴遺構と重複し、本遺構が古い。一辺が2.02mの規模で方形を呈する。壁はやや急な立ち上がりを呈し、壁高は西壁17.1cm、北壁20.7cmを計る。南壁のはほとんどは17号竪穴遺構構築により消失している。床面は凹凸があり、軟弱である。本遺構内より14個のピットが検出されたが、規模及び配置より、Pit 1, 4, 10, 14またはPit 2, 4, 8, 11を主柱穴とする柱配置と考えられる。本遺構からの遺物の出土はなかった。

第11号竪穴遺構 (S T 11) 第17図

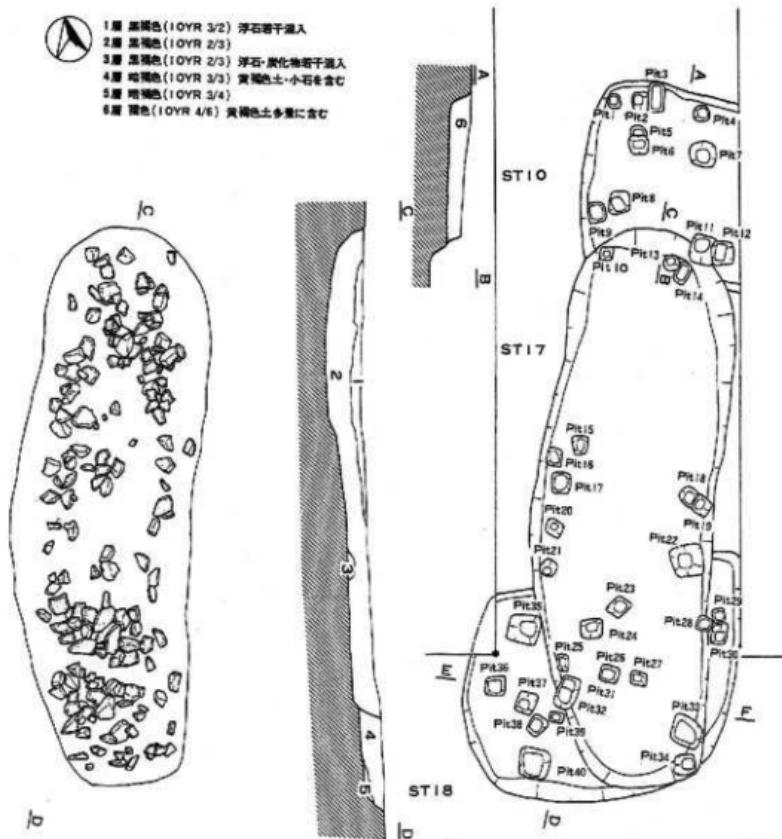
Dトレンチ中央部のL-8・9グリッドに位置する。北側にB区柱穴群(建物跡)、南側に第12~15号竪穴遺構が近接する。方形を呈すると考えられるが、北東壁隅を検出したのみで、規模については不明である。北壁はやや急な立ち上がりを呈し、12.0cmの壁高を計る。本遺構周辺が南方向への緩斜面のため、南側の床面及び壁は確認できなかった。北東壁隅と北壁際よりピットが検出されたが、規模及び配置より、本遺構の柱穴と考えられる。遺物の出土はなかった。

第12号竪穴遺構 (S T 12) 第20図

Hトレンチ東部のL-M-8グリッドに位置する。第13・15号竪穴遺構と重複し、本遺構は13号竪穴遺構より新しい。15号竪穴遺構との新旧関係については、重複部分が未掘のため不明である。本遺構は一辺5.57mの規模の方形を呈する。壁は急な立ち上がりを呈し、壁高は東壁19.8cm、北壁34.7cmを計る。発掘された部分の壁下には幅14~16cm、深さ7~16cmの周溝が巡する。床面はほぼ平坦で、若干軟弱である。本遺構内外より多数のピットが検出されたが、



- 1層 黒褐色(10YR 3/2) 浮石若干混入
 2層 黒褐色(10YR 2/3)
 3層 黒褐色(10YR 2/3) 浮石・炭化物若干混入
 4層 噴褐色(10YR 3/3) 黄褐色土・小石を含む
 5層 噴褐色(10YR 3/4)
 6層 黄色(10YR 4/6) 黄褐色土多量に含む



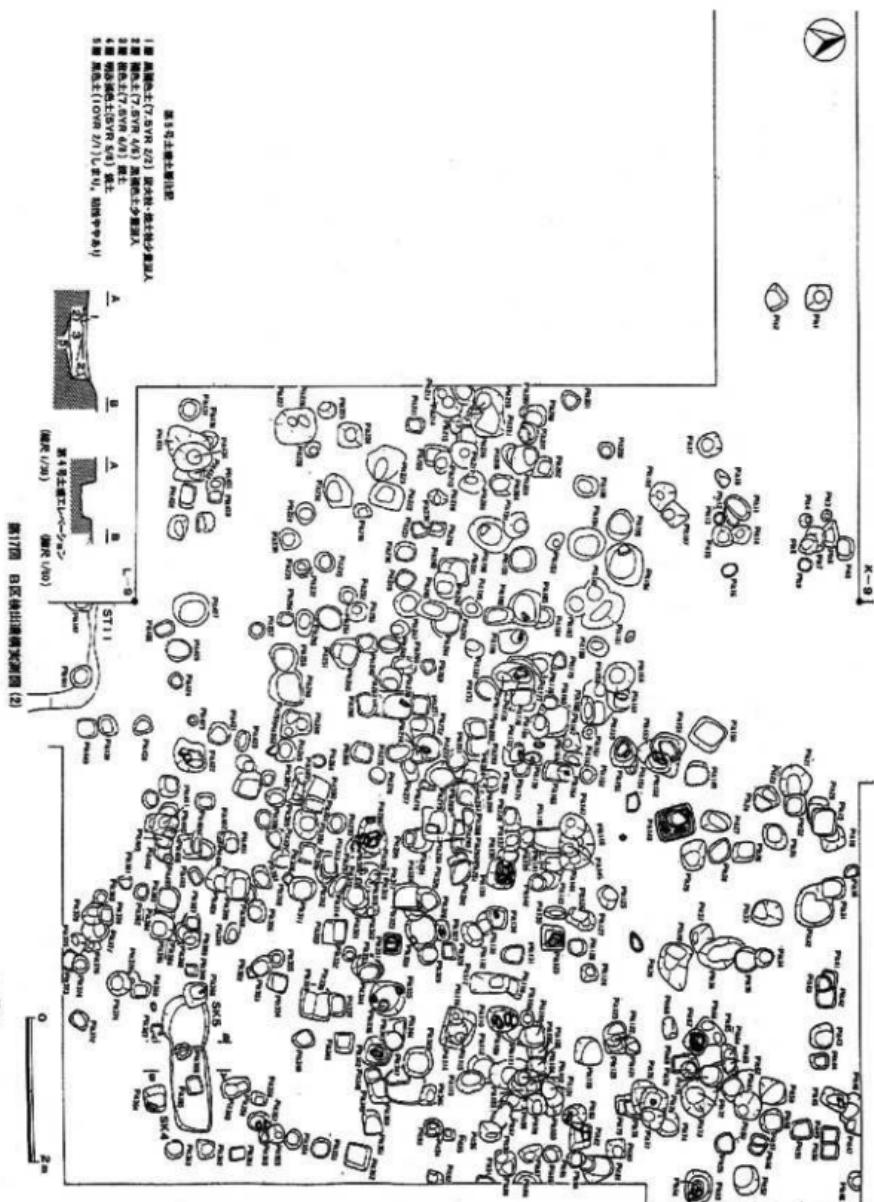
ピット一覧表 (単位: cm)

| Pit No. | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
|---------|--------|--------|--------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----|----|----|----|----|
| 規 模 | 17×15 | 22×17 | 34×18 | 18×18 | 18×() | | | | | | | | | | | | |
| 深 さ | 15.5 | 25.7 | 18.9 | 10.8 | 8.3 | | | | | | | | | | | | |
| Pit No. | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 |
| 規 模 | 22×21 | 28×28 | 24×23 | 20×20 | 14×14 | 31×30 | 25×25 | 18×17 | 24×16 | 22×17 | 20×17 | 24×20 | | | | | |
| 深 さ | 30.4 | 14.8 | 30.4 | 8.4 | 39.0 | 15.8 | 19.6 | 13.0 | 13.0 | 6.9 | 3.7 | 18.2 | | | | | |
| Pit No. | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | | | | | |
| 規 模 | 20×() | 19×19 | 19×17 | 18×18 | 35×34 | 23×18 | 24×22 | 19×13 | 21×19 | 18×16 | 18×16 | 15×14 | | | | | |
| 深 さ | 8.5 | 6.1 | 35.2 | 13.5 | 15.5 | 15.5 | 17.3 | 7.8 | 23.0 | 17.8 | 10.0 | 20.1 | | | | | |
| Pit No. | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 36 | 37 | 38 | 39 | 40 | | | | | | |
| 規 模 | 22×17 | 32×() | 23×() | 33×30 | 22×22 | 30×28 | 22×21 | 24×22 | 23×20 | 16×14 | 33×32 | | | | | | |
| 深 さ | 22.8 | 24.7 | 36.4 | 20.0 | 18.4 | 29.5 | 8.3 | 52.8 | 14.9 | 18.9 | 19.4 | | | | | | |

第16図 ロトレンチ・B区検出造構実測図(1)

第5表 B区ピット一覧表 (単位: cm)

| Pit No. | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 規 模 | 36×35 | 37×31 | 18×17 | 20×18 | 31×24 | 38×28 | 35×29 | 27×24 | 20×19 | 26×16 | 41×25 | 1×20 | 15×15 |
| 深 さ | 55.2 | 29.6 | 16.4 | 36.0 | 41.5 | 14.2 | 50.1 | 55.7 | 13.8 | 19.7 | — | 57.0 | 32.9 |
| Pit No. | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
| 規 模 | 30×26 | 30×28 | 22×17 | 34×31 | 34×38 | 39×38 | 31×() | 48×44 | 32×31 | 34×() | 34×() | 41×32 | 31×30 |
| 深 さ | 40.0 | 54.6 | 13.8 | 34.7 | 43.0 | 42.2 | 62.7 | 60.2 | 38.6 | 23.0 | 7.6 | 33.2 | 30.7 |
| Pit No. | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 36 | 37 | 38 | 39 |
| 規 模 | 42×28 | 38×30 | 42×24 | 21×19 | 35×28 | 34×53 | 43×33 | 26×24 | 34×33 | 59×41 | 33×27 | 39×26 | 43×41 |
| 深 さ | 35.0 | 19.6 | 47.7 | 17.1 | 51.0 | 49.1 | 40.9 | 12.2 | 88.6 | 78.2 | — | 61.6 | 51.2 |
| Pit No. | 40 | 41 | 42 | 43 | 44 | 45 | 46 | 47 | 48 | 49 | 50 | 51 | 52 |
| 規 模 | 23×21 | 28×22 | 30×26 | 33×32 | 26×21 | 38×26 | 42×() | — | 25×23 | 25×24 | 24×24 | 30×27 | 40×34 |
| 深 さ | 53.6 | 31.9 | 58.8 | 45.7 | 27.6 | 62.0 | 83.2 | 47.0 | 30.8 | 47.1 | 52.2 | 22.2 | 52.7 |
| Pit No. | 53 | 54 | 55 | 56 | 57 | 58 | 59 | 60 | 61 | 62 | 63 | 64 | 65 |
| 規 模 | 48×43 | 17×07 | 28×28 | 22×21 | 25×19 | 33×28 | 36×36 | 39×38 | 08×30 | 64×() | 19×() | 21×() | — |
| 深 さ | — | — | 34.2 | 20.9 | 13.6 | 70.0 | 74.1 | 78.2 | — | 48.4 | 38.1 | 23.1 | 30.0 |
| Pit No. | 66 | 67 | 68 | 69 | 70 | 71 | 72 | 73 | 74 | 75 | 76 | 77 | 78 |
| 規 模 | 27×() | 31×31 | 28×19 | 37×24 | 22×22 | 33×28 | 51×() | 08×() | 36×94 | 08×37 | 48×34 | 32×29 | 05×() |
| 深 さ | 25.0 | — | 56.2 | 67.9 | 38.9 | — | 42.8 | 35.0 | 20.2 | 66.8 | 67.3 | 26.5 | 82.4 |
| Pit No. | 79 | 80 | 81 | 82 | 83 | 84 | 85 | 86 | 87 | 88 | 89 | 90 | 91 |
| 規 模 | 28×() | 26×25 | 43×35 | 35×29 | 35×81 | 23×22 | 24×22 | 25×24 | 34×22 | 40×() | 28×26 | 28×24 | 28×() |
| 深 さ | 61.6 | 67.8 | 63.0 | — | 24.4 | 33.9 | 28.5 | 43.8 | 22.2 | 44.0 | 48.2 | 59.0 | 52.2 |
| Pit No. | 92 | 93 | 94 | 95 | 96 | 97 | 98 | 99 | 100 | 101 | 102 | 103 | 104 |
| 規 模 | 21×09 | 25×26 | 18×16 | 16×16 | 30×28 | 40×24 | 32×25 | 29×28 | 69×33 | 08×() | 34×() | 24×22 | — |
| 深 さ | 17.8 | — | 19.0 | 14.7 | 50.3 | 53.7 | 18.5 | 31.7 | 54.2 | 75.0 | 60.0 | 62.0 | 72.0 |
| Pit No. | 105 | 106 | 107 | 108 | 109 | 110 | 111 | 112 | 113 | 114 | 115 | 116 | 117 |
| 規 模 | 27×25 | 28×() | 38×() | 23×21 | 34×() | 42×34 | 54×40 | 41×38 | 39×30 | 52×43 | 04×26 | 22×19 | 54×28 |
| 深 さ | 35.3 | 29.0 | 46.5 | 25.3 | 22.0 | — | 62.0 | 33.4 | 24.5 | 20.4 | — | 28.4 | 50.3 |
| Pit No. | 118 | 119 | 120 | 121 | 122 | 123 | 124 | 125 | 126 | 127 | 128 | 129 | 130 |
| 規 模 | 24×04 | 38×58 | 29×29 | 24×21 | 28×() | 33×22 | 24×23 | 30×26 | 33×23 | 26×23 | 25×23 | 34×31 | 30×16 |
| 深 さ | 56.5 | 35.9 | 76.2 | 28.3 | — | 17.1 | 16.5 | 48.3 | 32.2 | 33.0 | 25.8 | 55.0 | 16.0 |
| Pit No. | 131 | 132 | 133 | 134 | 135 | 136 | 137 | 138 | 139 | 140 | 141 | 142 | 143 |
| 規 模 | 32×23 | 38×26 | 28×() | 30×29 | 40×39 | 29×() | 01×27 | 32×23 | 28×() | 34×() | 32×() | 25×22 | 34×39 |
| 深 さ | 37.6 | 40.3 | 41.9 | 21.3 | 49.0 | 62.8 | 43.9 | 61.8 | 60.8 | 42.4 | 81.8 | 33.8 | 56.4 |
| Pit No. | 144 | 145 | 146 | 147 | 148 | 149 | 150 | 151 | 152 | 153 | 154 | 155 | 156 |
| 規 模 | 42×31 | 05×25 | — | 36×34 | 54×43 | 32×30 | 43×43 | 44×68 | 35×28 | 60×46 | 02×16 | 42×36 | 45×38 |
| 深 さ | 25.1 | 52.5 | 21.5 | 87.1 | 64.0 | 21.2 | 43.9 | 44.7 | 55.4 | 64.0 | 29.7 | 47.0 | 52.0 |
| Pit No. | 157 | 158 | 159 | 160 | 161 | 162 | 163 | 164 | 165 | 166 | 167 | 168 | 169 |
| 規 模 | 04×31 | 08×() | 09×() | 38×18 | 18×16 | 33×24 | 28×17 | 21×21 | 34×27 | 28×24 | 48×44 | 23×20 | 34×28 |
| 深 さ | 45.2 | 51.3 | — | 15.0 | — | — | — | 75.9 | 25.5 | 39.3 | 34.9 | 34.6 | 56.9 |
| Pit No. | 170 | 171 | 172 | 173 | 174 | 175 | 176 | 177 | 178 | 179 | 180 | 181 | 182 |
| 規 模 | 05×16 | 25×23 | 30×28 | 35×30 | 38×() | 40×() | 42×30 | 58×() | 34×() | 26×20 | 30×25 | 67×44 | 05×64 |
| 深 さ | — | — | 29.5 | 73.7 | — | 41.1 | 41.8 | 36.3 | 77.2 | 16.2 | 37.6 | 57.1 | — |
| Pit No. | 183 | 184 | 185 | 186 | 187 | 188 | 189 | 190 | 191 | 192 | 193 | 194 | 195 |
| 規 模 | 40×37 | 30×26 | 50×45 | 40×33 | 26×23 | 42×26 | 32×26 | 60×47 | 35×30 | 38×34 | 28×19 | 52×46 | 44×35 |
| 深 さ | 33.8 | 54.8 | 52.2 | 27.0 | 21.2 | 32.4 | 36.8 | 53.0 | 38.7 | 37.7 | 68.5 | 32.0 | 61.6 |
| Pit No. | 196 | 197 | 198 | 199 | 200 | 201 | 202 | 203 | 204 | 205 | 206 | 207 | 208 |
| 規 模 | 57×53 | 30×27 | 39×36 | 34×29 | 22×21 | 26×24 | 25×29 | 40×35 | 31×29 | 33×29 | 08×29 | 29×30 | 33×30 |
| 深 さ | 34.7 | 39.0 | 32.5 | 34.0 | 25.5 | 16.7 | 15.0 | 59.7 | 29.8 | 23.8 | 51.9 | 35.9 | 66.2 |
| Pit No. | 209 | 210 | 211 | 212 | 213 | 214 | 215 | 216 | 217 | 218 | 219 | 220 | 221 |
| 規 模 | 19×05 | 40×34 | 46×38 | 37×27 | 02×23 | 38×35 | 26×18 | 39×37 | 38×38 | 26×19 | 32×24 | 33×29 | 25×21 |
| 深 さ | 16.3 | 43.2 | 36.6 | 46.3 | 19.0 | 23.5 | 22.0 | 30.5 | 21.9 | 25.6 | 37.2 | 48.2 | 44.7 |
| Pit No. | 222 | 223 | 224 | 225 | 226 | 227 | 228 | 229 | 230 | 231 | 232 | 233 | 234 |
| 規 模 | 47×36 | 51×45 | 34×34 | 22×24 | 49×() | 49×() | 24×20 | 28×26 | 31×27 | 23×19 | 19×38 | 26×28 | 48×38 |
| 深 さ | 56.4 | 51.5 | 36.4 | 17.1 | 31.5 | 25.5 | 23.8 | 22.2 | 35.0 | 33.7 | 10.5 | 48.8 | 67.5 |
| Pit No. | 235 | 236 | 237 | 238 | 239 | 240 | 241 | 242 | 243 | 244 | 245 | 246 | 247 |
| 規 模 | 25×20 | 29×25 | 28×23 | 14×11 | 24×20 | — | 38×05 | 36×31 | 42×40 | 44×26 | 39×36 | 27×25 | 24×24 |
| 深 さ | 44.6 | 43.0 | 24.1 | 33.7 | 33.3 | 56.2 | 57.1 | 58.0 | 50.3 | 31.7 | 47.8 | 30.9 | 41.6 |
| Pit No. | 248 | 249 | 250 | 251 | 252 | 253 | 254 | 255 | 256 | 257 | 258 | 259 | 260 |
| 規 模 | 26×25 | 28×25 | 43×01 | 30×04 | 26×24 | 30×26 | 36×35 | 38×25 | 21×21 | 22×22 | 08×36 | 48×45 | 28×29 |
| 深 さ | 31.3 | 21.0 | 32.0 | 33.1 | 23.5 | 34.0 | 21.9 | 22.2 | 24.0 | 7.0 | 32.8 | 46.8 | 46.8 |
| Pit No. | 261 | 262 | 263 | 264 | 265 | 266 | 267 | 268 | 269 | 270 | 271 | 272 | 273 |
| 規 模 | 27×29 | 25×26 | 31×28 | 20×18 | 31×28 | 33×26 | 32×30 | 34×23 | 20×20 | 54×38 | 27×25 | 32×() | 14×35 |
| 深 さ | 33.2 | 22.7 | 35.7 | 9.8 | 23.4 | 23.7 | 14.0 | 47.3 | 7.7 | 71.1 | 36.9 | 60.1 | 73.5 |
| Pit No. | 274 | 275 | 276 | 277 | 278 | 279 | 280 | 281 | 282 | 283 | 284 | 285 | 286 |
| 規 模 | 01×22 | 40×26 | 22×21 | 22×() | 08×14 | 36×36 | 穴 | 30×25 | 33×27 | 32×() | 34×29 | 30×() | 30×() |



| | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|------|
| 深さ | 27.9 | 25.5 | 26.0 | 30.3 | 40.8 | 30.4 | | 44.4 | 30.1 | 48.7 | 49.0 | 46.0 | 44.7 | |
| Pit No. | 287 | 288 | 289 | 290 | 291 | 292 | 293 | 294 | 295 | 296 | 297 | 298 | 299 | |
| 規模 | 30×26 | 29×18 | 62×24 | 20×20 | 28×() | 28×26 | 45×43 | 36×32 | 22×18 | 38×() | 35×34 | 42×31 | 28×25 | |
| 深さ | 36.8 | 24.9 | 66.3 | 21.3 | 29.5 | 26.3 | 79.1 | 24.1 | 20.3 | 52.4 | 61.4 | 57.0 | 38.9 | |
| Pit No. | 300 | 301 | 302 | 303 | 304 | 305 | 306 | 307 | 308 | 309 | 310 | 311 | 312 | |
| 規模 | 40×34 | 30×22 | 42×33 | 28×21 | | 28×25 | 26×22 | 29×26 | 25×26 | 28×24 | 14×() | 38×32 | 24×23 | |
| 深さ | 48.3 | 36.4 | 81.7 | 15.7 | 36.8 | 19.2 | 25.5 | 31.0 | 51.5 | 46.3 | 24.0 | 31.3 | 22.0 | |
| Pit No. | 313 | 314 | 315 | 316 | 317 | 318 | 319 | 320 | 321 | 322 | 323 | 324 | 325 | |
| 規模 | 36×22 | 36×18 | | | | 34×34 | 32×32 | 26×() | 28×18 | | 38×32 | 35×31 | | |
| 深さ | 43.7 | 28.0 | 21.4 | 20.9 | 22.7 | 15.1 | 25.1 | 50.1 | 17.6 | 14.3 | 30.7 | 26.5 | 27.8 | |
| Pit No. | 326 | 327 | 328 | 329 | 330 | 331 | 332 | 333 | 334 | 335 | 336 | 337 | 338 | |
| 規模 | 24×() | 28×18 | 22×20 | 28×25 | 46×44 | 26×24 | 20×18 | 40×36 | 31×25 | 48×47 | 17×14 | 31×23 | 46×25 | |
| 深さ | 58.5 | 16.3 | 23.8 | 30.3 | 24.5 | 9.6 | 23.0 | 20.0 | 34.8 | 70.6 | 19.6 | 43.5 | | |
| Pit No. | 339 | 340 | 341 | 342 | 343 | 344 | 345 | 346 | 347 | 348 | 349 | 350 | 351 | |
| 規模 | 46×26 | 29×24 | 28×26 | 40×39 | 25×26 | 64×26 | 42×40 | 28×24 | 35×24 | 23×21 | 38×35 | 55×52 | 35×24 | |
| 深さ | 14.2 | 22.5 | | | 24.6 | 23.2 | 38.4 | 52.5 | 42.0 | 22.4 | 30.0 | 35.8 | 36.7 | |
| Pit No. | 352 | 353 | 354 | 355 | 356 | 357 | 358 | 359 | 360 | 361 | 362 | 363 | 364 | |
| 規模 | 34×34 | 28×26 | 29×24 | 26×22 | 22×13 | 32×26 | 22×17 | 25×24 | 28×() | 21×19 | 26×24 | 26×25 | 36×30 | |
| 深さ | 45.1 | 29.6 | 12.8 | 25.8 | 27.0 | 17.7 | 15.7 | 38.7 | 47.0 | 36.3 | 32.2 | 28.7 | 22.4 | |
| Pit No. | 365 | 366 | 367 | 368 | 369 | 370 | 371 | 372 | 373 | 374 | 375 | 376 | 377 | |
| 規模 | 25×22 | 20×20 | 16×13 | 35×32 | 25×23 | 36×() | 32×32 | 32×36 | 26×22 | 27×() | 24×22 | 31×21 | 22×() | |
| 深さ | 33.4 | 18.5 | 9.6 | 45.1 | 16.1 | 14.6 | 19.0 | 22.8 | 35.4 | 12.0 | 22.1 | 58.7 | 65.5 | |
| Pit No. | 378 | 379 | 380 | 381 | 382 | 383 | 384 | 385 | 386 | 387 | 388 | 389 | 390 | |
| 規模 | 26×20 | 30×29 | 20×19 | 20×19 | 23×19 | 37×32 | 28×() | 35×33 | 28×() | 24×22 | 36×30 | 24×22 | 18×18 | |
| 深さ | 40.3 | 33.1 | 17.6 | 19.0 | 15.1 | 30.5 | 34.4 | 54.0 | 20.0 | 30.2 | 44.9 | 31.0 | 8.5 | |
| Pit No. | 391 | 392 | 393 | 394 | 395 | 396 | 397 | 398 | 399 | 400 | 401 | 402 | 403 | |
| 規模 | 29×19 | 16×() | 29×24 | 27×24 | 23×22 | 30×24 | 31×22 | 29×20 | 40×34 | 40×35 | 29×22 | 16×() | 24×17 | |
| 深さ | 52.9 | 17.2 | 20.5 | 37.0 | 23.5 | 32.9 | 41.0 | 44.2 | 47.0 | 62.3 | 31.2 | 21.8 | 12.1 | |
| Pit No. | 404 | 405 | 406 | 407 | 408 | 409 | 410 | 411 | 412 | 413 | 414 | 415 | 416 | |
| 規模 | 00×26 | 28×15 | 33×32 | 16×12 | 27×24 | 25×() | 15×15 | 32×30 | 26×() | 28×() | 26×22 | 29×28 | 27×22 | |
| 深さ | 16.9 | 30.5 | 9.5 | 31.6 | 39.3 | | | 69.0 | | | 18.9 | 16.8 | 47.2 | 14.6 |
| Pit No. | 417 | 418 | 419 | 420 | 421 | 422 | 423 | 424 | 425 | 426 | 427 | 428 | 429 | |
| 規模 | 40×34 | 22×18 | 26×22 | 28×19 | 30×30 | 44×41 | 15×14 | 21×20 | 34×31 | 28×21 | 50×48 | 35×25 | 28×25 | |
| 深さ | 55.7 | 14.8 | 27.1 | 25.0 | 29.6 | 54.0 | 9.4 | 17.1 | 26.7 | 13.1 | 39.5 | 38.9 | 9.3 | |
| Pit No. | 430 | 431 | 432 | 433 | 434 | 435 | 436 | 437 | 438 | 439 | 440 | 441 | 442 | |
| 規模 | 20×20 | 21×() | 34×20 | 42×() | 53×38 | 62×46 | 26×() | 30×30 | 26×24 | 28×24 | 27×26 | 33×28 | 37×() | |
| 深さ | 13.1 | 14.3 | 15.0 | 38.0 | 28.6 | | | 28.8 | 35.0 | 12.8 | 36.2 | 17.9 | 78.8 | 72.4 |

Pit 11, 22, 35, 41等を主柱穴とする各壁隅と壁際中間の柱配置と考えられる。Pit 41内より古銭（判読不可）1点を出土した。

第13号竪穴造構（S T 13） 第20図

Hトレンチ東部のL・M-8グリッドに位置する。第12号竪穴造構と重複し、本造構が古い。方形を呈すると考えられるが、重複及び未掘部分が多いため、その規模については不明である。壁はやや緩やかに立ち上がり、壁高は西壁27.6cm、北壁29.8cmを計る。床面は壁から中央にかけ若干の傾斜をもち、やや軟弱である。北壁際に平行に並ぶPit 4, 14, 19, 28, 39等がほぼ一直線上にあり、等間隔であることから主柱穴の一部と考えられる。本造構からの出土はなかった。

第14号竪穴造構（S T 14） 第18図

Dトレンチ南部のL-9グリッドに位置する。第15号竪穴造構と重複し、本造構が古い。方形を呈すると考えられるが、未掘部分、重複部分が多いため、その規模は不明である。壁は急

な立ち上がりを呈し、壁高は西壁49.1cm、北壁54.0cmを計る。西壁際に等間隔に並ぶPit 1, 3, 4が主柱穴と考えられる。本遺構からの遺物の出土はなかった。

第15号竪穴遺構 (S T15) 第18図

Dトレントンチ南部のL・M-9グリッドに位置する。第14号竪穴遺構と重複し、本遺構が新しい。一辺が4.78mの規模の方形を呈する。壁はやや急な立ち上がりを呈し、西壁29.2cm、南壁18.6cm、北壁42.8cmを計る。床面は地山より成り、ほぼ平坦で、堅くしまりがある。本遺構内より15個のピットが検出されたが、その規模及び配置より、Pit 5, 6, 10, 18, 17等が主柱穴と考えられる。遺物の出土はなかった。

第16号竪穴遺構 (S T16) 第19図

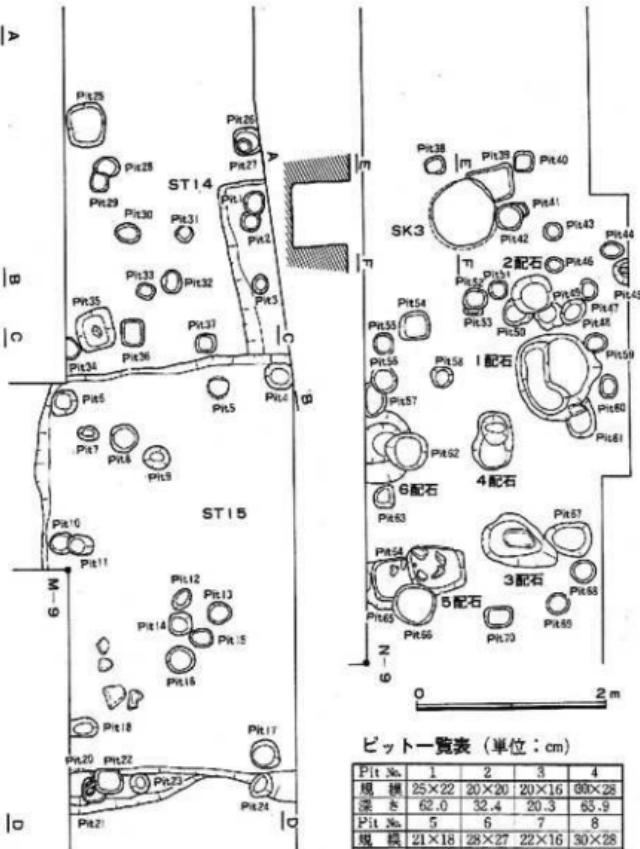
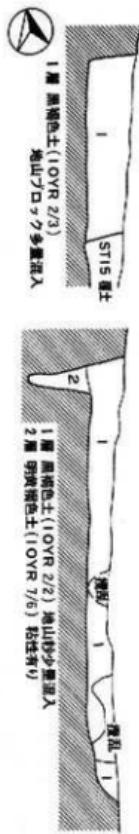
Dトレントンチ南部のN-8・9グリッドに位置する。本遺構周囲より多数のピットが検出され、数軒の建物跡が想定される。壁はやや急な立ち上がりを呈し、東壁5.1cmを計る。東壁下より幅28cm、深さ4~7cmの周溝が検出された。床面は凹凸があり、南方向に若干傾斜している。本遺構内より12個のピットが検出されたが、東壁際のみの発掘であり、柱配置はつかめない。遺物の出土はなかった。

第17号竪穴遺構 (S T17) 第16図

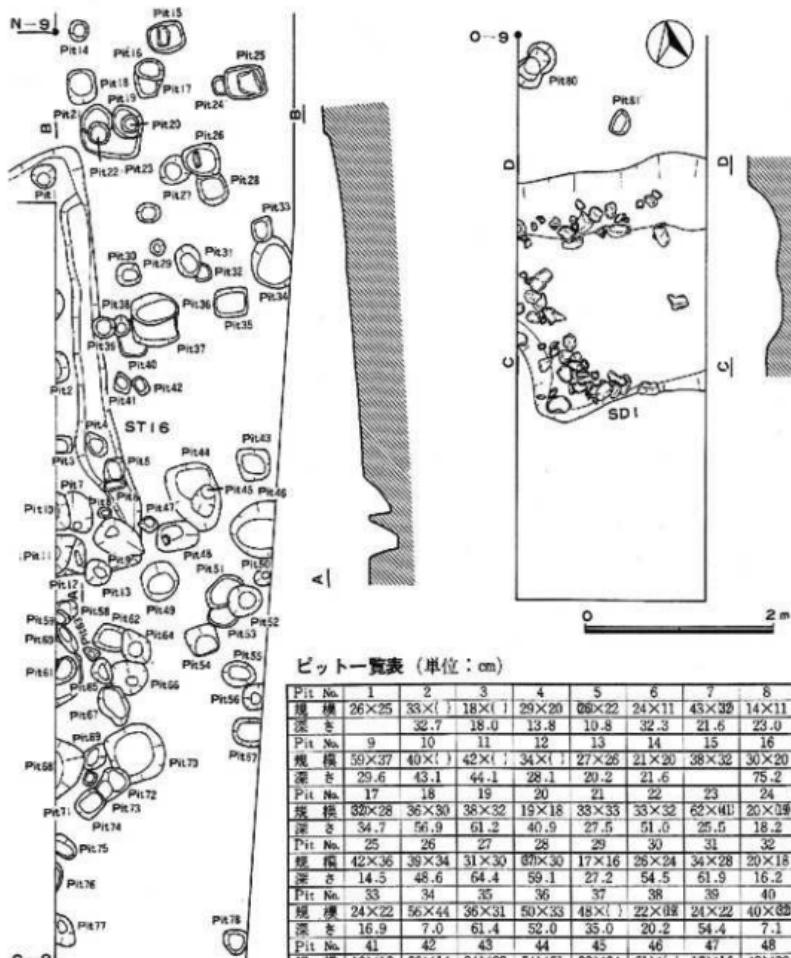
Dトレントンチ中央部のJ・K-9グリッドに位置する。第10・18号竪穴遺構と重複し、本遺構がいずれよりも新しい。長軸6.04m、短軸1.94mの横円形を呈し、長軸方向N-12°-E、面積8.52m²を計る。壁はやや急な立ち上がりを呈し、壁高は東壁22.7cm、西壁14.5cm、南壁24.4cm、北壁39.5cmを計る。床面は凹凸があり、やや軟弱である。また北側が一段(8cm程度)低くなっている。本遺構に伴うピットは10数個を数えるが、規模及び配置から柱穴と考えられるものは少ない。遺構内確認面から底直上まで、200点弱の自然石が検出された。また床面より古銭(寛永通宝)1点、覆土中より、陶磁器片16点〔伊万里(17C 1点、17~18C 3点、18C前半2点、18C 7点)、唐津(17~18C)2点、染付1点〕、銅製品(煙管)2点、鉄製品15点(刀子1点、小札5点、鉄釘9点)、鉄滓1点、硯1点、砥石1点を出土した。

第18号竪穴遺構 (S T18) 第16図

Dトレントンチ中央部のJ・K-8・9グリッドに位置する。第17号竪穴遺構と重複し、本遺構が古い。2.90×2.56mの不整形形を呈し、長軸方向N-8°-W、床面積は5.56m²を計る。壁はやや急な立ち上がりを呈し、壁高は東壁21.0cm、西壁35.3cm、南壁28.3cmを計る。床面は地山より成り、若干レンズ状で、軟弱である。本遺構内より18個のピットが検出されたが、各壁際のPit 30, 33, 35, 40を主柱穴とする柱配置と考えられる。本遺構からは1点の銅製品(煙管)が出土した。



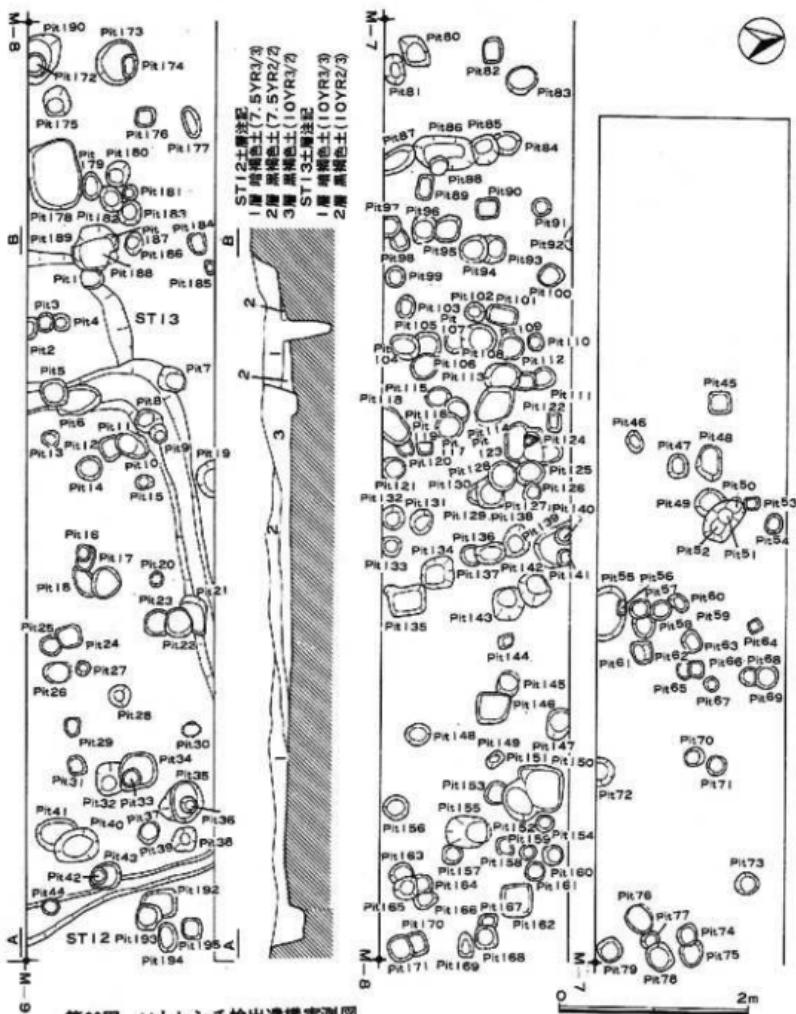
第18図 ロトレンチ検出構造実測図(2)



ピット一覧表 (単位: cm)

| Pit No. | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|
| 規 横 | 26×25 | 33×() | 18×() | 29×20 | 26×22 | 24×11 | 43×32 | 14×11 |
| 深 さ | 32.7 | 18.0 | 13.8 | 10.8 | 32.3 | 21.6 | 23.0 | |
| Pit No. | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 |
| 規 横 | 59×37 | 40×() | 42×() | 34×() | 27×26 | 21×20 | 38×32 | 30×20 |
| 深 さ | 29.6 | 43.1 | 44.1 | 28.1 | 20.2 | 21.6 | | 75.2 |
| Pit No. | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 |
| 規 横 | 32×28 | 36×30 | 38×32 | 19×18 | 33×33 | 33×32 | 62×40 | 20×38 |
| 深 さ | 34.7 | 56.9 | 61.2 | 40.9 | 27.5 | 51.0 | 25.5 | 18.2 |
| Pit No. | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 |
| 規 横 | 42×36 | 39×34 | 31×30 | 67×30 | 17×16 | 25×24 | 34×28 | 20×18 |
| 深 さ | 14.5 | 48.6 | 64.4 | 59.1 | 27.2 | 54.5 | 61.9 | 16.2 |
| Pit No. | 33 | 34 | 35 | 36 | 37 | 38 | 39 | 40 |
| 規 横 | 24×22 | 56×44 | 36×31 | 50×33 | 48×() | 22×68 | 24×22 | 40×65 |
| 深 さ | 16.9 | 7.0 | 61.4 | 52.0 | 35.0 | 20.2 | 54.4 | 7.1 |
| Pit No. | 41 | 42 | 43 | 44 | 45 | 46 | 47 | 48 |
| 規 横 | 19×18 | 20×14 | 34×33 | 54×51 | 82×24 | 61×() | 17×16 | 42×30 |
| 深 さ | 22.5 | 29.3 | 50.5 | 47.6 | 47.0 | 41.7 | 32.2 | 36.6 |
| Pit No. | 49 | 50 | 51 | 52 | 53 | 54 | 55 | 56 |
| 規 横 | 40×38 | 62×18 | 42×36 | 36×32 | 31×() | 32×31 | 36×27 | 28×() |
| 深 さ | 40.3 | 19.9 | 14.3 | 44.0 | 6.8 | 48.1 | 27.3 | 33.5 |
| Pit No. | 61 | 62 | 63 | 64 | 65 | 66 | 67 | 68 |
| 規 横 | 63×25 | 63×28 | 17×13 | 31×31 | 28×22 | 41×36 | 45×30 | 65×() |
| 深 さ | 24.1 | 22.0 | 25.0 | 29.1 | 6.4 | 18.2 | 13.0 | 51.4 |
| Pit No. | 73 | 74 | 75 | 76 | 77 | 78 | 79 | 80 |
| 規 横 | 23×() | 31×24 | 31×20 | 31×() | 27×26 | 25×21 | 51×32 | 27×19 |
| 深 さ | 16.0 | 23.5 | 20.7 | 8.5 | 31.5 | 12.0 | 33.3 | 9.5 |

第19図 ロトレンチ検出造構実測図(3)



第20図 Hトレンチ検出遺構実測図

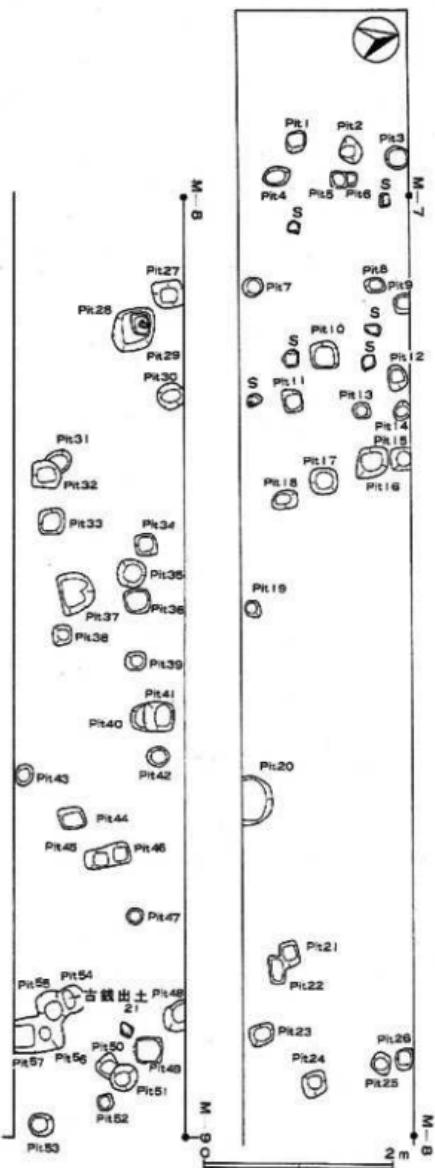
第6表 Hトレンチビット一覧表 (単位: cm)

| Pit No. | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 |
|---------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|
| 段 横 | 24×0.0 | 22×0.0 | 21×1.9 | 0.0×1.7 | 30×2.8 | 49×3.2 | 31×2.9 | 30×2.6 | 20×1.9 | 25×2.0 | 27×2.6 | 25×2.6 | 20×1.8 |
| 深 さ | 31.3 | 41.4 | 66.2 | 40.5 | 76.7 | 35.2 | 50.4 | 25.1 | 21.2 | 33.0 | 62.7 | 12.0 | 18.2 |
| Pit No. | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
| 規 模 | 27×2.6 | 20×1.6 | 17×1.5 | 28×2.0 | 38×2.2 | 34×3.2 | 17×1.4 | 47×2.0 | 31×3.0 | 0.9×2.8 | 32×2.9 | 23×2.3 | 28×2.1 |
| 深 さ | 56.5 | 18.0 | 41.3 | 27.2 | 14.5 | 19.1 | 24.8 | 25.5 | 61.6 | 36.4 | 51.4 | 33.9 | 50.0 |

| Pit No. | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 36 | 37 | 38 | 39 |
|---------|-------|--------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 規 模 | 16×15 | 23×23 | 22×17 | 18×18 | 25×21 | 39×34 | 20×19 | 48×42 | 45×35 | 18×18 | 欠番 | 31×26 | 23×20 |
| 深 さ | 28.1 | 33.7 | 49.9 | 30.0 | 35.1 | 44.5 | 66.9 | 44.6 | 42.5 | 49.2 | | 24.5 | 49.5 |
| Pit No. | 40 | 41 | 42 | 43 | 44 | 45 | 46 | 47 | 48 | 49 | 50 | 51 | 52 |
| 規 模 | 48×35 | 46×36 | 18×17 | 34×28 | 19×17 | 25×24 | 24×17 | 25×22 | 37×27 | 34×29 | 24×() | 31×() | 32×() |
| 深 さ | 67.8 | 61.4 | 24.0 | 16.0 | 26.0 | 7.8 | 11.9 | 15.5 | 8.6 | 12.6 | 41.0 | 32.2 | 21.1 |
| Pit No. | 53 | 54 | 55 | 56 | 57 | 58 | 59 | 60 | 61 | 62 | 63 | 64 | 65 |
| 規 模 | 16×13 | 22×18 | 60×39 | 16×10 | 22×21 | 26×24 | 23×21 | 22×16 | 23×() | 25×() | 23×20 | 14×13 | 20×06 |
| 深 さ | 37.2 | 25.0 | 14.4 | 19.1 | 24.0 | 18.5 | 13.2 | 15.9 | 11.5 | 5.5 | 17.1 | | 10.6 |
| Pit No. | 66 | 67 | 68 | 69 | 70 | 71 | 72 | 73 | 74 | 75 | 76 | 77 | 78 |
| 規 模 | 18×17 | 17×16 | 19×16 | 26×24 | 21×20 | 21×20 | 60×30 | 25×24 | 24×22 | 24×25 | 32×26 | 20×17 | 30×26 |
| 深 さ | 12.2 | | 13.6 | 30.1 | 14.5 | 14.6 | 9.6 | 23.6 | 16.1 | 4.0 | 18.5 | 23.4 | 31.4 |
| Pit No. | 79 | 80 | 81 | 82 | 83 | 84 | 85 | 86 | 87 | 88 | 89 | 90 | 91 |
| 規 模 | 26×24 | 33×26 | 33×20 | 28×22 | 33×20 | 31×25 | 66×36 | 48×25 | 20×20 | 28×16 | 25×23 | 20×18 | |
| 深 さ | 29.4 | 34.3 | 50.3 | 14.1 | 34.2 | 30.5 | 28.3 | 12.1 | 27.6 | 35.3 | 24.1 | 16.0 | 9.8 |
| Pit No. | 92 | 93 | 94 | 95 | 96 | 97 | 98 | 99 | 100 | 101 | 102 | 103 | 104 |
| 規 模 欠番 | 30×28 | 30×30 | 30×28 | 30×26 | 26×24 | 22×20 | 22×21 | 24×23 | 31×23 | 22×20 | 24×26 | 32×27 | |
| 深 さ | 31.4 | 35.9 | 45.1 | 59.9 | 35.8 | 32.2 | 23.5 | 6.6 | 40.0 | 14.0 | 15.3 | 65.2 | |
| Pit No. | 105 | 106 | 107 | 108 | 109 | 110 | 111 | 112 | 113 | 114 | 115 | 116 | 117 |
| 規 模 | 28×25 | 30×28 | 26×22 | 38×32 | 27×26 | 20×17 | 24×23 | 23×20 | 38×29 | 36×36 | 28×23 | 25×24 | 30×29 |
| 深 さ | 32.9 | 43.7 | 22.1 | 49.0 | 17.2 | 24.9 | 12.5 | 16.5 | 35.2 | 42.2 | 39.0 | 19.5 | 21.0 |
| Pit No. | 118 | 119 | 120 | 121 | 122 | 123 | 124 | 125 | 126 | 127 | 128 | 129 | 130 |
| 規 模 | 48×28 | 17×() | 17×15 | 28×23 | 21×15 | 43×() | 60×22 | 30×28 | 21×19 | 32×30 | 35×29 | 24×() | |
| 深 さ | 53.2 | 27.5 | 40.9 | 50.8 | 21.2 | 39.1 | 39.3 | 21.5 | 23.1 | 36.7 | 49.8 | 41.8 | 23.5 |
| Pit No. | 131 | 132 | 133 | 134 | 135 | 136 | 137 | 138 | 139 | 140 | 141 | 142 | 143 |
| 規 模 | 27×24 | 26×25 | 21×21 | 34×34 | 39×31 | 23×21 | 32×22 | 33×28 | 43×() | 60×19 | 18×05 | 37×34 | 35×34 |
| 深 さ | 48.0 | 45.7 | 38.9 | 45.9 | 50.4 | 43.8 | 39.0 | 25.0 | | 30.9 | 27.1 | 17.6 | 29.0 |
| Pit No. | 144 | 145 | 146 | 147 | 148 | 149 | 150 | 151 | 152 | 153 | 154 | 155 | 156 |
| 規 模 | 18×15 | 24×23 | 36×33 | 33×28 | 27×24 | 21×14 | 49×() | 42×() | 24×24 | 20×19 | 44×34 | 28×26 | |
| 深 さ | 26.8 | 32.5 | 18.4 | 32.9 | 25.1 | 25.3 | 6.8 | 25.8 | 59.1 | 11.7 | 32.1 | 52.6 | 30.0 |
| Pit No. | 157 | 158 | 159 | 160 | 161 | 162 | 163 | 164 | 165 | 166 | 167 | 168 | 169 |
| 規 模 | 21×21 | 21×17 | 18×17 | 22×21 | 21×21 | 35×34 | 26×20 | 20×20 | 25×24 | 25×() | 20×05 | 25×23 | 27×16 |
| 深 さ | 28.3 | 13.3 | 19.0 | 8.1 | 21.5 | 13.6 | 32.3 | 17.4 | 38.6 | 16.1 | 21.9 | 59.4 | 29.8 |
| Pit No. | 170 | 171 | | | | | | | | | | | |
| 規 模 | 25×24 | 28×26 | | | | | | | | | | | |
| 深 さ | 9.0 | 62.0 | | | | | | | | | | | |

第7表 I トレントピット一覧表 (単位: cm)

| Pit No. | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 |
|---------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 規 模 | 26×20 | 32×14 | 25×24 | 30×22 | 19×18 | 15×() | 21×20 | 22×16 | 21×() | 30×29 | 25×20 | 28×20 | 20×19 |
| 深 さ | 57.4 | 31.9 | 25.4 | 56.4 | 55.8 | 15.9 | 27.0 | 39.9 | 37.2 | 45.8 | 50.6 | 36.2 | 45.4 |
| Pit No. | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
| 規 模 | 22×() | 25×() | 42×33 | 39×29 | 28×20 | 21×16 | 52×() | 24×20 | 30×19 | 26×22 | 25×25 | 35×29 | 25×20 |
| 深 さ | 34.5 | 40.6 | 35.0 | | 40.2 | 29.0 | 26.3 | 36.8 | 35.3 | 43.6 | 58.0 | 52.3 | 44.7 |
| Pit No. | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 36 | 37 | 38 | 39 |
| 規 模 | 32×28 | 54×46 | 28×30 | 30×28 | 24×() | 32×30 | 28×28 | 23×23 | 30×30 | 28×27 | 46×37 | 22×22 | 22×29 |
| 深 さ | 31.5 | 54.2 | 73.6 | 53.8 | 25.4 | 58.3 | 40.2 | 65.3 | 71.0 | 60.2 | 57.6 | 28.9 | 61.6 |
| Pit No. | 40 | 41 | 42 | 43 | 44 | 45 | 46 | 47 | 48 | 49 | 50 | 51 | 52 |
| 規 模 | 30×() | 32×32 | 24×22 | 23×20 | 26×23 | 21×() | 24×() | 20×20 | 30×() | 28×28 | 22×21 | 30×29 | 17×16 |
| 深 さ | 35.7 | 61.2 | 62.1 | 76.3 | 61.7 | 51.8 | 58.7 | 51.2 | 43.0 | 63.5 | 49.0 | 51.2 | 41.5 |
| Pit No. | 53 | 54 | 55 | 56 | 57 | | | | | | | | |
| 規 模 | 25×24 | 29×() | 38×() | | 36×() | | | | | | | | |
| 深 さ | 40.4 | 47.6 | 58.2 | 52.0 | 48.9 | | | | | | | | |



第21図 Iトレンチ検出遺構実測図

配石遺構

第1号配石遺構 (第22図)

DトレンチM-9グリッドに位置する。91×60cmの範囲に、12~38cm大の自然石24個を配する。配石下に、0.92×0.89m、深さ65.5cmの楕円形の土壙を確認。長軸方向は、N-20°-W。壁は、ほぼ垂直に立ち上る。底面は2段になり、その差は14.2cmである。上段は東側から西側に、下段は南側から北側に緩く傾斜し、底面は共に平坦で堅くしまっている。覆土は4層に区分でき、人為堆積を呈する。出土遺物なし。

第2号配石遺構 (第22図, PL6-10-11)

DトレンチM-9グリッドに位置する。99×61cmの範囲に17個の自然石を配する。西側が密となり、その下に土壙を確認。土壙の規模は、0.44×0.40mの円形を呈し、深さ66.3cmを計る。長軸方向は、N-22°-W。壁はほぼ垂直に立ち上がり、底面は平坦で堅くしまっている。覆土は6層に区分でき、人為堆積を呈する。覆土中より、伊万里破片(17~18C)2点、鉄製品(鉄釘)2点出土。

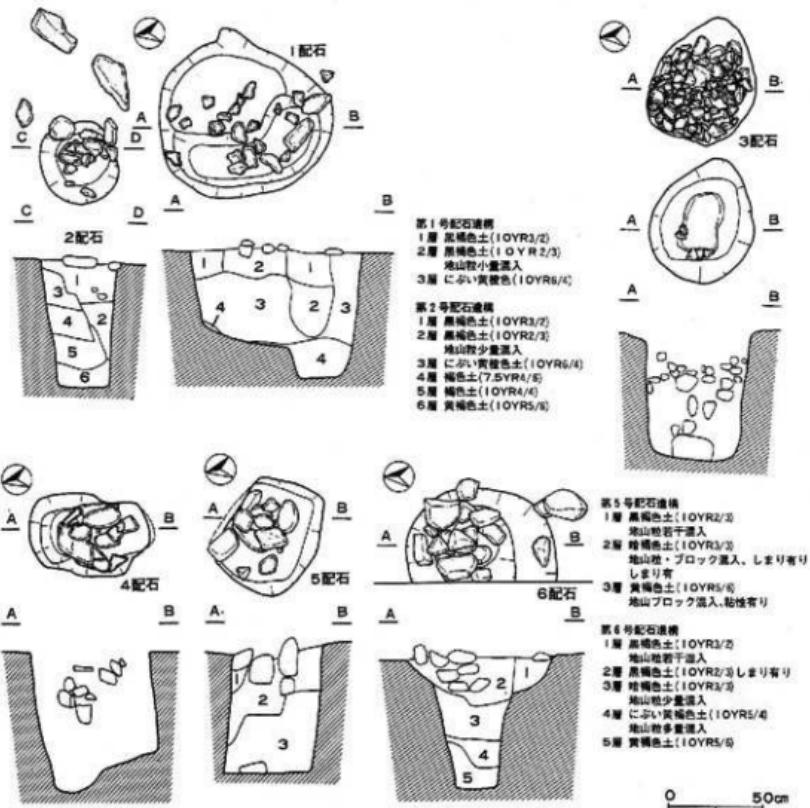
第3号配石遺構 (第22図)

DトレンチM-9グリッドに位置する。57×55cmの範囲に133個の自然石を集め、その下に土壙を確認。土壙底面に67×41×23cmの自然石を配し、土壙口頭部付近には、6~12cm大の自然石が密集する。土壙の規模は0.67×0.55

mの橢円形を呈し、深さ62.2cmを計る。長軸方向は、N—66°—W。壁はほぼ垂直に立ち上り、底面は平坦で堅くしまっている。出土遺物なし。

第4号配石遺構（第22図）

DトレンチM—9グリッドに位置する。44×37cmの範囲に、6～21cm大の自然石21個を3～4段に配し、その下に土壤を確認。土壤の規模は、0.64×0.45mの不整形形を呈し、深さ74.8cmを計る。長軸方向は、N—5°—E。南壁は若干外側に入り込み直線的で、他はほぼ垂直に立ち上る。底面は、南側から北側に緩やかに傾斜し平坦で、さらに北側に最深部をもつ。出土遺物なし。



第22図 Dトレンチ検出遺構実測図(4)

第5号配石遺構 (第22図)

DトレーナーM-9グリッドに位置する。49×37cmの範囲に自然石を配し、その下に土壌を確認。7~23cm大の自然石を、土壌底面にリング状に5個、土壌口頭部に10個、計15個を配す。土壌の規模は、0.61×0.48cmの方形を呈し、深さ65.8cmを計る。長軸方向は、N-39°E。北壁は若干外側に入り込み直線的で、他はほぼ垂直に立ち上がる。底面は平坦で堅くしまっている。出土遺物なし。

第6号配石遺構 (第22図)

DトレーナーM-9グリッドに位置する。遺構西側は発掘区外のため、全貌は明らかでないが、93×55cmの範囲に、8~23cm大の自然石12個を配し、北側は密で3段に積み、その下に土壌を確認。土壌は、0.97mを一つの径とし、深さ70.5cmを計る。壁上部は緩やかに、下部はほぼ垂直に立ち上る。底面は平坦で堅くしまっている。出土遺物なし。

第7号配石遺構 (第13図)

A区H-7グリッドに位置する。89×68cmの範囲に、9~19cm大の自然石19個を配し、その下に土壌を確認。土壌の規模は、1.10×0.95mの楕円形を呈し、深さ9.5cmを計る。長軸方向は、N-52°E。壁はゆるやかに立ち上がり、底面はやや凹凸があり堅くしまっている。覆土は黒褐色土の単一層で、人為堆積と考えられる。出土遺物なし。

土 壤

第1号土壤 (第14図、24図10)

AトレーナーF-7グリッドに位置する。規模は、0.76×0.64mの楕円形を呈し、深さ8.0cmを計る。長軸方向は、N-48°W。壁は緩やかに立ち上がる。底面は南東側から北西側に緩く傾斜し、かるいレンズ状を呈する。覆土は2層に区分でき、自然堆積を呈する。底面より1点の鉄製品を出土。

第2号土壤 (第10図、23図20、PL 7-20)

A区H-7グリッドに位置する。第2・4号竪穴遺構と重複し、本遺構はいずれより新しい。規模は、2.60×2.02mの楕円形を呈し、深さ24.7cmを計る。長軸方向は、N-88°W。南・西壁はほぼ垂直に、北・東壁は緩やかに立ち上がる。底面は北側から南側に緩く傾斜し、やや凹凸があり堅くしまっている。覆土は黒褐色土の単一層で人為堆積を呈する。覆土下層より古銭(判読不可)1点を出土。

第3号土壤 (第18図)

DトレーナーM-9グリッドに位置する。口径0.72×0.66m、底径0.76×0.73mの円形を呈し、深さ58.6cmを計る。長軸方向は、N-34°E。壁は、北東壁はほぼ垂直に立ち上がり、他は若

干外側に入り込み直線的である。底面はほぼ平坦で堅くしまっている。出土遺物なし。

第4号土壙 (第17図)

B区K-9グリッドに位置する。第5号土壙と重複し、本遺構が新しい。規模は、1.18×0.55mの方形を呈し、深さ13.0cmを計る。長軸方向は、N-84°-W。壁はほぼ垂直に立ち上がる。底面は東側から西側に緩く傾斜し、やや軟弱で平坦である。出土遺物なし。

第5号土壙 (第17図)

B区K-9グリッドに位置する。第4号土壙と重複し、本遺構が古い。規模は、0.65mを1つの径とする椅円形を呈し、深さ13.0cmを計る。壁は、南壁は緩く、他はほぼ垂直に立ち上がる。覆土は5層に区分でき、最大厚20cmの焼土を確認。出土遺物なし。

溝状遺構 (第19図)

南端のDトレンチO-9グリッドに位置する。最大巾2.59m、最小巾1.73m、深さ22~37cmの溝が、東西方向に延びる。壁は緩やかで、底面は中央部がやや高く、やや凹凸があり堅くしまっている。また北側より南側が若干低い。溝の壁に沿って、6~28cm大の自然石が散在する。

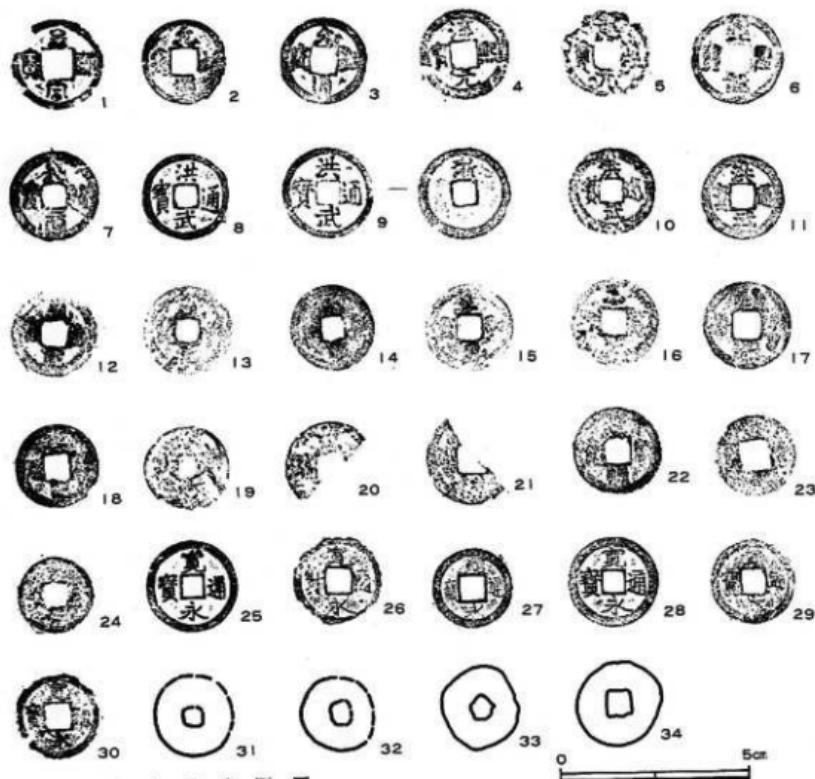
柱穴群 (掘立柱建物跡)

Bトレンチ北部、A区中央から北東部、B区全域、D区南部、H・I両トレンチ中央部から東部にかけ多数のピットが検出され、掘立柱建物跡の存在が予想された。特にB区からは442個のピットが検出され、そのうちの大部分が、規模、深さから柱穴と考えられる。発掘区域外まで柱列が延びるため、建物跡の形態、規模はつかめなかったが、柱穴の重複から3軒以上の建物跡が予想される。B区柱穴群のPit 378より美濃灰釉皿(16~17C)1点、Pit 422より陶磁器碗II縁部1点、Pit 249より陶磁器片1点、Pit 248より美濃灰釉皿口縁部片1点、Pit 5より伊万里口縁部片(17~18C)、Pit 148・63よりそれぞれ1点の刀子、Pit 157より1点、Pit 368より2点の砥石を出土した。

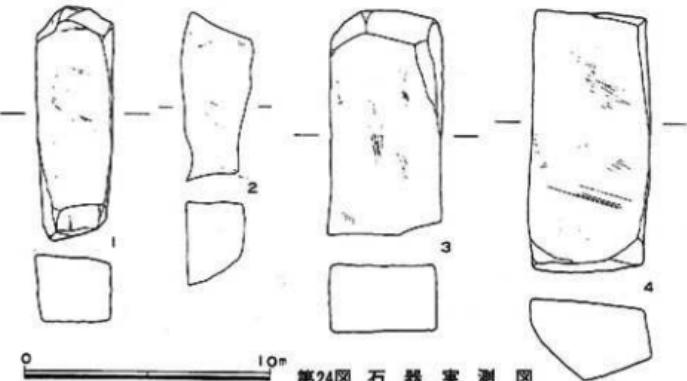
遺構外出土遺物

遺構外からは、染付、灰釉等舶載陶磁器数点、伊万里、美濃、唐津等20数点の陶磁器類、天慶通宝、元祐通宝、洪武通宝、寛永通宝等10点の古銭、銅製品(煙管)1点、刀子、楔等鉄製品3点、硯、砥石等4点の石器・石製品の出土があった。出土地点、計測値等は第8表のとおりである。

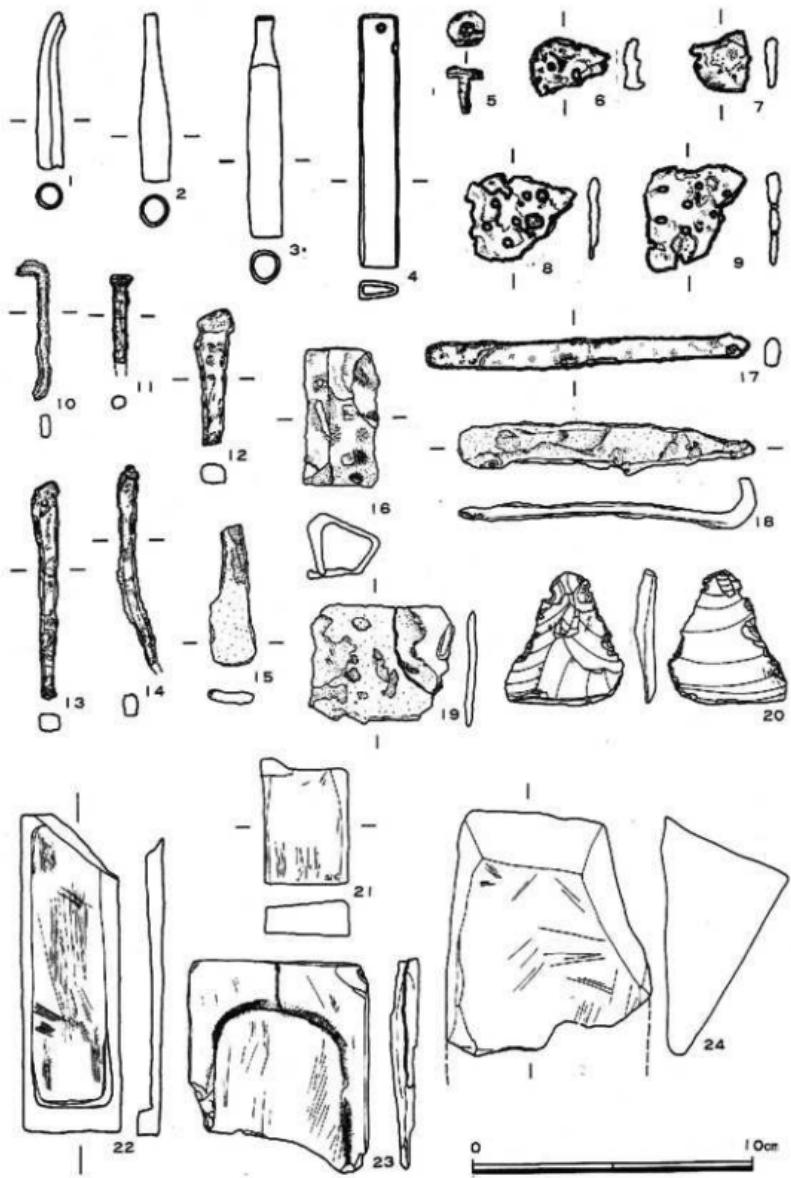
(秋元信夫・佐藤樹)



第23図 古銭実測図



第24図 石器実測図



第25図 銅製品・鉄製品・石製品実測図

第8表 造構外出土遺物一覧表

陶磁器

| P.L.No. | 名 称 | 器種・部位 | 出土地点・層位 | 計測値(単位:cm) | | | 時 期 | 登録No. |
|---------|-------|-------|---------|------------|------|------|----------|-------|
| | | | | 口徑 | 底径 | 高さ | | |
| | 中國灰釉 | 皿口縁部 | M-9 表土 | | | | 15 ~ 16C | 4 |
| 4-7 | 伊万里 | 底部 | L-8 表土 | | | | 17 ~ 18C | 5 |
| 4-8 | 明染付 | 皿 | K-8 | | 11.5 | 5.1 | 3.6 | 17C |
| 4-9 | 美濃灰釉 | 皿 底部 | L-8 表土 | | | 9.5 | 16 ~ 17C | 11 |
| 4-10 | | | L-8 表土 | | | | | 12 |
| 4-11 | | 底部 | H-8 | | | 6.6 | | 13 |
| 4-12 | 美濃灰釉 | 皿 口縁部 | M-8 表土 | 12.3 | | | 16C | 14 |
| 伊万里 | | 口縁部 | L-9 表土 | | | | 18 ~ 19C | 15 |
| 唐津 | | | 表土 | | | | 17 ~ 18C | 16 |
| 4-16 | 美濃灰釉 | 皿 | H-9 II層 | 12.4 | 7.0 | 3.0 | 16 ~ 17C | 17 |
| 4-15 | 伊万里 | | M-9 表土 | | | | 18C | 21 |
| 4-19 | | 皿 | L-9 表土 | 蓋径 | 8.5 | | | 22 |
| 4-17 | 美濃の灰釉 | | M-9 表土 | | | | | 23 |
| 4-18 | " " | 皿 口縁部 | 表土 | | | | 16 ~ 17C | 24 |
| 5-8 | 唐津 | | K-9 I層 | | | | 17 ~ 18C | 29 |
| 5-6 | 唐津 | 底部 | 表土 | | | 10.8 | 17 ~ 18C | 30 |
| 5-7 | 唐津 | 口縁部 | O-9 | 21.8 | | | 17 ~ 18C | 31 |
| 唐津 | | 碗 口縁部 | M-9 表土 | | | | | 32 |
| 5-5 | 唐津 | | L-8 表土 | | | | 17 ~ 18C | 33 |
| 唐津 | | | F-7 I層 | | | | 16 ~ 17C | 34 |
| 唐津 | | | M-9 表土 | | | | | 35 |
| 5-10 | 伊万里 | 碗 底部 | G-7 I層 | 4.9 | | | 18C | 36 |
| 5-9 | 伊万里 | 碗 底部 | 表土 | | | | 18C | 37 |
| 5-12 | 伊万里 | 底部 | K-9 | | | 4.5 | 17C | 38 |
| 5-11 | 伊万里 | | L-13 | | | 4.1 | 18C | 39 |
| 5-13 | 伊万里 | 碗 口縁部 | H-7 | | | | 18C | 40 |
| 5-14 | 伊万里 | | K-9 I層 | | | | 17C | 41 |
| 6-1 | 伊万里 | | M-9 表土 | | | | 18C | 42 |
| 6-13 | 仙台堀焼? | | L-8 表土 | 14.9 | | | 18C | 51 |
| 6-15 | | すり鉢 | M-9 表土 | | | | 17 ~ 19C | 62 |
| 6-14 | | | I-7 I層 | | | | 17 ~ 19C | 63 |
| 6-17 | | すり鉢 | L-9 表土 | | | | (吉手) | 64 |

古 銭

| 固 No. | P.L.No. | 名 称 | 出土地点・層位 | 計測値(単位:cm) | | | 登録No. |
|-------|---------|---------|---------|------------|------|------|-------|
| | | | | 外径 | 内径 | 厚さ | |
| 23-6 | 7-6 | 天慶通宝 | H-7 表土 | 2.52 | 0.68 | 0.16 | 2 |
| 23-2 | 7-2 | 元祐通宝 | H-7 表土 | 2.32 | 0.65 | 0.14 | 3 |
| 23-11 | 7-11 | 洪武通宝 | I-6 I層 | 2.31 | 0.61 | 0.17 | 11 |
| 23-26 | 7-26 | 寛永通宝 | E-7 | 2.30 | 0.64 | 0.13 | 16 |
| 23-30 | 7-30 | 寛永通宝 | E-9 I層 | 2.34 | 0.62 | 0.12 | 19 |
| 23-29 | 7-28 | 寛永通宝 | 表土 | 2.30 | 0.60 | 0.10 | 31 |
| 23-28 | 7-29 | 寛永通宝 | K-8 | 2.43 | 0.55 | 0.11 | 32 |
| 23-27 | 7-27 | 寛永通宝 | M-9 表土 | 2.14 | 0.54 | 0.09 | 34 |
| 23-23 | 7-23 | 寛永通宝(宝) | I-7 表土 | 2.29 | 0.80 | 0.16 | 25 |
| 23-22 | 7-22 | ○ ○ 通宝 | H-7 表土 | 2.37 | 0.60 | 0.11 | 4 |

銅製品

| 固 No. | P.L.No. | 名 称 | 出土地点・層位 | 造存状態 | 大 き さ | 重 量 g | 登録No. |
|-------|---------|-----|---------|------|-----------------------|-------|-------|
| 24-3 | 7-46 | 煙管 | M-9 | 完存 | 全長 7.84cm 幅 1.21cm | 16.0 | 4 |

鉄製品

| 図 No. | P L No. | 名 称 | 出土地点・層位 | 遺存状態 | 大 き き | 重 量 g | 登録 No. |
|-------|---------|-----|---------|--------|----------------------------|----------|-----------|
| | | 刀子 | K-9 確認面 | 刀部1部残存 | 現存長 2.9cm 幅1.82cm 厚さ0.32cm | 3.0 | 13 |
| | | 櫛 | M-9 | 先端部欠損 | 現存長6.25cm 幅1.75cm 厚さ0.92cm | 10.6 | 17 |
| | | 表 土 | | | 長さ 5.90cm 幅3.28cm 厚さ1.33cm | 32.5 | 18 |

石器・石製品

| 図 No. | P L No. | 名 称 | 出土地点・層位 | 計 測 値 (単位: cm・g) | | | | 登録 No. |
|-------|---------|-----|---------|------------------|------|-------|-------|--------|
| | | | | 最大長 | 最大幅 | 最 大 厚 | 重 量 | |
| 24-23 | | 硯 | 表土 | 7.50 | 6.60 | 0.98 | 51.5 | 9 |
| 25-4 | 7-55 | 磁 石 | H-7 I 層 | 10.64 | 4.92 | 3.47 | 245.8 | 4 |
| 24-21 | | 磁 石 | M-9 表 土 | 4.53 | 3.05 | 1.24 | 23.7 | 8 |
| 24-20 | | 石 鏡 | G-7 I 層 | 4.80 | 4.23 | 0.79 | 12.3 | 3 |

9. 調査のまとめ

この度の調査の主目的は、公園整備計画区域内である花輪館の一郭、北館（通称桜山）の試掘調査を実施し、公園整備計画の基礎資料を得ることであった。試掘（トレンチ）の設定にあたっては、郭全体の解明に留意したが、民有地、テニスコート等の関係で、西部の調査密度が薄いものとなった。

試掘調査は、計920m²について実施されたが、その結果、竪穴造構18基、配石造構7基、土壙5基、溝1条、他多数の柱穴を検出した。また、遺構内外より、200点弱の陶磁器類、34点の古鏡、25点の鉄製品、4点の銅製品、9点の石器・石製品を出土した。

遺構は、A・B・D・F・H・Iトレンチ、A区及びB区で検出された。対象地北部、北東部に位置するBトレンチ北端部、Dトレンチ、Eトレンチでは遺構の検出、遺物の出土はみられなかったが、削土の痕跡があり、そのために消失した可能性もある。遺構の分布密度からみると、本郭中央より若干西寄りのA区から、南部のDトレンチやB区からの検出が多く、遺物の出土も多い。特にB区からは多数の柱穴が検出され、大規模な建物跡の存在が予想された。その北側に近接する第17号竪穴造構は、その形態、規模及び出土遺物の豊富さより、特異な遺構と考えられる。

これらの遺構の時期については、時期推定可能な出土遺物が少なく、明確にできない。出土遺物の大部分が中世以降の遺物であること、安政3年の花輪館之図にはすでにこれら遺構がないことから、中～近世（1856年以前）に位置づけられると考えられる。

（秋元信夫）

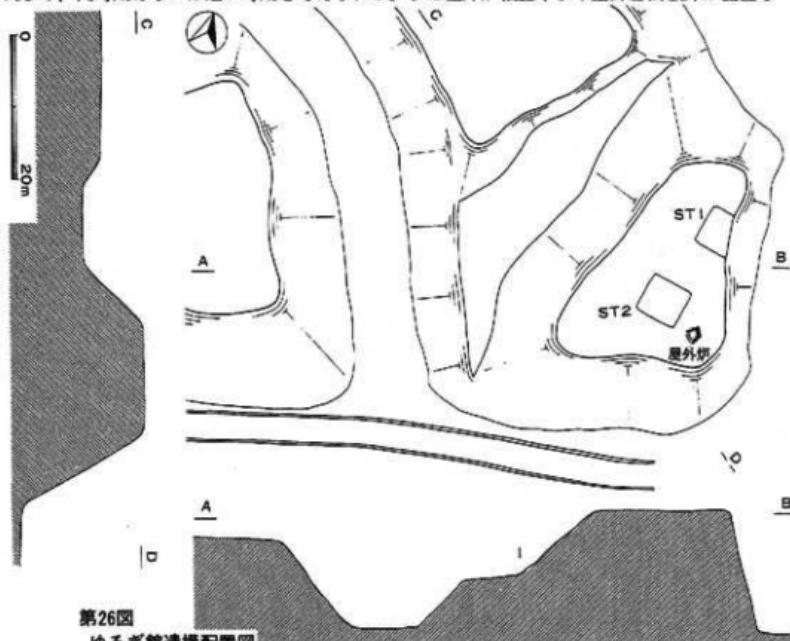
10. ゆるぎ館調査概要

ゆるぎ館周辺は從来杉林であったが、昭和54年7月の全面に及ぶ伐採後、東側斜面の崩壊が少しづつ起り、昭和55年の大雨と雪解けで、この崩壊が大幅に進み、崖下の通学路にまで及ぶようになった。このため、土砂くずれによる道路及び民家への危険を除去することを目的にゆるぎ館の土取りが計画された。

緊急を要するため、正式な発掘調査はできなかったが、市教育委員会では埋蔵文化財保護の立場から、周辺の地形測量及び写真記録、郭上面の遺物の収集、遺構の確認を目的に、昭和55年8月11日～12日の2日間の調査を実施した。

この結果、郭上面から2基の竪穴遺構と1基の屋外炉が検出された。調査期間の関係で、精査には至らず、詳細は不明であるが、竪穴遺構は $5.4 \times (5.3)$ m及び 6.0×5.9 mの方形を呈し、主軸方向はいずれもN-10°-Eである。また屋外炉は、 20×19 cmの規模の台形の石圍炉で、4～8cm大の自然石11個を「コ」字状に配している。炉内より若干の炭化物、焼土粒が確認されたのみで、日常的な炉とは考えられない。

これらの遺構の時期については、精査に至らず明確にはできないが、遺構の配置及び主軸方向より、同時期あるいは近い時期と考えられる。また屋外炉覆土中より土師器壊片が出土し



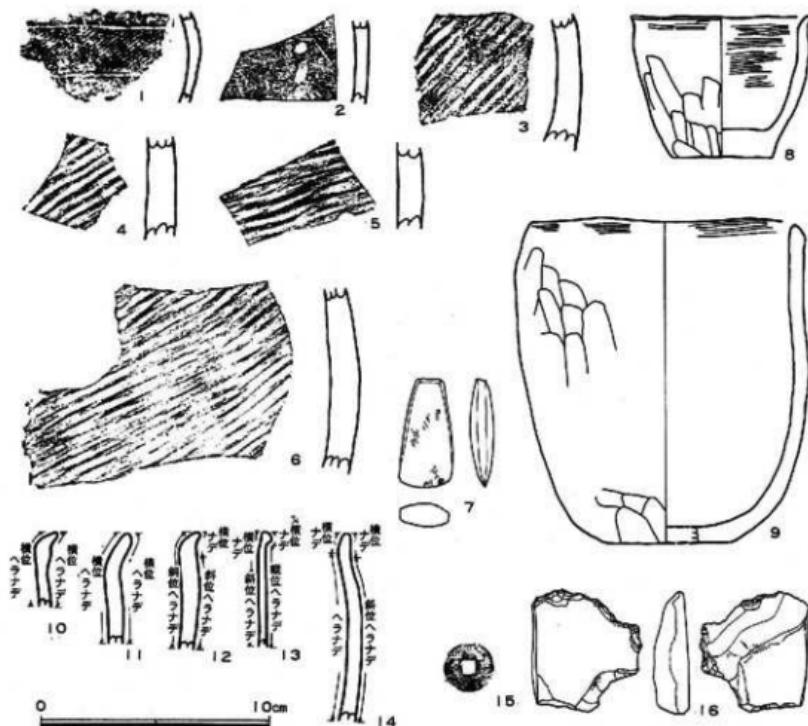
第26図
ゆるぎ館遺構配図

たこと、遺構外からは縄文時代後期と考えられる土器片と土師器、須恵器が出土したのみで、中・近世に位置づけられる遺物は出土していないことから、平安時代にまで遡る可能性がある。

11. 南館調査概要

南館の東及び南東側の一部は、畠地拡大や宅地造成のため、明治20年、昭和53・57年の3度の土取りが行なわれている。昭和57年、上取りが行なわれているとの連絡を受けた市教育委員会は、ただちに現地踏査をし、土地所有者に工事の中止を要請するとともに、届出書類の提出を指導、残存部の発掘調査を実施することとした。

調査は57年11月30日、125m²について行ない、1点の無文銭と搔器及び9点の近代の陶磁器片を出土した。また、対象地内には遺構のないことが確認された。
(秋元信夫)



第27図 ゆるぎ館・南館出土遺物(1～4：ゆるぎ館、15・16：南館)



花輪館跡遠景（黒土館より）



南 館



ゆるぎ館



北 館

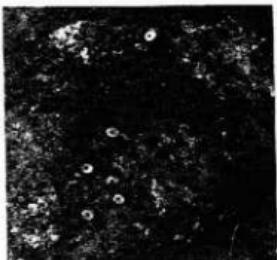


本館（本丸）に残存する土壘

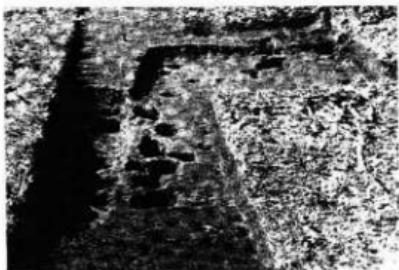
P L 2 花輪館跡現況 (1)



第2、4号竪穴遺構、第2号土壤



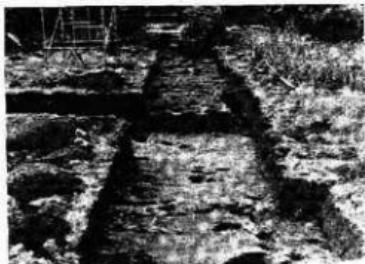
第2号竪穴遺構古錢出土状況



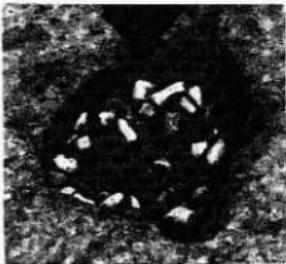
第7、8号竪穴遺構



第12、13号竪穴遺構



第14、15号竪穴遺構



第3号配石遺構

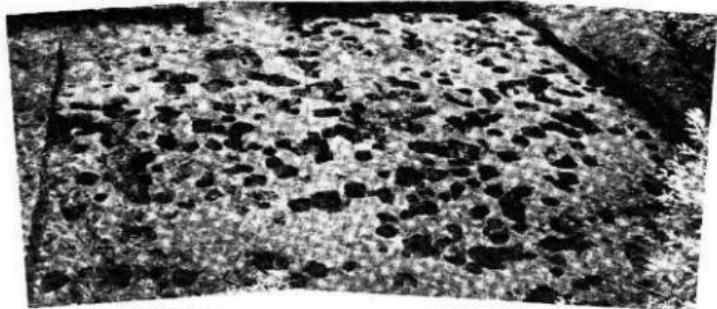


トレンチビット群、第1号溝

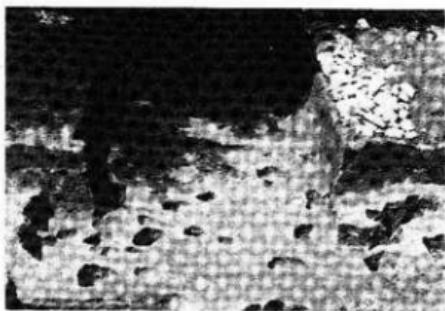
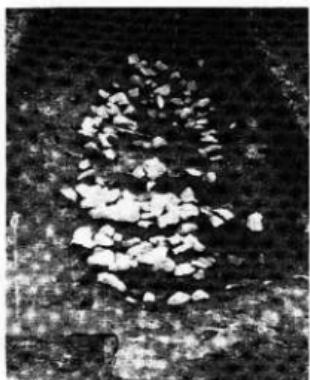


第4号配石遺構

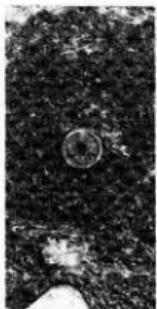
PL. 3 第2・4・7・8・12~15号竪穴遺構、第3・4号配石遺構



B区柱穴群

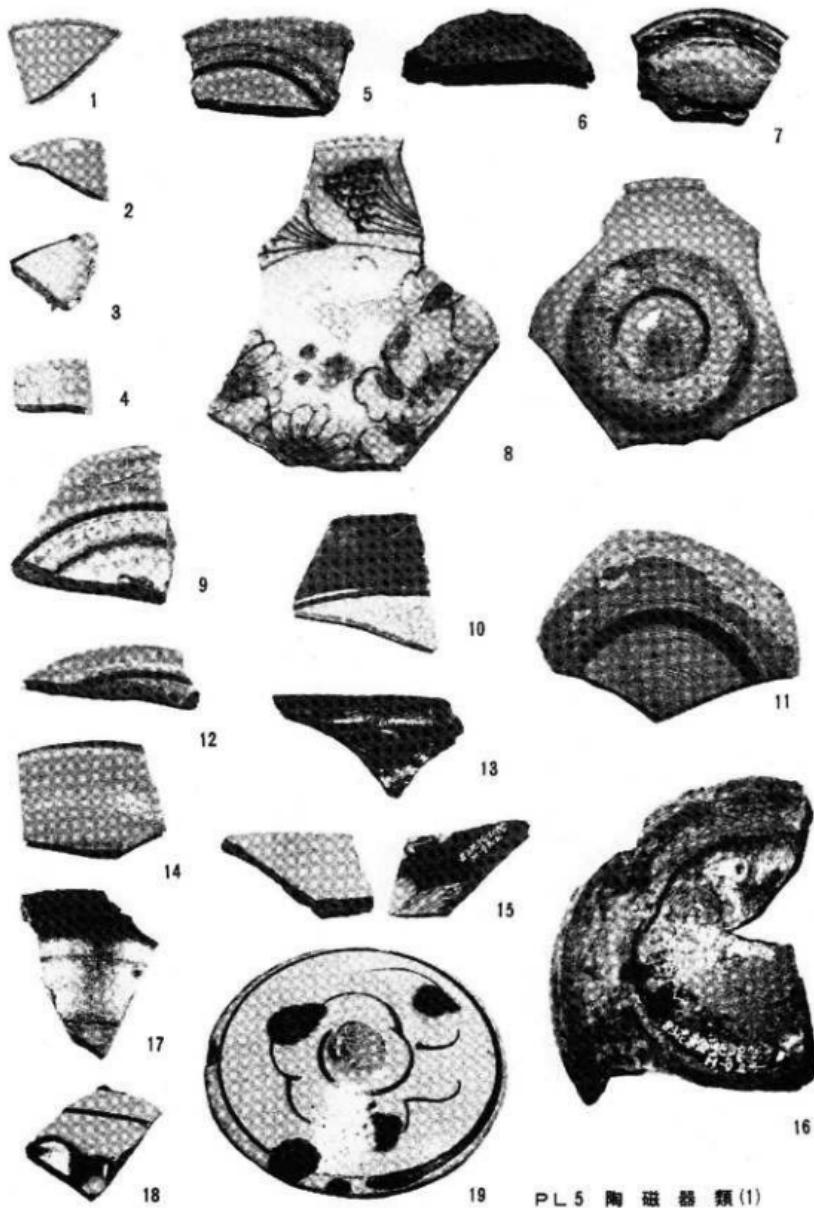


第17·18号竖穴遗構

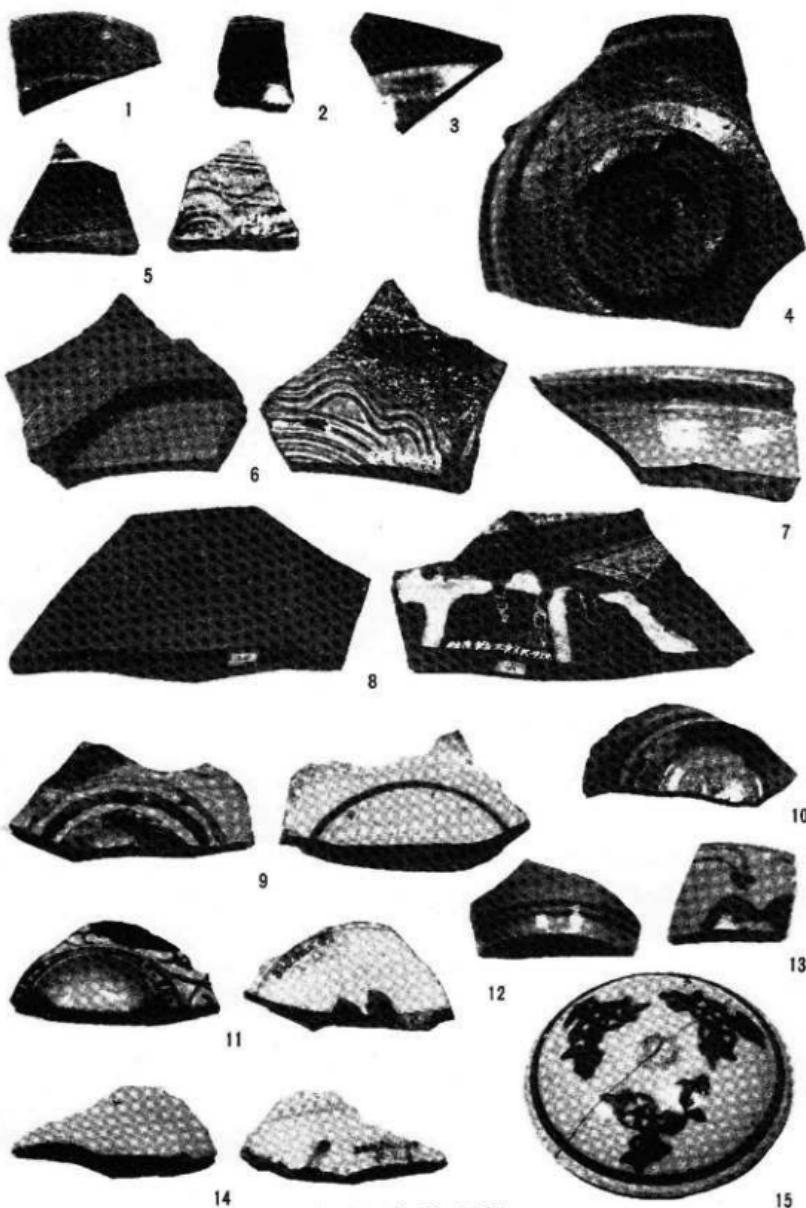


第17·18号竖穴遗構遺物出土状况

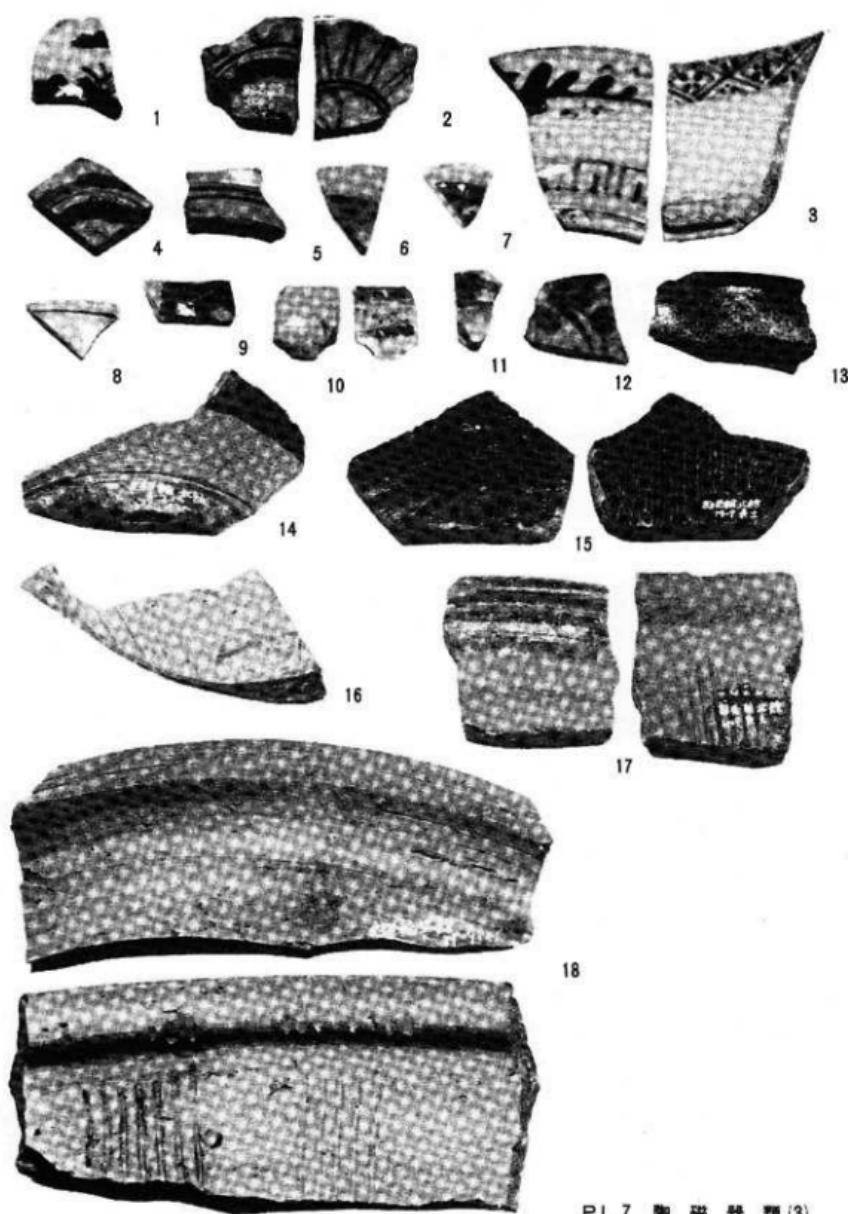
P L 4 B区柱穴群·第17·18号竖穴遗構と遺物出土状况



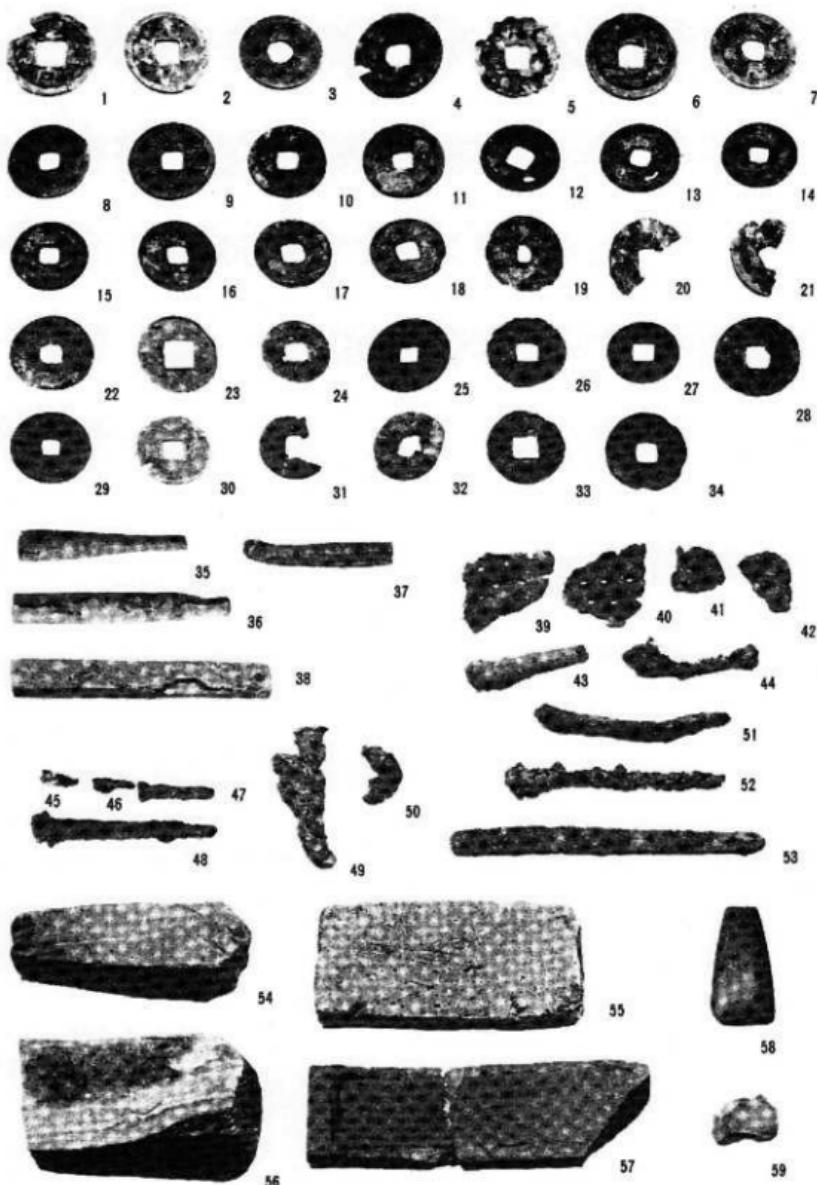
P L 5 陶 磁 器 類(1)



PL 6 陶 磁 器 類 (2)



PL 7 陶磁器類(3)



P L 8 古錢・銅製品・鐵製品・石器

下沢田遺跡

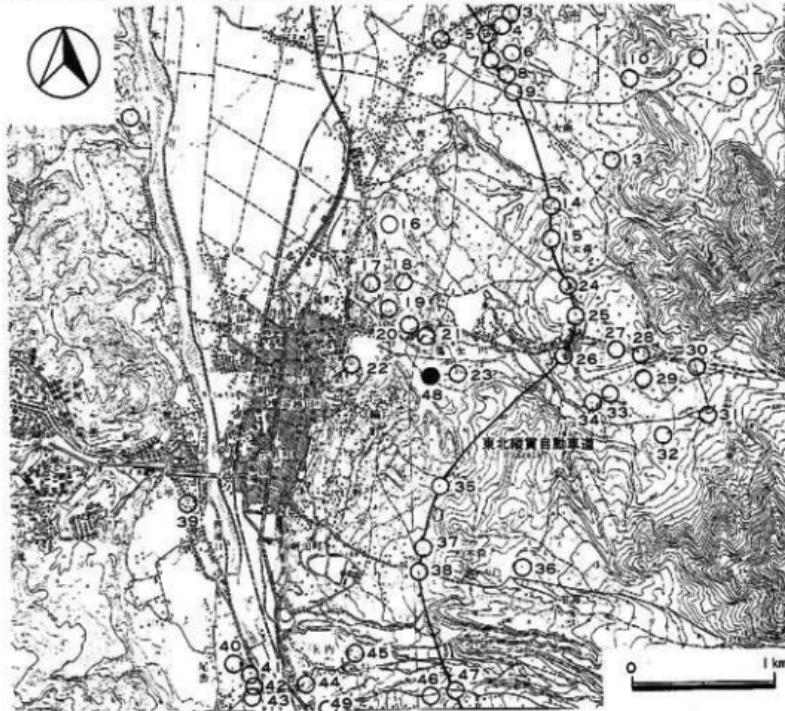
所 在 地 鹿角市花輪字下沢田1他
調査期間 昭和58年6月20日～28日 7月14日～8月12日
発掘調査対象面積 956 m²
発掘調査面積 836 m²

1. 遺跡の位置と現況

下沢田遺跡は、秋田県鹿角市花輪字下沢田1他に所在し、国鉄花輪線陸中花輪駅より東方1km、花輪古館団地（鹿角四十二館の一つで、遺跡名白山堂遺跡）の南方0.2kmの所にあり、北緯40度11分30秒、東経140度48分10秒の地点である。

本遺跡は鹿角盆地の東側に連座する標高1000m前後の急峻な山容を呈する奥羽山脈の山麓の裾に、同盆地のほぼ中央を南北に流れる米代川と、皮投岳（標高1122m）に源を発し、これに流れ込む支流の一つである福士川によってつくられた「花輪高位段丘」と呼ばれる西側に張り出した標高177m前後の段丘の先端部に位置する。

調査区は、以前果樹園・畑地として使用されていたが、現在はアカシヤ、カヤなどの生い茂る雑木林、荒地となっていた。さらに本市においても近年、直接に遺跡破壊につながる開発工事などが多く、本遺跡も第29図に示した如く、その難を逃れる事ができず、遺跡の存在する台地先端と隣接する孫右エ門館遺跡の一角が破壊されている。
（藤井安正）



第28図 下沢田遺跡の位置と周辺の遺跡

第9表 下沢田遺跡周辺遺跡一覧表

| No. | 遺跡名 | 所 在 地 | 遺跡の種類 | 古代・時代 | 遺 墓・ 遺 物 | 管 球 |
|-----|-----------|-------------------------------------|-------|-----------|---|----------------------------------|
| 1 | 高 島 鮎 | 花輪字瀬波22-23 | 墓跡 | 中世 | | 高角市教育委員会「高角の地図」 1984-2 |
| 2 | 高 島 の 海 | 花輪字瀬波46-47 | 遺物包含地 | 弥生時代 | | |
| 3 | 深 沢 二 丁 | 花輪字深沢51 | * | 縄文時代 | | |
| 4 | 丸 子 平 一 | 花輪字丸子平51 | * | 古代(奈良-平安) | | 秋田県教育委員会「東北縄文自動車道沿線調査報告書」1984-3 |
| 5 | 丸 子 平 二 | 花輪字丸子平 | 墓跡 | 中世 | | 秋田県教育委員会「東北縄文自動車道沿線調査報告書」1984-3 |
| 6 | 高 島 の 神 舟 | 花輪字瀬波の神 | 遺物包含地 | | | 秋田県教育委員会「東北縄文自動車道沿線調査報告書」1984-3 |
| 7 | 丸 子 平 | 花輪字丸子平 | * | | | |
| 8 | 高 島 の 神 日 | 花輪字瀬波の神 | 墓跡 | 中世 | | 秋田県教育委員会「東北縄文自動車道沿線調査報告書」1984-3 |
| 9 | 高 島 の 神 I | 花輪字瀬波の神 | * | 縄文時代・中世 | | 秋田県教育委員会「東北縄文自動車道沿線調査報告書」1984-3 |
| 10 | 大 曲 A | 花輪字大曲 | 遺物包含地 | 縄文土器片(後期) | | |
| 11 | 大 曲 B | 花輪字大曲 | * | | 縄文土器片、土師器片 (内風土器片を含む) 土器片(内風土器片を含む) | 秋田県教育委員会「東北縄文自動車道沿線調査報告書」1984-3 |
| 12 | 高 島 I | 花輪字瀬波本山 | * | 縄文時代 | | |
| 13 | 水 の 日 | 花輪字永の日3 | * | 縄文時代(後期) | | |
| 14 | 度 + 平 II | 花輪字度+平 | * | 縄文時代 | | 東北縄文自動車道調査報告書 V-2 |
| 15 | 度 + 平 I | 花輪字度+平 | * | 縄文時代 | | 秋田県教育委員会「東北縄文自動車道調査報告書」1984-3 |
| 16 | 天 戸 森 | 花輪字陽馬142 | * | | | 秋田県教育委員会「戸戸森遺跡発掘調査報告書」1984-3 |
| 17 | 黑 土 起 | 花輪字黒馬39-113 | 墓跡 | 中世 | | |
| 18 | 黑 土 馬 | 花輪字黒馬 | 遺物包含地 | | | |
| 19 | 日 向 鶴 頭 | 花輪字鶴頭 | * | | | |
| 20 | 齊 作 室 | 花輪字御馬 | * | | | 高角市教育委員会「齊作室跡発掘調査報告書」1981-3 |
| 21 | 白 山 黒 | 花輪字白山川25-28の2 | * | | | |
| 22 | 花 駒 駒 | 花輪字牛軒轅89-109, 76- 79, 寛永10の1-146 | 墓跡 | 中世 | | 高角市教育委員会「花駒駒・下沢田遺跡周辺調査報告書」1984-3 |
| 23 | 深 右 一 門 駒 | 花輪字深右一門駒 | * | 平安時代 | | 秋田県教育委員会「東北縄文自動車道調査報告書」1984-3 |
| 24 | 茶 内 II | 花輪字茶内 | 遺物包含地 | 平安時代 | | 秋田県教育委員会「東北縄文自動車道調査報告書」1984-3 |
| 25 | 東 山 A | 花輪字東山 | * | | | 秋田県教育委員会「東北縄文自動車道調査報告書」1984-3 |
| 26 | 雪 内 I | 花輪字雪内 | * | 平安時代 | | 秋田県教育委員会「雪内跡発掘調査報告書」1984-3 |
| 27 | 東 山 B | 花輪字東坂 | * | | | |
| 28 | 東 山 C | 花輪字東坂 | * | | | |
| 29 | 東 山 D | 花輪字東坂 | * | | | |
| 30 | 寺 坂 A | 花輪字寺坂 | * | | | |
| 31 | 寺 坂 C | 花輪字寺坂合代 | * | | | |
| 32 | 寺 坂 D | 花輪字寺坂合代 | * | | | |
| 33 | 東 士 伸 A | 花輪字赤坂20の内 | * | | | |
| 34 | 東 士 伸 B | 花輪字赤坂20の内 | * | | | |
| 35 | 中 の 瀬 | 花輪字中の瀬 | * | 縄文時代 | | 秋田県教育委員会「東北縄文自動車道調査報告書」1984-3 |
| 36 | 甘 露 瀬 | 花輪字甘露瀬 | * | 平安時代 | | |
| 37 | 古 水 木 | 花輪字古木 | * | 平安時代 | | 秋田県教育委員会「東北縄文自動車道調査報告書」1984-3 |
| 38 | 明 霞 並 桜 | 花輪字明霞並桜 | * | | | 秋田県教育委員会「東北縄文自動車道調査報告書」1984-3 |
| 39 | 下 手 手 | 尾去沢字下手手 | * | | | |
| 40 | 六 手 手 | 尾去沢字六手手 | * | | | |
| 41 | 三 光 堀 2 号 | 尾去沢字三光堀2 | 塚場 | | | |
| 42 | 三 光 堀 1 号 | 尾去沢字三光堀1号 | * | | | |
| 43 | 尾 去 沢 | 尾去沢字尾17 | 遺物包含地 | | | |
| 44 | 三 内 | 八幡平三内29 | 配石遺跡 | 中世 | | 高角市教育委員会「高角の地図」 1981-3 |
| 45 | 三 内 建 | 八幡平三内7・13・16・ 17・37・46・47・53の1 | * | 縄文時代・古代 | 縄文土器片、住跡跡 | |
| 46 | 下 基 岩 2 | 八幡平下基岩46-49 | 遺物包含地 | | 縄文土器、土師器、盤大生原跡、 上原 | 高角市教育委員会「花輪坂・下沢田遺跡周辺調査報告書」1984-3 |
| 47 | 上 基 岩 1 | 八幡平上基岩 | * | | | |
| 48 | 下 岩 田 | 花輪字下沢田1生 | | | | |
| 49 | 酒 水 向 | 八幡平酒水向 | | 縄文時代 | 縄文土器(円筒下巻式)、 腰穴住跡 | 高角市教育委員会「花輪坂・下沢田遺跡周辺調査報告書」1984-3 |

(秋田県道跡地名より作成)

2. 周辺の遺跡

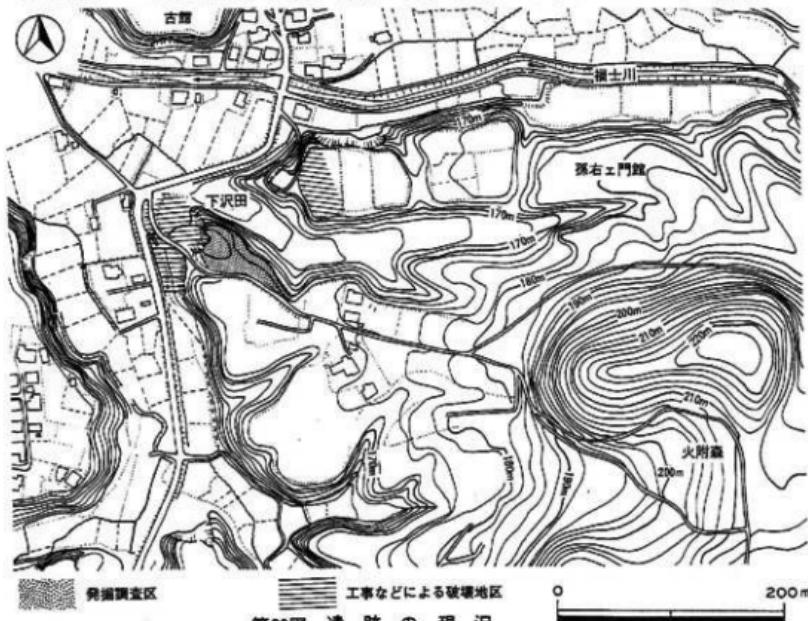
a. 館について

下沢田遺跡は、東側山地から流れでる福士川上流の左岸、火附森 222.9 メートル高地の西麓台地北端を占めている。この遺跡のすぐ北側には、同じく 222.9 メートル高地の北麓から舌状に伸びる孫右エ門館が、福士川にそって横たわっている。

遺跡の西側は、沢田川の細流によって開けた狭い谷合の水田地である。この田地に面する台地西縁は、數ヵ所に浅い小沢が入りこみ、やや複雑な出入りをつくっている。またこの田地をへだてた対岸は、花輪館につらなる荒屋敷台地であり、遺跡からの距離はわずか 100 メートル余にすぎない。

遺跡および孫右エ門館の北、150 メートルほどを隔てた福士川右岸には、花輪古館、諏館（守館）が並び、その北西に広がる陣場平台地南縁には御休堂遺跡や黒土館の連郭が続いている。このように福士川をはさんで、指呼の間に多くの集落跡や館群の存在をみると、古代から中世にかけての古い花輪村の主要部は、福士川に沿う台地一帯に分布し発達していたことをあらわしている。

下沢田遺跡ののる台地と、北に隣接する孫右エ門館は、上記のように 222.9 メートル高地の



第29図 遺跡の現況

北麓において地続きであることから、集落と館という関連で、ある時期、連繋的な機能を果していたものと思われる。孫右エ門館については、近接の花輪館、黒土館などが中世館として鹿角四十二館のうちにかぞえられていることと対照的に、文献にも伝承にもまったくその由縁を伝えていない。今は孫右エ門館が、館遺構として多くの要素を具えていることと、文献・伝承に伝わること自体館の古さを示していると思われることと、とくにこの地域に例の少い孫右エ門という人名を冠していることから、その館主に名（みよう）主的農民のイメージをもたざるを得ないことなどに、わずかな推測の糸をつなぐはかはない。

(1) 遺跡周辺の台地

下沢田遺跡のする台地は、火附森低山地の西麓を占め、西流する福士川と、南側頭無台地からで福士川低地につながる沢田川の谷合にはさまれ、およそ三角形状をなしている。遺跡はその北西先端部に所在する。台地面の標高173メートル、比高18メートル。平坦面は畠地と果樹園に利用され、東へよるに従い西への傾斜がつよまる。

台地の北側、孫右エ門館との間に、幅の狭い小沢がありこみ、遺跡真下の沢口から奥の沢頭まで350メートル、沢口の幅約30メートル、東へ分け入るに従がい幅を狭める。遺跡のこの沢に面する斜面中段に、狭い段築の痕跡がうかがわれる。台地への作場道は、遺跡面を西から南へからむような形で、狭い切通し坂状に台上へ登る。台上を東山裾へのびるこの作場道の南縁には土壌が延々とつづいているが、おそらく道を掘り下げた際の盛上の列であろう。なお、遺跡、東側に発見された空堀状遺構が、作場道の切通しで消えていることからみて、この作場道自体かなり古いものであろうと思われる。作場道の台上へ登りつめた南側、すなわち遺跡と作場道をはさんで向い側に、面積ほぼ4,500平方メートル、南側を台地へ切りこむ小沢によって截られた整々たる一郭がある。現在林地と畠地に利用されているこの郭は、あるいは古い時期に館としての機能をそなえていたかもしれない。郭の入口は、台地南縁から100メートル台上へ入った作場道から分岐している。その入口付近はやや低く陰湿な状態であることから、もと孫右エ門館側の沢と南側小沢を結んでこの郭を独立させる空堀のあった可能性を考えることができる。郭の南斜面から西側斜面へかけて、郭上面から2~3m下に幅2メートル前後の段築が続き、犬走り状に郭をめぐっている。

この郭と、幅20メートル前後の小沢を隔てた南側に、さらに一郭がある。面積約6,500平方メートルで、果樹園となっている。この郭も三方が沢合にかこまれて、独立性が強く、北側小沢に面する斜面には段築の痕跡が認められる。

(2) 孫右エ門館

福士川の左岸に沿い、あたかも花輪古館に対峙する形で位置する。

火附森 222.9メートル高地の北麓から西へのびる舌状台地を巧みに利用し、その全長およそ

400 メートル、郭上面の幅50~70メートル、比高約15メートルを、二条の空堀により、三つの郭に分けてある。西端の郭の面積約5,000平方メートル、中の郭の面積もほぼ5,000平方メートル。両郭をへだてる空堀は長さ65メートル、上幅12.3メートル、下幅9メートル、深さ4メートルである。西の郭の福士川側に崩崖がみられ、その崩崖と空堀との間に一部段築が残る。

東の郭は、南北の幅50メートルと狭まり、面積約6,000平方メートル。その東端は山地との間にに入る小沢で切れ、斜面に二段の段築をもつ。中の郭を隔てる空堀は、長さ50メートル、上幅14メートル、下幅12メートル、深さ3~6メートルを測る。

東の郭の東端山際から、小沢に面する郭南斜面を、上面より2メートル下位に幅2メートルの段築が設けられ、東の郭から中の郭西端空堀まで犬走り状通路となって続いている。この犬走りは西の郭へ渡らず、空堀の底へ消え、空堀の北側斜面を縫い福士川側へ下りる小径へ合するものようである。

西の郭は、昭和40年代に福士川からポンプアップして畠地を水田に転換した際上面は殆ど擾乱され、さらに同57年から道路造成のため西端部が大きく削りとられてしまった。(安村二郎)

b その他周辺の遺跡

秋田県北東部に位置する鹿角市は、縄文時代から中世までにわたる440ヶ所以上の遺跡が河岸段丘の先端部及び、平坦部に所せましと存在しており、今回調査した下沢田遺跡もその中の一つである。

第28図は、下沢田遺跡の周辺遺跡を中心として主要な遺跡をピックアップしてみたが、僅に50ヶ所以上にのぼる。

さて下沢田遺跡の周辺遺跡を各時代、時期ごとに概観してみると、縄文時代早期では、猿ヶ平II遺跡、柏木森遺跡などがあり、赤御堂式と呼称される表裏縄文土器の破片が出土しており、早期末から前期初頭に位置づけられる。また、一本杉遺跡からは量的には極めて少量であるが貝殻文土器の破片が出土しており、草創期までさかのぼる可能性がある。前期においては秋田県内で初めて縄文時代の住居跡が確認され、円筒下層式の良好な資料を出土した清水向遺跡が存在する。中期においては、住居跡140棟、配石遺構21基と中期中葉から末葉の土器を多数に出土した天戸森遺跡ほか、御休堂遺跡など多くの遺跡が存在する。後期は同市における縄文時代各時期を通じて調査、発見例の最も多い時期であり、初頭の土器片と土壤が検出された御休堂遺跡、中葉の住居跡を確認した案内I遺跡、後葉の住居跡を確認した案内II遺跡があるほか、特別史跡「大湯環状列石」が存在する。晩期では、清水向遺跡と同じ台地に存在する玉内遺跡が知られ、中葉の土器とともに所謂「日時計形」の配石遺構が確認されているほか、玉内遺跡の位置する台地と米代川を挟んでの対岸には東存家遺跡が存在する。

弥生時代の遺跡は縄文時代の遺跡数と比べてその数は少なく本遺跡の周辺では、天王山式類

似の土器が出土している猿ヶ平Ⅰ遺跡があげられる。

歴史時代の遺跡も近年その調査例を増やし、本遺跡周辺では、一本杉遺跡、中ノ崎遺跡などから数多くの住居跡のほか、土師器・須恵器が出土している。中世においては「鹿角四十二館」あるいは「四十八館」に該当するもの、及び無名の館跡が存在し、本遺跡からも東に孫右エ門館遺跡、西に花輪館、北に古館、黒土館などを望むことができる。
(藤井安正)

3. 調査に至るまでの経過

下沢田遺跡の位置する台地先端部は、従来果樹園・畑地として利用されていたが、昭和55年、土地所有者が土取りを計画、台地先端より作業を開始し、50mほど掘り進んだ所で住居跡と思われる落ち込みが確認された。市教育委員会では埋蔵文化財の重要性を説明、工事の中止を要請、土地所有者は工事を中止、残存部を再度畑地として利用していた。

昭和58年2月、本遺跡に近接する孫右エ門館跡先端部が破壊されているという県文化財パトロール員からの通報があり、市教育委員会では早急に現地踏査等を行なった。その結果、本工事は東北縦貫自動車道花輪サービスエリアの取り付け道路建設工事であり、その事業主体は鹿角市建設課であることが判明した。このため、市教育委員会では建設課から本工事ルート図面を入手、ルート付近の分布調査を実施した。調査の結果、工事によりほぼ消失する下沢田遺跡956m²の発掘調査の必要性を再確認、市教育委員会が7月14日から8月10日の予定で調査を行なうこととなった。
(秋元信夫)

4. 調査要項

- | | |
|-------------|----------------------------|
| 1. 遺跡名 | 下沢田遺跡 |
| 2. 所在地 | 鹿角市花輪字下沢田1他 |
| 3. 調査期間 | 昭和58年6月20日～28日、7月14日～8月12日 |
| 4. 発掘調査対象面積 | 956 m ² |
| 5. 発掘調査面積 | 836 m ² |
| 6. 調査主体者 | 鹿角市教育委員会 |
| 7. 調査担当者 | 秋元信夫(鹿角市教育委員会 社会教育課) |
| 8. 事業主体者 | 鹿角市建設課 |
| 9. 調査参加者 | |
| 調査指導員 | 富樫泰時(秋田県教育庁 文化課) |
| 調査員 | 安村二郎(鹿角市史編さん委員) |
| | 鎌田健一(十和田高校 教諭) |

藤井安正（鹿角市教育委員会埋蔵文化財調査員）

調査補助員 佐藤樹、菊池明、三ヶ田睦子、藤井富久子

作業員 石木田クラ、石井ユキ、相川タマ、佐々木ヒサ、泉谷サナ、木村テル、川又ソヨ、根本キワ、兎沢松江、村木雅子

10. 社会教育課

課長 工藤次郎

課長補佐 安田孝司

文化財係長 柳沢悦郎（庶務担当）

主事 秋元信夫（調査担当）

臨職 日時キミ子

11. 調査協力機関 秋田県教育委員会、鹿角市都市計画課、秋田県埋蔵文化財センター

5. 調査の方法

調査区は、東北縦貫自動車道のサービスエリアへ通じる道路敷地内に存在する。そこで調査予定地内に鹿角市建設課で設定した道路中心杭である、No13杭（D-5グリッド杭）とNo14杭（H-5グリッド杭）を結ぶ直線とその延長線を基線として、これに直交する線を設定し、5m×5mのグリッドを発掘調査予定地内に組んだ。グリッドの名称は、北東から南西へアラビア数字で1~13まで、同じく北西から南東へはアルファベットでA~Fを付し、両者を組み合わせてA-1グリッドのように呼び、グリッド西隅の交点をグリッド名称とした。

測量と実測は調査区内に設定したグリッドを使用し、さらに1m×1mの小グリッドを遺構の大きさに即して設定する造り方測量に依った。整穴住居跡・土壙は%を、炉・カマドなどの微細図については%を、遺構配置図は%を原則として使用した。

遺構の発掘に関しては住居跡など大型の遺構の発掘には4分割法を、土壤など小型の遺構などには2分割法を原則として使用した。遺構番号は性格別に確認順に番号を付したが、調査の結果遺構でないものも存在し欠番としたものもある。

写真撮影は実測図と同様に記録保存の要であることから、35mm判小型カメラ（アサヒペンタックス）2台を使用し、モノクロと、リバーサル用に使い分けた。

(藤井安正)

6. 調査の経過

本遺跡の調査は、昭和58年6月20日から同月28日までの8日間と、7月14日から8月12日ま

での24日間の計32日に渡って発掘調査を行なった。調査概略は以下の通りである。

- 6月20日 藤井調査員ほか7名は、調査区内の刈り払いを行なう。
- 21日 遺跡の先端部より表土除去作業を行なう。
- 22日 グリッド設定後、隨時表土除去を行ない、C-5グリッドより縄文土器片が出土する。
- 27日 D-7・8グリッド、第V層黄褐色土地山上面において、S108の一部を確認。
- 28日 遺跡西端部の表土除去を一応終え、また花輪北館の発掘調査が多忙となった為本遺跡の調査を一時中止し、花輪北館の調査に全力をあげる。
- 7月14日 秋元調査員ほか全員で再度本遺跡の発掘調査に取りかかる。
- 16日 住居跡4棟、土壌3基、堀1条を確認し、隨時各遺構の調査を行なう。
- 25日 S108・09はその大半が調査区外に存在する為、地権者の承諾を得、その全容を明らかにするとともに精査を行なう。
- 30日 錦田氏が調査に参加し、地質の調査を行なう。また本日までに住居跡6棟、土壌4基の調査を終える。
- 8月8日 富樫・安村氏調査に参加する。
- 9日 富樫氏、現場指導を行ない、助言を受ける。本日より拡張区の埋め戻しを行なう。
- 10日 住居跡11棟、土壌9基、堀1条の調査と遺構の写真撮影を行ない発掘調査のすべてを終える。
- 12日 発掘用具、機材の運搬を行なう。

(藤井安正)

7. 遺跡の層序 (第30図)

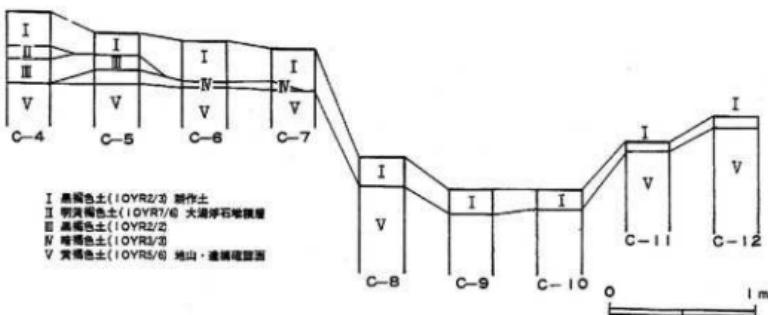
基本層序は、東北縦貫自動車道のサービスエリアまで通じる道路中心杭であるNo.13杭(D-5)とNo.14杭(D-7)を結んだ線と、この延長線上に沿って設定した土層観察用ベルトの壁面にあらわれた土層堆積状況を色彩、混入土とその割合などから分層した。基本となる層は、表土から地山までのI~V層で概ね次の通りである。

第I層 黒褐色土 (10Y R 3/6) 調査以前は雑木林、荒地として放置されていた為、木の根、竹等の植物の根が多く混入している。さらにそれ以前は果樹園、畠地として使用されていた為C-5グリッド以東では耕作による擾乱が第V層まで達っている。

第II層 明黄褐色浮石質火山灰 (10Y R 3/6) 十和田火山の降下火山灰と思われる浮石質堆積層である。堆積状況は良好とは言えず、部分的に認められたにすぎない。

第III層 黒褐色土 (10Y R 3/6) 調査区北側に広く堆積しているが、その他の地域では存在し

Lev: 177.092m

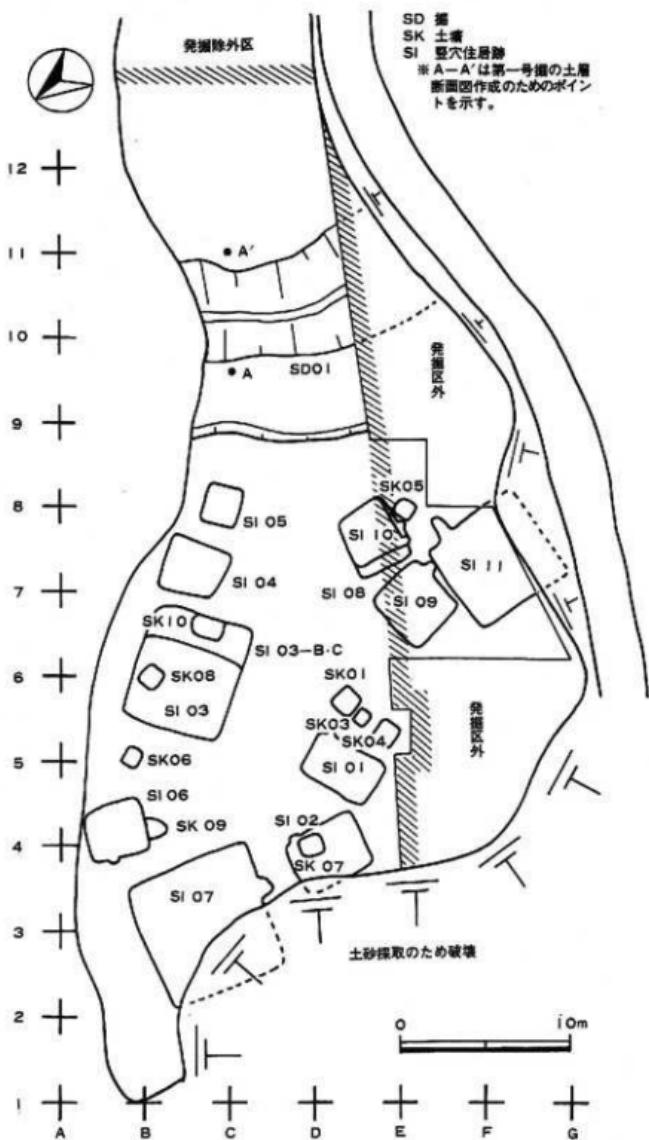


第30図 遺跡の層序

なくなる。

第Ⅳ層 暗褐色土 (10YR5/4) 第Ⅲ層と同様に調査区北側に広く堆積しており S106, SK06などは本層上面において確認された。これらから本層上面がこの遺跡の生活面と考えられる。

第Ⅴ層 黄褐色土 (10YR5/6) 地山層である。本層は第Ⅳ層とともに遺構確認面であり、すべての住居跡及び土壙は、本層を20~50cmほど掘り下げて構築されている。また本層下には、にぶい黄褐色の大形の浮石を含んだ灰白色土がつづく。
(藤井安正)



第31図 下沢田遺跡グリッドおよび遺構配置図

8. 検出遺構と出土遺物

a 繩文時代の検出遺構と出土遺物

発掘調査区内において竪穴住居跡などその他の遺構は確認されなかった。縄文土器はすべて破片で少量出土しており、C-6グリッド第IV層中及び、第7号竪穴住居跡貼床内よりある程度まとめて出土したほかは各グリッドより散在して出土した。これら土器については、9考察において述べる。

b 歴史時代の検出遺構と出土遺物

発掘調査区内において検出され、調査された歴史時代の遺構は竪穴住居跡11棟、土塙9基、塙1条の計21遺構であり、そのうち土砂の採取などによって破壊されたものは3遺構である。

以下各遺構とも観察項目をもうけ、それに従って述べていく。

ア 竪穴住居跡

第1号竪穴住居跡 (第32・33図、PL 9)

〈形態・規模〉 平面形は東西に長い長方形を呈す。壁長は東壁250cm、西壁270cm、南壁442cm、北壁438cmを測り、占地面積11.78m²で主軸方向はN-12°-Wである。

〈壁・床〉 壁高は地山面からの測定であるが、東壁18cm、西壁20cm、南壁18cm、北壁18-30cmを測る。床面はPit 1とPit 4を結ぶラインの西側には黄褐色土の貼床を施し、他は地山を用いている。床全体は緩やかな起伏を示し軟かかった。

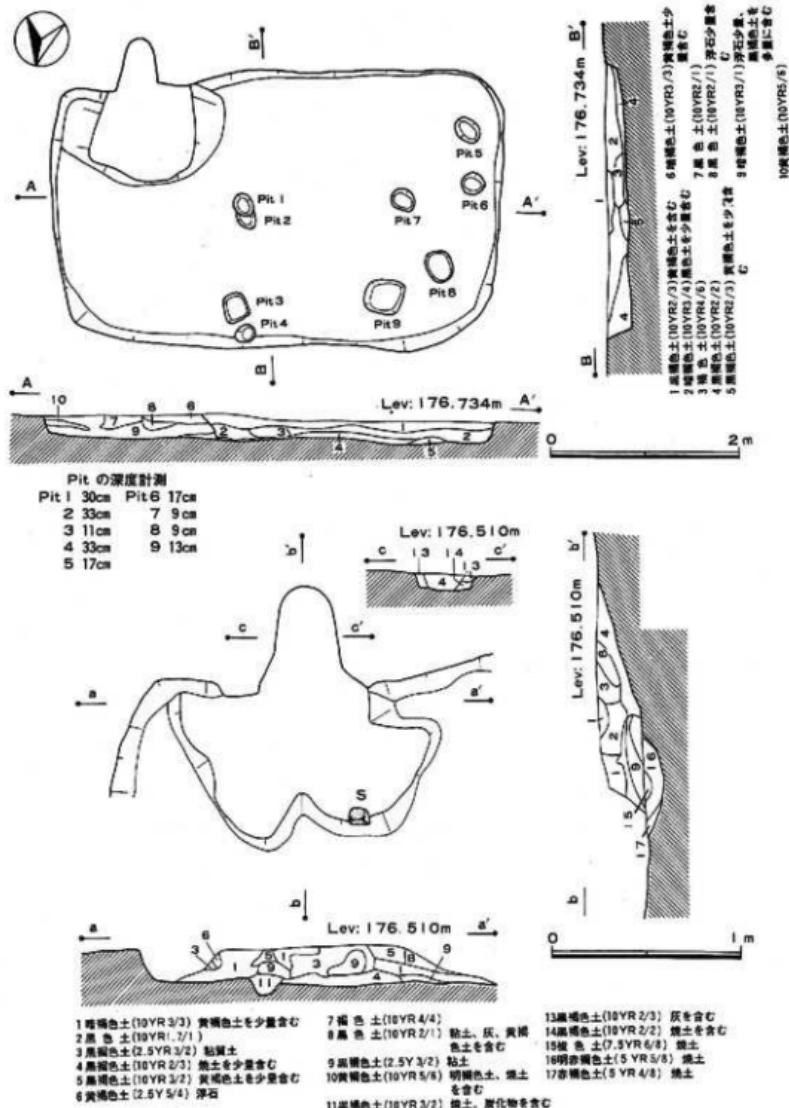
〈カマド・炉〉 カマド構築の掘り方においては芯材となる自然石を立てたと考えられるピットを2個確認したが、芯材となりうる自然石はカマド付近においては見当らなかった。袖部及び天井部の粘土は崩壊が著しく、確認できなかった。煙道部は燃焼部から約20度の角度をもち、長さ63cmを測り壁外へと立ち上がる。

〈柱穴・ピット〉 住居跡床において、9個のピットを確認した。これらのピットの位置から判断して本住居跡の柱穴は確認できなかった。各々のピットの床面からの深さは第32図に示した。

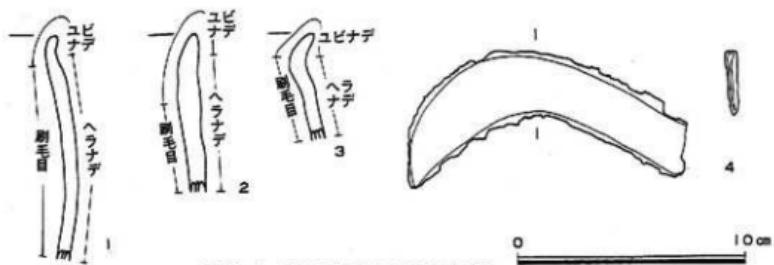
〈付属施設〉 聖溝など、他の付属施設は確認されなかった。

〈埋土〉 10層に分層された。人為堆積である。

〈出土遺物〉 図化した土師器變形土器破片(第33図1-3)と鉄製品(第33図4)が出土しているほか、少量の土師器破片が出土している。土師器口縁部は直立に、またはやや大きく外反するものが多く、ユビナデ、ヘラナデによって調整されている。4はピット1の底面から出土したもので、鎌と考えられ、現存長12cm、幅3.4cmを測る。



第32図 第1号豈穴住跡・カマド実測図



第33図 第1号豊穴住居跡出土遺物

〈備考〉 本住居跡は当初平面プラン確認時点において2棟からなるものとして調査を行なった。土層断面には明確ではないが、壁と考えられる立ち上がりが観察されるが、カマドの有無、ピット・柱穴の位置から判断して重複によるものとは考えられない。

第2号豊穴住居跡 (第34・35図, PL 9)

〈遺構の位置と確認〉 D・E-4・5グリッド第V層黄褐色土地山上面において、黒褐色土の落ち込みを確認した。本住居跡は土砂採取により削除を受け、以前より崖にその断面の一部が確認されていた。

〈形態・規模〉 平面形は方形を呈す。東壁414cm、西壁推定400cm、南壁312cm、北壁280cmを測る。占地面積は推定13.5m²、主軸方向N-77°-Wを指す。

〈壁・床〉 壁高は地山面から東壁12cm、西壁15cm、南壁12~14cm、北壁24cmを測る。床は地山面を掘り下げ床として使用しており、若干の起伏を示し堅くしまっている。

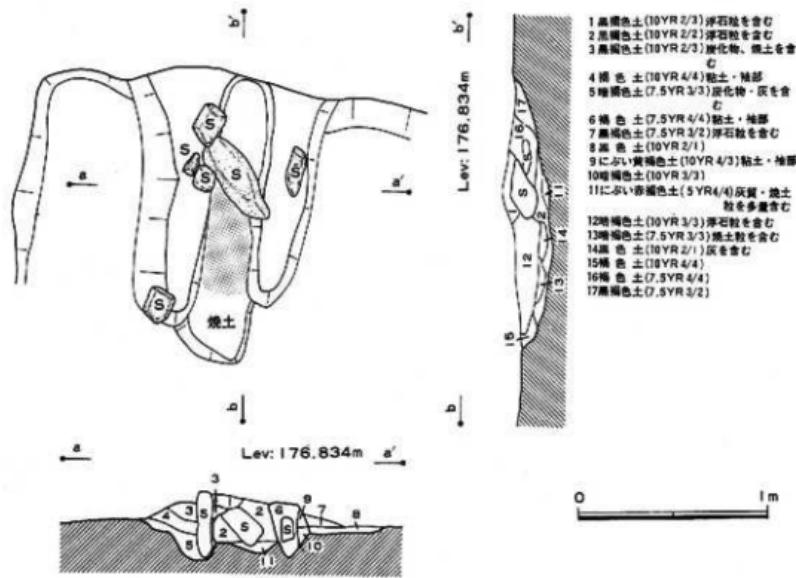
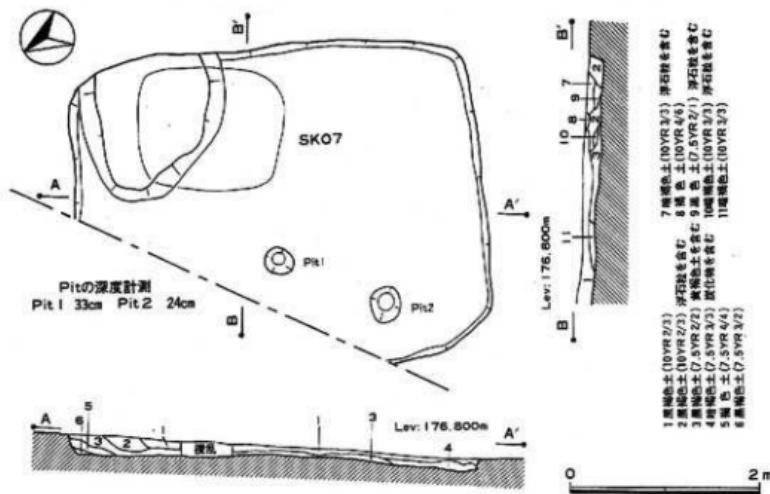
〈カマド・炉〉 東壁北寄りに位置する。カマド本体は、芯材、架構材として長形の偏平な自然石を用い、さらに、これらにによい黄褐色粘土又は黒褐色粘質土を貼り付けて構築されている。煙道部は壁とともに立ち上がる。

〈柱穴・ピット〉 住居跡内から2個のピットを確認した。床面からの深さは第34図に示した。

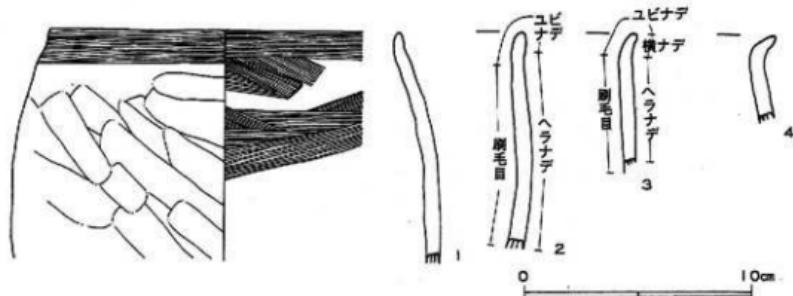
〈付属施設〉 確認されなかった。

〈埋土〉 9層に分層された。

〈出土遺物〉 土師器壺形土器破片が少量出土しており、特にカマド内から比較的まとまって出土した。第35図1~4はいずれも口縁部破片で、ユビナデ、ヘラナデ、ハケメによって調整されている。



第34図 第2号豎穴住居跡・カマド実測図



第35図 第2号竪穴住居跡出土遺物

（備考） 本住居跡のカマドと重複して7号土壇が存在する。新旧関係は7号土壇→2号住居跡である。

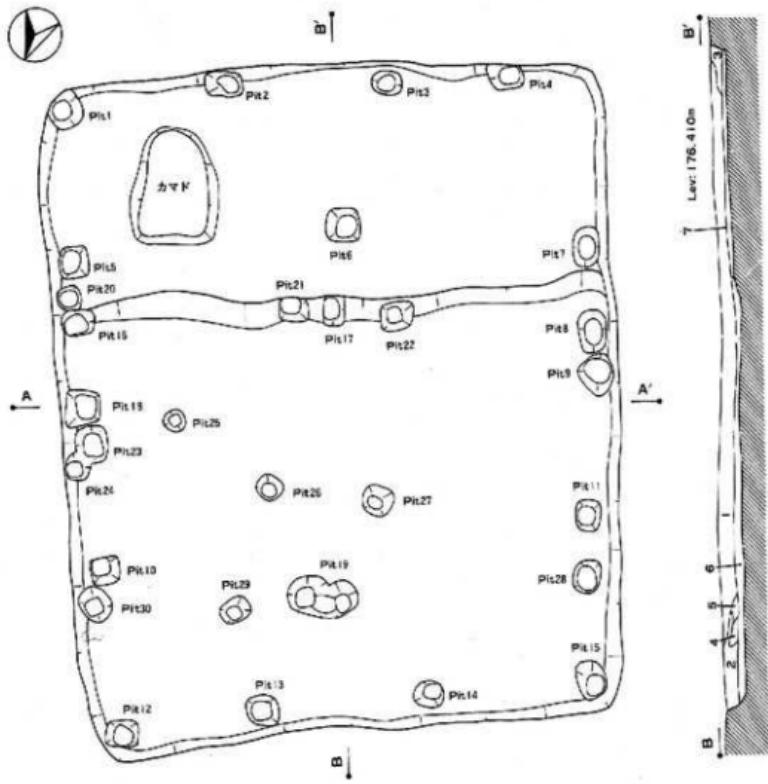
第3号竪穴住居跡 （第36・37図、PL 9）

（選択の位置と確認） 台地の東側斜面にほぼ接したB・C・D-5・6グリッドに位置し、第Ⅲ層黒褐色上上面において、浮石粒を含む黒褐色土の落ち込みを確認した。なお調査の結果重複、及び拡張によるもので3棟からなり、新しい順にA・B・Cを付し観察項目に従って述べていく。

（形態・規模） 3-A号住居跡 平面形は方形を呈する。壁長は東壁724cm、西壁693cm、南壁600cm、北壁570cmを測る。占地面積は41.8m²、主軸方向はN-15°-Wを指す。3-B号住居跡 平面形は方形を呈する。南壁は3-A号住居跡拡張の為存在しないが、推定を含めて東壁485cm、西壁470cm、南壁595cm、北壁570cmを測る。占地面積は推定28.0m²前後である。3-C号住居跡 平面形は方形を呈する。壁長はいずれも推定であるが、東壁420cm、西壁393cm、南壁597cm、北壁560cmを測る。

（壁・床） 3-A号住居跡 壁高は確認面より、東壁6~10cm、西壁10~13cm、南壁10cm、北壁6~12cmを測り、床面よりやや開きぎみで立ち上がる。床は緩やかな起伏を示し、3-A号住居跡内には暗褐色土の貼床が施されていた。3-B号住居跡 南壁は3-A号住居跡拡張時に削除されており、残存する壁は5cm前後と浅い。この他の壁は、東壁13~15cm、西壁10~15cm、北壁11~15cmを測る。床面は緩やかな起伏をもち、堅くしまっている。3-C号住居跡 壁は、東壁及び西壁に部分的にではあるが見られ、重複・拡張が行なわれていることから、壁高は、はっきりとしない。また床面においても同様である。

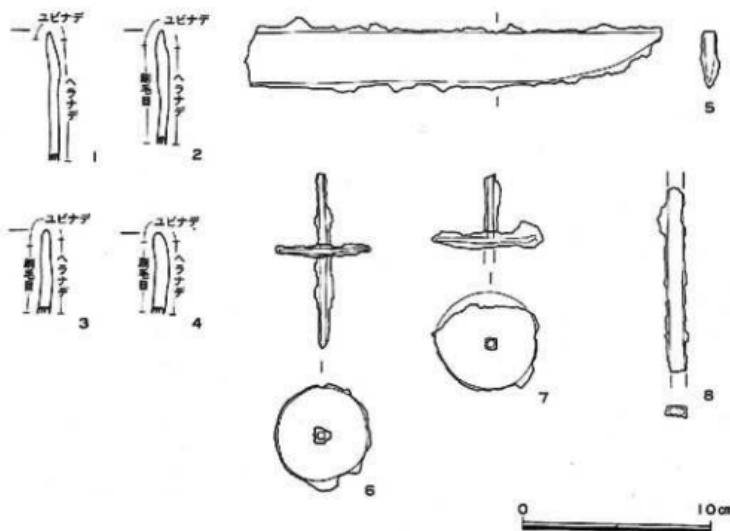
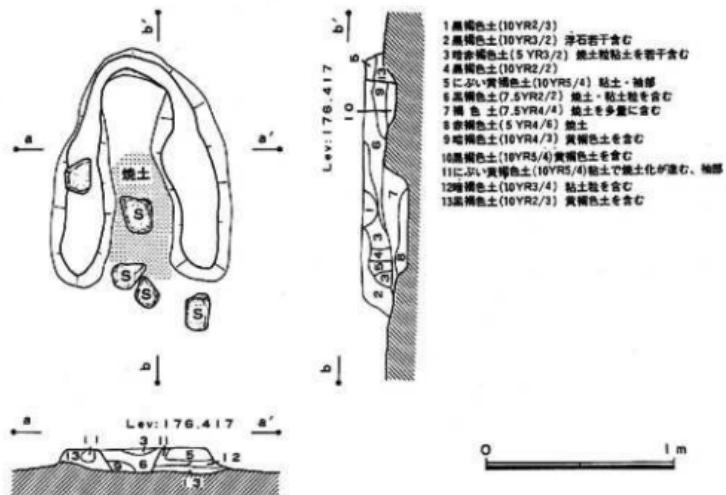
（カマド・炉） 3-A号住居跡 住居跡南壁東側の壁よりやや離れて床面に構築される。カ



| Pit | Depth (cm) | Pit | Depth (cm) | Pit | Depth (cm) |
|-----|------------|--------|------------|--------|------------|
| 1 | 53.5cm | Pit 11 | 45.0cm | Pit 21 | 67.0cm |
| 2 | 27.0cm | 12 | 51.0cm | 22 | 35.0cm |
| 3 | 45.0cm | 13 | 39.0cm | 23 | 35.0cm |
| 4 | 44.0cm | 14 | 30.0cm | 24 | 50.0cm |
| 5 | 35.2cm | 15 | 54.0cm | 25 | 14.0cm |
| 6 | 59.0cm | 16 | 30.0cm | 26 | 51.0cm |
| 7 | 28.0cm | 17 | 48.0cm | 27 | 30.0cm |
| 8 | 50.0cm | 18 | 34.0cm | 28 | 29.0cm |
| 9 | 36.0cm | 19 | 40.0cm | 29 | 55.0cm |
| 10 | 34.0cm | 20 | 21.0cm | 30 | 48.0cm |

- 1 黒褐色土 (10YR2/3) 混石粒を少量含む
- 2 黒褐色土 (10YR2/2) 混石粒・炭化物を含む
- 3 黒褐色土 (10YR2/3) 黄褐色土を含む
- 4 黑 色 土 (10YR2/1)
- 5 黑褐色土 (10YR2/2)
- 6 黑褐色土 (10YR2/4) 黏土
- 7 黑褐色土 (10YR2/4) 黄褐色土を含む

第36図 第3号竪穴住居跡実測図



第37図 第3号竖穴住居跡カマド・出土遺物実測図

マド本体は、部分的に自然石を芯材として使用し、粘土及び粘質土を貼り付け、または重ね合せて「U」字状に構築したものである。なお本住居跡のカマドには、煙道部は構築されていなかった。

〈柱穴・ピット〉 各住居跡の床・壁沿いに30個のピットを確認した。各住居跡の柱穴の組み合せは次のように考えられる。3-A号住居跡 各壁の壁に沿って等間隔に4つのピットを穿つものPit 1~5, 7~15。3-B号住居跡 各壁の壁に沿ってほぼ等間隔に4つのピットを穿つものPit 12~16, 18, 21, 22。3-C号住居跡 各壁の壁に沿って等間隔に3つのピットを穿つものと考えられるが、南東・南西壁隅のPit は確認できなかった。Pit 6, 19, 24, 28, 30。

〈付属施設〉 確認されなかった。

〈埋土〉 7層に分層された。1~5層は3-A号住居跡の埋土、6層は貼床である。

〈出土遺物〉 出土遺物は、殆どが第3-A号住居跡からのもので、その量は少ない。土師器変形上器（第37図1~4）、鉄製品（第37図5~8）の代表的なものを図化した。土師器破片はカマド付近よりやまとった量で出土した。鉄製品5は小刃、6・7は紡錘車で住居跡東側床直上から出土した。

〈備考〉 本住居跡は、このほかに5号・10号土壤と重複している。新旧関係は、第3-C号住居跡→第3-B号住居跡→（第5号土壤）→第3-A号住居跡である。

第4号竪穴住居跡 （第38・39図、PL.9）

〈造構の位置と確認〉 C-7・8、D-8グリッド第V層黄褐色土地山上面において、浮石粒の混入する黒褐色土の落ち込みを確認した。

〈形態・規模〉 平面形は方形を呈す。壁長は、東壁推定325cm、西壁262cm、南壁推定380cm、北壁304cmを測る。占地面积は9.95m²、主軸方向はN-17°-Wを指す。

〈壁・床〉 壁高は地山面から東壁17.1cm、西壁19~26cm、南壁20~26.5cm、北壁20cmを測り床面よりやや急角度で立ち上がる。床面は平坦で堅くしまる。

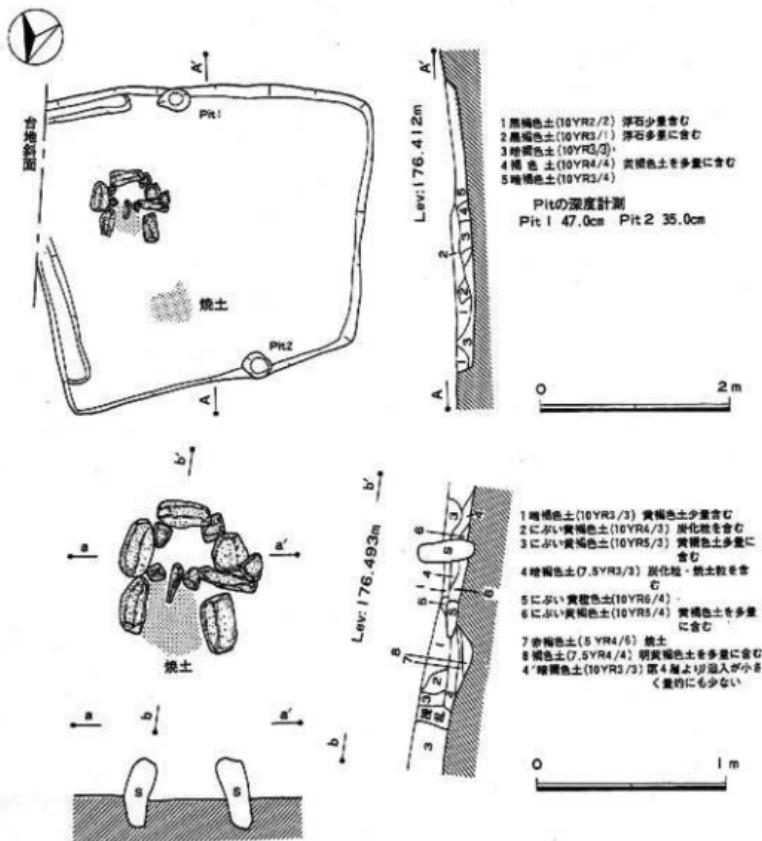
〈カマド・炉〉 住居跡中央よりやや東寄り、壁より離れて存在する。30cm~40cm大の偏平な自然石を用い「A」字状に配列したもので绳文時代の石組炉の様相を示すものである。カマドの石組は、焚口部と燃焼部に長めの自然石を埋め込み区画している。カマド石組には粘土などは貼り付けられておらず、自然石自体が強力な火力により赤変していたり、スス状炭火物が付着しており、確認した状態のまま使用されていたものと考えられる。

〈柱穴・ピット〉 床面において2個のピットを検出した。床面からの深さは第38図に示した。

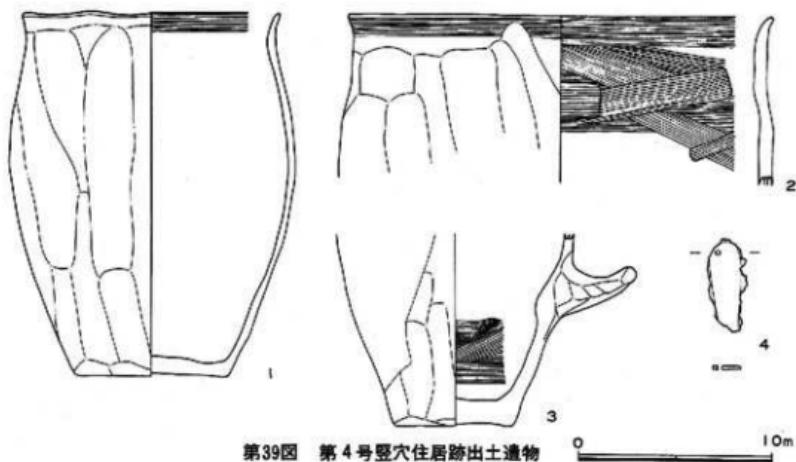
〈付属施設〉 南壁東寄りと東壁に連続して、幅16~20cm、深さ4~7cmの壁溝が確認された。

〈埋土〉 5層に分層された。1・2層においては浮石粒の混入が見られる。

〈出土遺物〉 土師器・鉄製品が出土した。第39図1は住居跡南東壁際床面より、3はカマド内より出土した。4は穂摘み具と考えられるもので、片端には目釘穴が存在し、目釘によって木製の柄に着装されたものであろう。

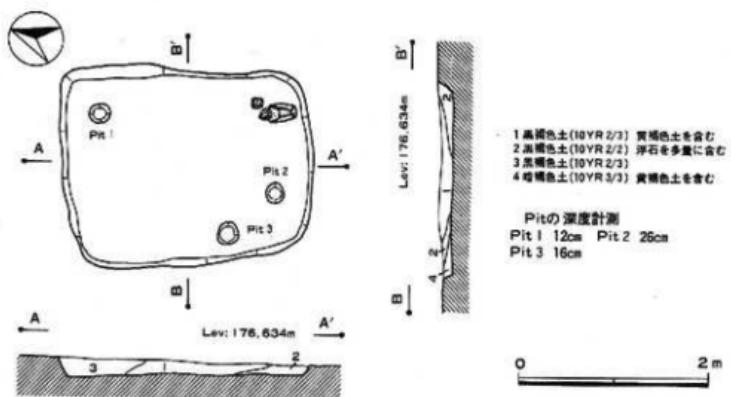


第38図 第4号竪穴住居跡・カマド実測図

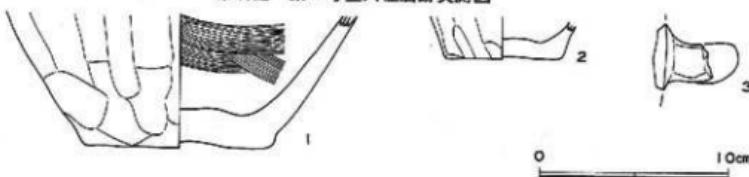


第39図 第4号竪穴住居跡出土遺物

0 10cm



第40図 第5号竪穴住居跡実測図



第41図 第5号竪穴住居跡出土遺物

第5号竪穴住居跡 (第40・41図, P L 10)

《遺構の位置と確認》 C・D-7・8グリッド第V層黄褐色土地山上面において、地山土を

含む黒褐色土の落ち込みを確認した。

〈形態・規模〉 平面形は方形を呈す。壁長は東壁260cm、西壁248cm、南壁192cm、北壁212cmを測る。占地面积は4.64m²、主軸方向はN-23°-Wを指す。

〈壁・床〉 壁高は地山上面から東壁7cm、西壁12~26cm、南壁5~10cm、北壁17cmを測り、床面からの立ち上がりは急角度である。床面は平坦で堅くしまる。

〈カマド・炉〉 住居跡南壁東寄りに数個の自然石の集まりと、コブシ大の灰白色粘土を確認したが、その下部付近にカマド施設として判断できる焼土などを確認できなかった。

〈柱穴・ピット〉 床面に3個のピットを確認した。床面からの深さは第40図に示した。

〈付属施設〉 確認されなかった。

〈埋土〉 4層に分層され、多くの浮石粒を混入する層も存在する。

〈出土遺物〉 埋土中より土師器壺形土器破片十数点出土した。第41図3は把手部破片である。

〈備考〉 カマドなどの生活施設を持たないことから性格上堅穴造構とするべきであろう。

第6号堅穴住居跡 (第42・43図 P L10)

〈造構の位置と確認〉 B-3・4グリッド第IV層暗褐色土上面において、浮石を含む暗褐色土の落ち込みを確認した。

〈形態・規模〉 平面形は方形を呈する。壁長は東壁推定342cm、西壁326cm、南壁320cm、北壁推定320cmを測る。占地面积は9.14m²、主軸方向はN-120°-Eを指す。

〈壁・床〉 台地北側の縁に構築される為、北壁は確認できなかったが壁高は東壁35.5cm、西壁54cm、南壁34cmを測り、地山面よりほぼ垂直に掘り込まれる。床は北側にゆるやかな傾斜を示すが、堅くしまる。

〈カマド・炉〉 西壁の北寄りに位置し、著しく崩壊されている。燃焼部・煙道部に存在する焼土を確認しただけである。煙道部は壁とともに立ち上がる。住居跡中央に焼土範囲(40×90cm)が確認された。

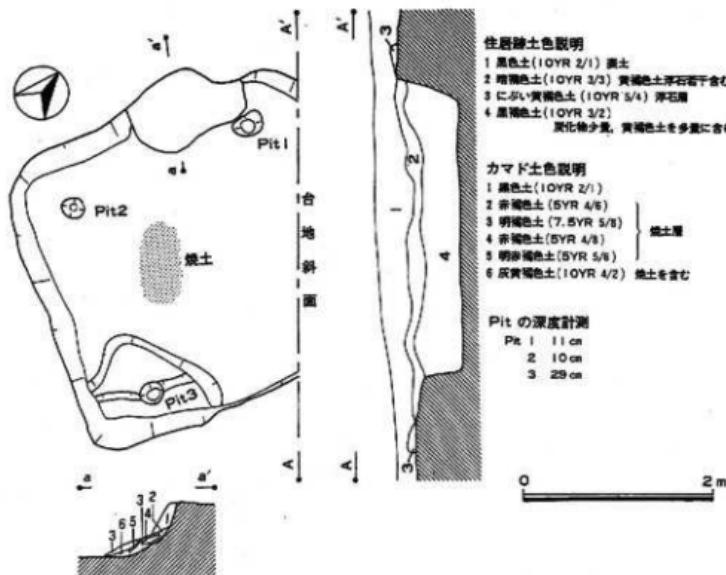
〈柱穴・ピット〉 住居跡隅よりやや離れて3個のピットが確認された。位置からみて柱穴と考えられる。床面からの深さは第42図に示した。

〈付属施設〉 住居跡南隅に深さ23cmの掘り込み部分がある。

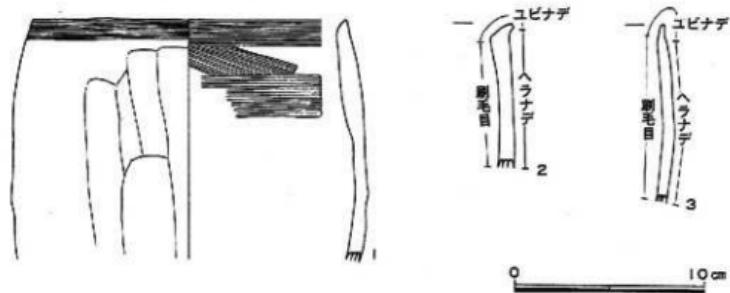
〈埋土〉 4層に分層された。

〈出土遺物〉 埋土中より土師器破片十数点が出土したほか、ピット1付近の床直上から数点出土した。

〈備考〉 南壁において9号土壙と重複する。新旧関係は9号土壙→第6号堅穴住居跡である。



第42図 第6号竪穴住居跡・カマド実測図



第43図 第6号竪穴住居跡出土遺物

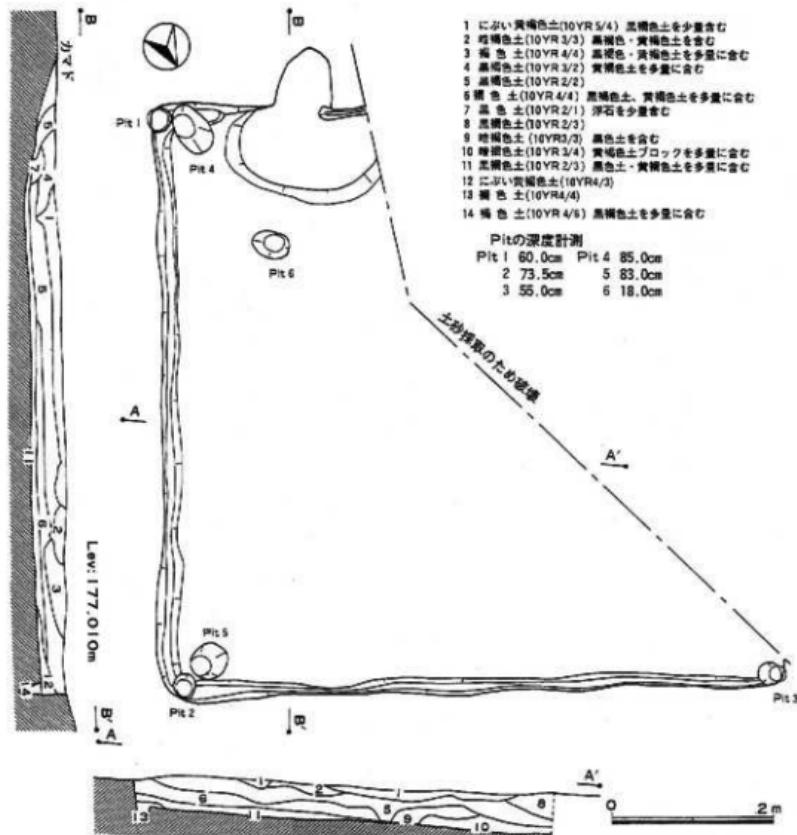
第7号竪穴住居跡 (第44~46図, P L 10)

〈遺構の位置と確認〉 A-2・3, B-2・3, C-2・3・4 グリッド黄褐色土地山上面において、にがい黄褐色土が多量に混入する黒褐色土の落ち込みを確認した。本住居は土砂採取により削除を受け以前より崖にその断面が確認されていたのである。

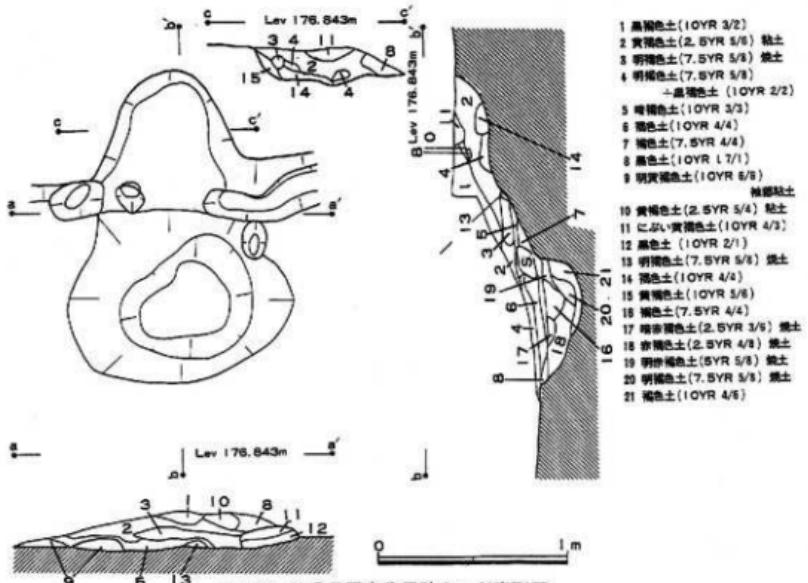
（形態・規模） 平面形は方形を呈するものと思われる。確認された壁は東・北壁のみで他は土砂採取の為破壊されているが東壁740cm、北壁762cmを測る。推定面積は56m²で、主軸方向はN-23°-Eを指す。

（壁・床） 西・南壁は土砂採取の為破壊されているが、確認された壁の高さは、東壁32cm、北壁で43cmである。床は平坦で軟弱である。また床東側には貼床が施されてあった。

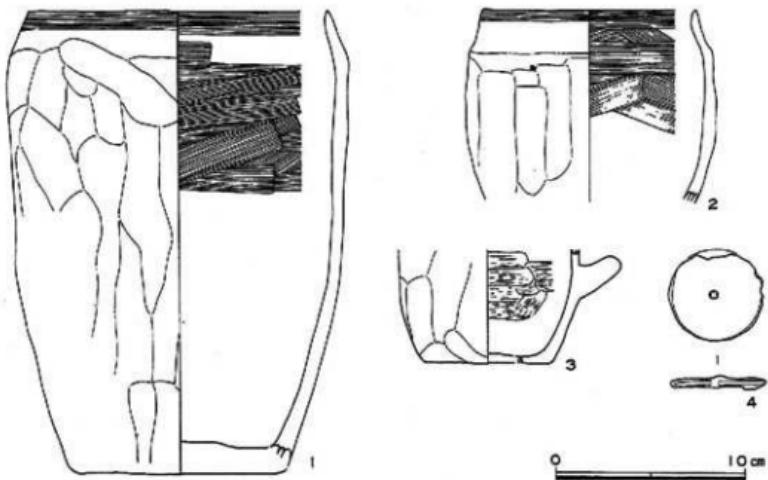
（カマド・炉） 南壁東寄りに位置するカマド構築前の掘り方において、芯材となる自然石を立てたと考えられるピットと、カマド埋生から自然石を3個検出したが、芯材かどうかは判断できたかった。また袖部の粘土等は観察不足の為、調査中に削除してしまった。煙道部は長さ



第44図 第7号竪穴住居跡実測図



第45図 第7号竪穴住居跡マド実測図



第46図 第7号竪穴住居跡出土遺物

75cmを測り、燃焼部から緩やかな角度で壁外へと立ち上がる。

〈柱穴・ピット〉 住居跡隅から1~2個のピットを確認した。ピットの位置から判断して、P 1~3の一時期とP 4・5の一時期の計2時期、または建て替えが行なわれている。しかしP 1~3とP 4・5に相対するピットは確認されなかった。各々のピットの床面からの深さは第44図に示した。

〈付属施設〉 幅8~20cm、深さ12~16cmで、東・北壁に沿って壁溝が確認された。

〈埋土〉 14層に分層された。埋土中には地山土と同様の土砂が多量に含まれており、人為による堆積であろう。

〈出土遺物〉 住居跡より縄文土器、土師器、鉄製品が出土している。縄文土器破片は埋土、または貼床内より出土している。土師器は埋土及びカマド内より出土しているが焼化（第46図1~3）できたのは、すべてカマド内出土のものである。鉄製品もカマド内からの出土で、紡錘車である。またカマド内より壺（第60図1）の破片が出土している。

〈備考〉 本住居跡は、土砂採取の為、住居跡南東隅から北西隅にかけての西半分が破壊されている。本遺跡中最も大きい住居跡である。

第8号竪穴住居跡 (第47・48図、PL 10)

〈遺構の位置と確認〉 D・E-7・8グリッド第V層黄褐色土地表面で、平面形が方形を呈する。白色浮石粒を含んだ暗褐色土の落ち込みを確認した。

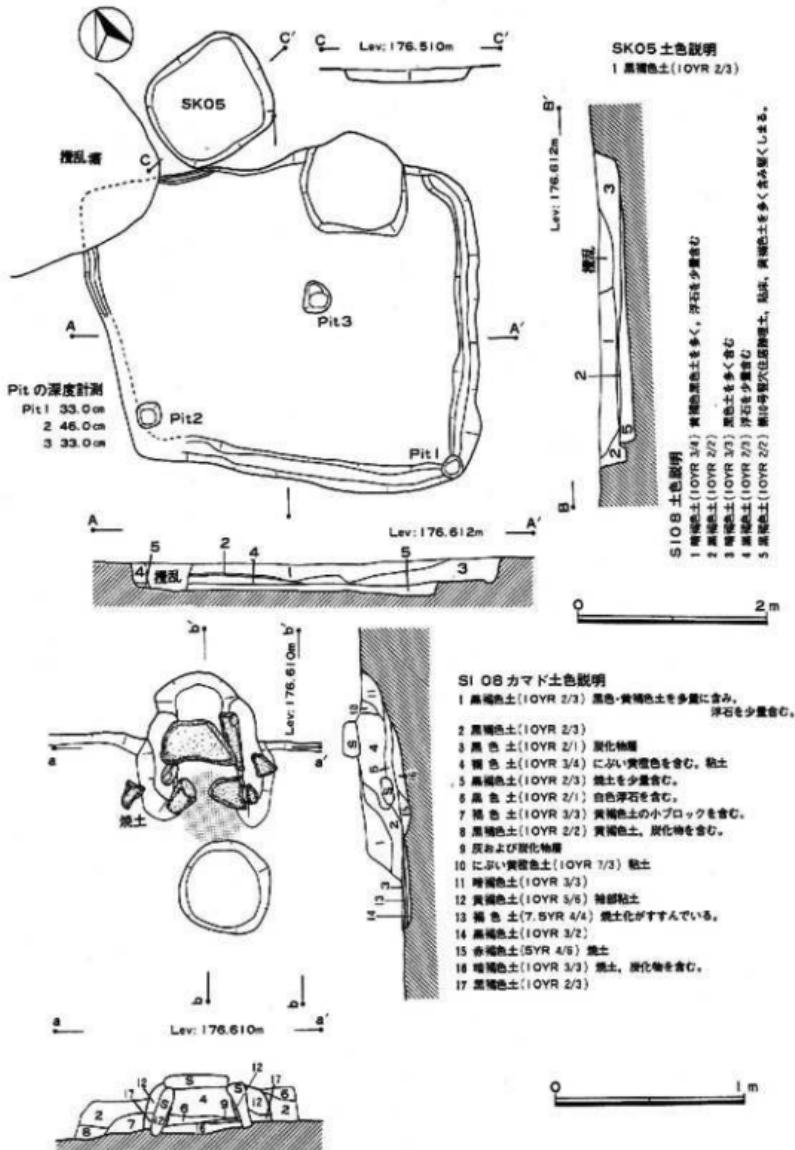
〈形態・規模〉 平面形は方形を示す。壁長は、東壁282cm、西壁314cm、南壁398cm、北壁342cmを測る。占地面積は11.56m²、主軸方向はN-16°-Eである。

〈壁・床〉 壁高は地表面からの測定で、東壁19~36cm、西壁22.5cm、南壁24.0cm、北壁24cmを測る。床面は平坦で堅くしまるが、わずかに東側に傾いている。これは第10号住居跡埋土（または貼床か？）が踏みかためられたことによるものと考えられる。

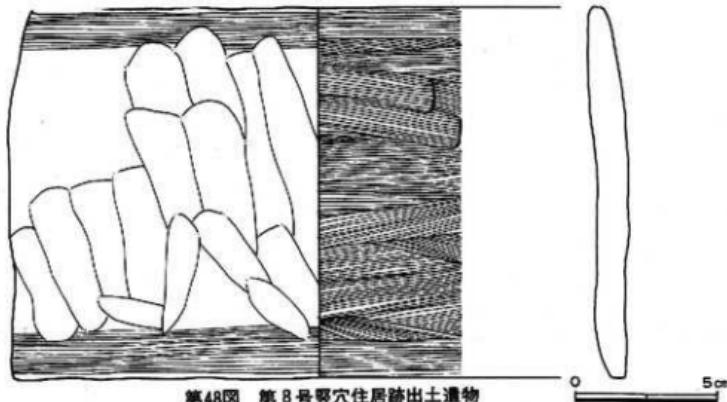
〈カマド・炉〉 南壁南西寄りに位置する。カマドは偏平な自然石、また壺を芯材・架構材として用い、黄褐色粘土、黒褐色粘質土を被覆して構築されている。煙道部は幅50cm、長さ35cmの「U」字状に掘り下げており、燃焼部から急な角度で立ち上がる。また焚口部は平坦で、その前部には径100cm、深さ3~4cmほどの灰焼き出し部と考えられるピットが確認され、ピット中には焼土粒、炭化物が多く堆積されていた。

〈柱穴・ピット〉 床面においてP 1~3を確認した。柱穴は北東・北西隅に確認されたP 1・2と考えられるが、これに相対する柱穴は確認できなかった。柱穴・ピットの各々の床面からの深さは第47図に示した。

〈付属施設〉 カマドが構築された壁の一ヶ所を除き、各壁に沿い幅10~25cm、深さ2~5cm



第47図 第8号堅穴住居跡・カマド・第5号土壤実測図



第48図 第8号竪穴住居跡出土遺物

の壁溝が確認されたが、搅乱、または掘りすぎにより確認できない箇所もある。

〈埋土〉 4層に分層され、1・4層中には白色浮石粒子が混入していた。人為堆積である。

〈出土遺物〉 カマド内より円筒型の土製支脚（第48図）の破片が出土した。出土遺物はすべて土師器變形土器の破片で、その殆んどがカマド内からの出土である。またカマド袖部の芯材として使用された埴（第60図2）が出土している。

〈備考〉 本住居は、第10号住居跡と重複する。新旧関係は第10号住居跡→第8号住居跡である。

第9図竪穴住居跡 (第49・50図 P L10)

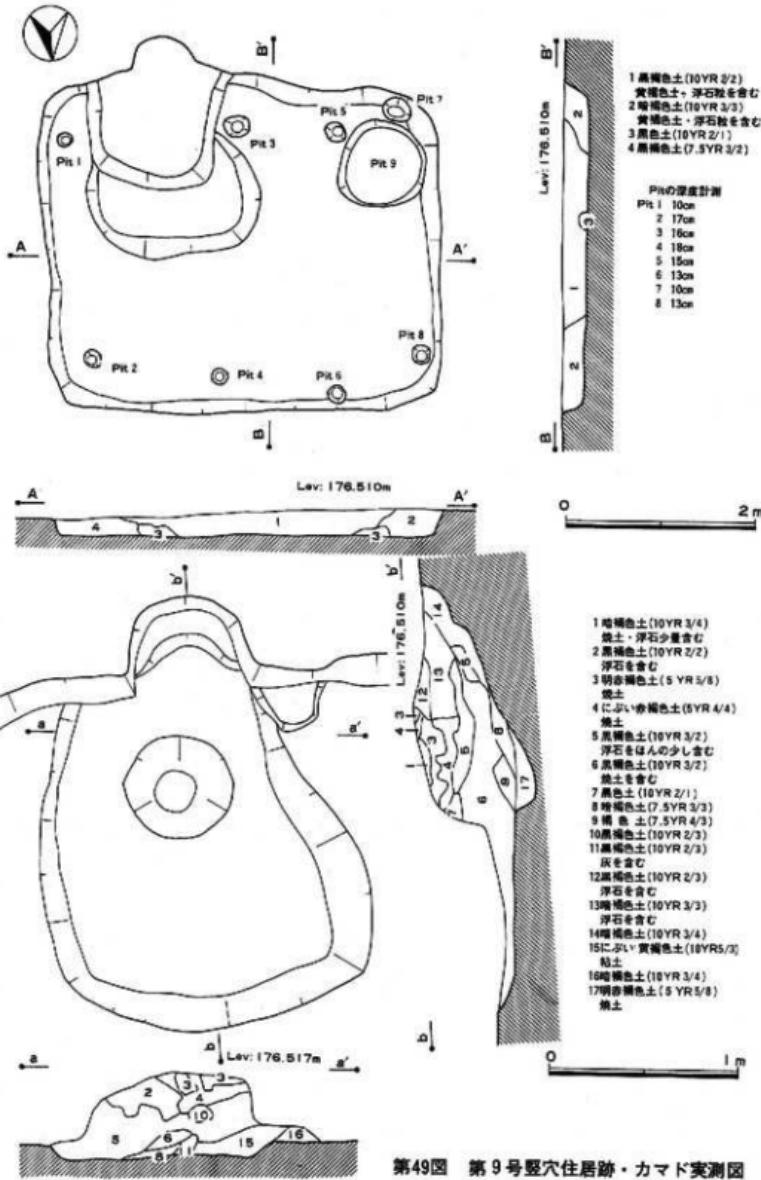
〈遺構の位置と確認〉 発掘調査予定区外に存在するもので、E・F-6・7グリッド第V層黄褐色上地山上面において、浮石を含む暗褐色土の落ち込みを確認した。

〈形態・規模〉 平面形は方形を呈する。壁長は東壁342cm、西壁342cm、南壁426cm、北壁404cmを測る。占地面積は13.7m²、主軸方向はN-10°-Eを指す。

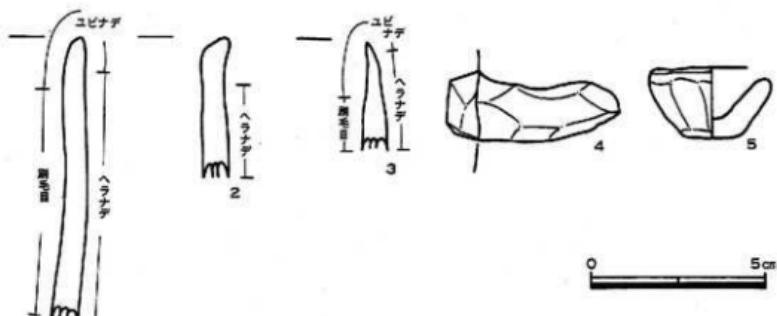
〈壁・床〉 壁は地山面よりほぼ垂直に掘り下げられ、壁高は東壁17~24cm、西壁22~28cm、南壁22cm、北壁22cmを測る。床面はカマドに向かって緩やかに傾斜し堅くしまる。

〈カマド・炉〉 南壁の東寄りに位置する。崩壊が著しく、右側袖部粘土の一部と、燃焼部焼土を確認しただけである。

〈柱穴・ピット〉 南・北壁に沿って、相対するピットを8個確認した。床面からの深さは第49図に示した。



第49図 第9号竪穴住居跡・カマド実測図



第50図 第9号竪穴住居跡出土遺物

〈付属施設〉 住居跡南西隅に、径90cm、深さ10cmの暗褐色土の落ち込みを確認した。

〈埋土〉 4層に分層された。

〈出土遺物〉 埋土中より、土師器變形土器のほか、把手付土器、手捏ね土器が出土した。

〈備考〉 本住居跡カマド煙道部が、第11号住居跡の北壁を切って構築されていた。新旧関係は第11号住居跡→第9号住居跡である。

第10号竪穴住居跡（第51図、PL10）

〈遺構の位置と確認〉 D・E-7・8グリッドに存在する第8号竪穴住居の床面調査時に、本住居の西側壁の掘り込み部分を確認した。

〈形態・規模〉 平面形は方形を呈する。壁長は東壁260cm、西壁304cm、南壁306cm、北壁300cmを測る。占地面積は9.02m²、主軸方向はN-8°-Eを指す。

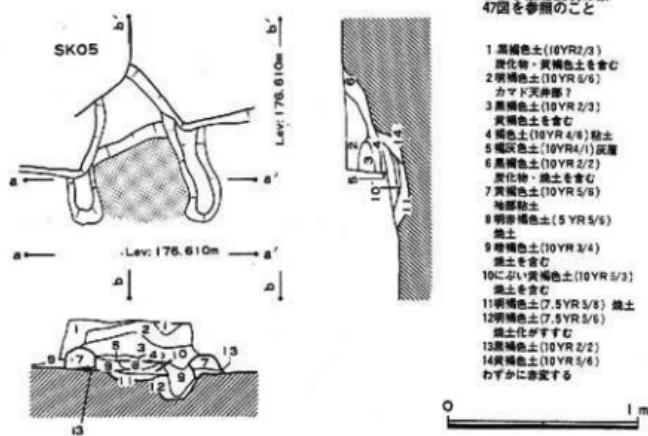
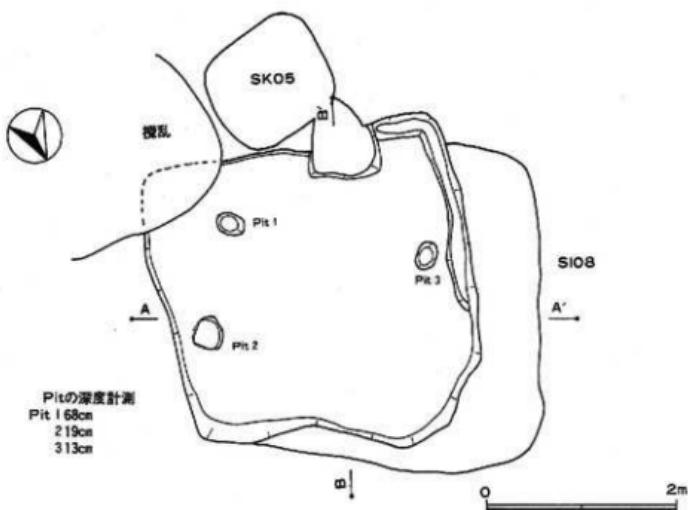
〈壁・床〉 住居跡南東隅は、後世の擾乱により破壊されて存在しない。壁高は第8号竪穴住居、または地山面からの測定で、東壁32.5cm、西壁13.4cm、南壁26.5cm、北壁9.1cmを測る。床面は住居跡西側は平坦であるが他は若干の起伏がある。全体的に堅くしまる。

〈カマド・炉〉 南壁の中央より西寄りに位置する。黄褐色粘土、黒褐色粘質土を用い袖部を構築している。煙道部は幅60cm、長さ50cmの「U」字状に掘り込まれたもので、燃焼部から壁外へ緩やかに立ち上がる。

〈柱穴・ピット〉 床面において3個のピットを確認した。しかしピットの位置から判断して柱穴となりうるものは存在しなかった。床面からの深さは第51図に示した。

〈付属施設〉 西壁に沿い幅10~20cm、深さ4~5cmの壁溝が確認された。住居跡構築当初は住居跡内を一巡していたものであろう。

〈埋土〉 本住居跡が廃棄されたのち第8号竪穴住居が構築された為、本住居跡の埋土は1層



第51図 第10号竪穴住居跡・カマド実測図

のみである。人為堆積であろう。

〈出土遺物〉 本住居跡からは出土しなかった。

〈備考〉 本住居は第8号住居跡と第5号土壙と重複、または切り合っている。新旧関係は、本住居跡→第8号竪穴住居跡・第5号土壙である。

第11号竪穴住居跡 (第52・53・54図 P L 10)

〈造構の位置と確認〉 E・F-6・7・8グリッドの第V層地山上面において白色浮石を含んだ黒褐色土の落ち込みを確認した。

〈形態・規模〉 平面形は方形を呈するものと考えられる。住居跡南半分は道路工事の為、壁が完全に存在する所は北壁のみである。壁長は北壁で562cmを測る。主軸方向はN-88°-Wである。

〈壁・床〉 壁は地山面からほぼ垂直に掘り下げられ、壁高は確認された部分については、東壁58.0cm、西壁57.0cm、北壁63.0cmを測る。床面は平坦で堅くしまる。またカマド南側には明黄褐色粘土の貼床が施されていた。

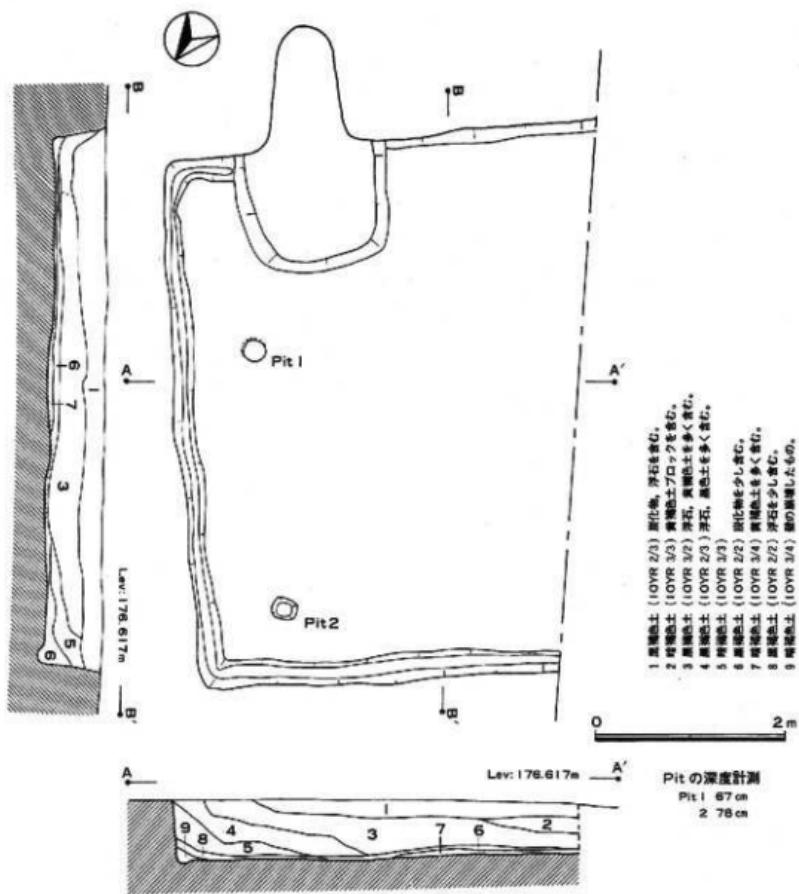
〈カマド・炉〉 東壁北寄りに位置する。カマド本体は芯材として、コブシ大の自然石、土師器破片を使用して構築される。袖部は黒色土、黒褐色の粘質土、またはこれらの土砂に白色浮石、明黄褐色粘土を混ぜ、重ね合せてつくり出している。煙道部は燃焼部から緩やかに立ち上がり、長さ123cmを測る。また燃焼部から煙道部にかけての壁は強力な火熱により赤変化が著しい。袖部に存在するSは人手によって整形されたもので、同様なものは第8号竪穴住居においても出土している。

〈柱穴・ピット〉 床面から2個のピットを確認した。いずれのピットも深く、また位置からみて柱穴となるものであろう。床面からの深さは第52図に示した。

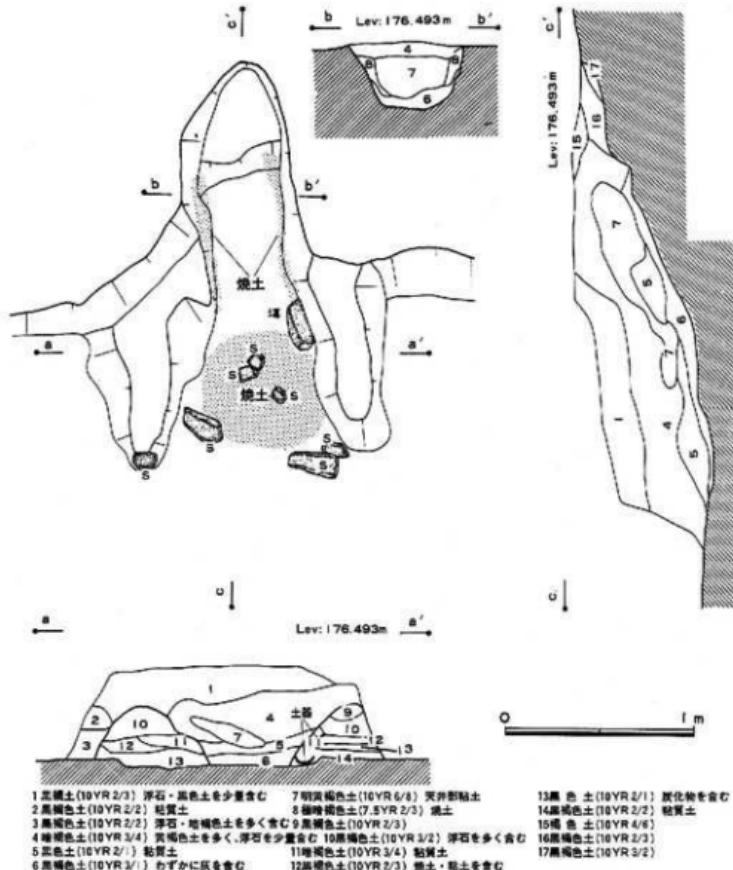
〈付属施設〉 北壁・西壁に沿って幅16~22cm、深さ3~11cmの壁溝が確認された。

〈出土遺物〉 埋土・カマドから土師器が出土したが、その多くはカマド内からのものである。カマド袖部の芯材として用いられた把手付小型變形土器(第54図2)・カマド周辺からフイゴ羽口、壺の破片2点(第60図2~4)が出土した。

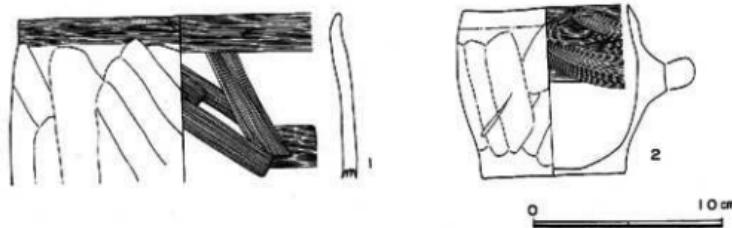
〈備考〉 本住居跡は、第9号住居跡カマド煙道部とわずかであるが重複している。新旧関係は第11号住居跡→第9号住居跡である。



第52図 第11号竪穴住居跡実測図



第53図 第11号竪穴住居跡マド実測図



第54図 第11号竪穴住居跡出土遺物

イ. 土 壤

第1号土壤 (第55図, P L 10)

〈造構の位置と確認〉 E-5グリッド第V層黄褐色土地山上面において、白色浮石粒を含む黒褐色土の落ち込みを確認した。また本土壇と第3・4号土壤は東西方向に配置されていた。

〈形態・規模〉 平面形は方形を呈す。長軸は南北方向で162cm、短軸145cm、面積は1.75m²である。

〈壁・床〉 壁高は地山面から東壁28cm、西壁31cm、南壁30cm、北壁32cmを測り底面よりほぼ垂直に立ち上がる。底面は平坦で軟かかった。

〈埋土〉 6層に分層された。自然堆積と考えられる。

〈出土遺物〉 埋土中より土師器變形土器破片2点が出土した。

〈備考〉 底面南西隅に小範囲であるが炭化物を確認した。

第2号土壤

〈造構の位置と確認〉 E-6グリッド第V層黄褐色土地山上面において確認した。その後掘り下げ調査した結果、後世の擾乱であることが判明した。

第3号土壤 (第55図, P L 10)

〈造構の位置と確認〉 E-5グリッド第V層黄褐色土地山上面において、暗褐色の落ち込みを確認した。本土壇は第1号土壤と第4号土壤の中央に位置する。

〈形態・規模〉 平面形は方形を呈す。長軸は東西方向で98cm、短軸74cmを測る。面積は0.54m²である。

〈壁・床〉 壁高は地山面から、各壁とも12~15cmを測り、底面からわずかにひらいて立ち上がる。底面は平坦で軟かい。

〈埋土〉 2層に分層された。自然堆積である。

〈出土遺物〉 出土しなかった。

第4号土壤 (第55図)

〈造構の位置と確認〉 E-5グリッド第V層黄褐色土地山上面において、白色浮石粒を含んだ黒褐色土の落ち込みを確認した。

〈形態・規模〉 平面形は方形を呈す。長軸は東西方向にわずかに長く144cm、短軸142cmを測る。面積は1.70m²である。

〈壁・床〉 壁高は西壁がわずかに他壁より浅く16cm、他壁は19~21cmを測る。底面は緩やか

な起伏を示し軟かかった。

〈埋土〉 2層に分層された。

〈出土遺物〉 埋土中より土師器變形土器破片を1点出土した。

第5号土壤 (第47図)

〈遺構の位置と確認〉 E-7・8, F-7・8グリッド第V層黄褐色土地山上面において黒褐色土の落ち込みを確認した。

〈形態・規模〉 平面形は方形を呈す。長軸は東西方向で131cm, 短軸128cmを測る。面積は1.02m²である。

〈壁・床〉 壁高は西壁がやや深く18cmを測るが、他壁は15~16cmを測る。壁は底面よりやや開くように立ち上がる。底面は平坦で軟かい。

〈埋土〉 単1層の堆積である。埋土中に多くの地山粒を含み、人為による埋め戻しが行なわれたものであろう。

〈出土遺物〉 西壁より土師器變形土器破片が出土した。

〈備考〉 本土塙は、第10号住居跡のカマド煙道部を切って構築されている。また第10号住居跡は第8号住居跡とも重複しており、3造の新旧関係は第10号住居跡→第8号住居跡・第3号土塙である。

第6号土壤 (第55図, PL 11)

〈遺構の位置と確認〉 B-4・5グリッド第IV層暗褐色土上面において黒色土の落ち込みを確認した。

〈形態・規模〉 平面形は橢円形を呈す。長軸は東西方向を指し150cm, 短軸130cmを測る。面積は6.88m²である。

〈壁・床〉 壁高は各壁とも一様でなく、西・北壁は60~61cm、東・南壁で64~67cmを測り第IV層上面よりほぼ垂直に掘り下げられている。底面は緩やかな起伏を示し軟かかった。

〈埋土〉 6層に分層された。人為による埋め戻しである。

〈出土遺物〉 埋土中より土師器變形土器破片が5点出土した。

〈備考〉 確認面から35cmの深さの所、および底面において炭化物・粒の小さな範囲を確認した。

第7号土壤 (第55図, PL 11)

〈遺構の位置と確認〉 D・E-3・4グリッド、第2号住居跡カマドの下で確認した。

〈形態・規模〉 平面形は方形を呈す。長軸は南北方向を指し 150 cm, 短軸 133 cm を測る。面積は 1.72 m² である。

〈壁・床〉 壁高は確認面からの深さは一様で、40~42 cm を測り、底面からややひらくように立ち上がる。底面は緩やかな鍋底状を示し軟かい。

〈埋土〉 10層に分層された。埋土上部は焼土が黒褐色土を挟みながら堆積している。

〈出土遺物〉 出土しなかった。

〈備考〉 本土壇は第2号住居跡と重複しており、新旧関係は第7号土壇 → 第2号住居跡である。

第8号土壇 (第55図, P L 11)

〈造構の位置と確認〉 C・D-5・6グリッド、第3-B号住居跡床面において白色浮石粒の混入する黒褐色土の落ち込みを確認した。

〈形態・規模〉 平面形は略円形を呈す。長軸は東西方向にやや長く 146 cm, 短軸 140 cm を測る。面積は 1.22 m² である。

〈壁・床〉 壁高は 57~65 cm を測り、北壁が他の壁よりもやや浅い。また底面からの立ち上がりは東壁がやや大きくひらくのに対しても他はほぼ垂直に立ち上がる。

〈埋土〉 6層に分層された。

〈出土遺物〉 埋土中より土師器變形土器破片 5点を出土した。

〈備考〉 本土壇は第3-A~C号住居跡と重複しているが新旧関係は確認できなかった。

第9号土壇 (第55図)

〈造構の位置と確認〉 C-4グリッド第IV層暗褐色上上面において黒褐色土の落ち込みを確認した。

〈形態・規模〉 平面形は梢円形を呈すものと考えられる。規模および面積は測定できなかつた。

〈壁・床〉 残存する壁・底面から観察した結果、壁高は 10~11 cm を測る。底面は平坦で軟かかった。

〈埋土〉 単1層である。

〈出土遺物〉 埋土中より土師器變形土器破片 3点を出土した。

〈備考〉 底面中央において炭化物・粒の小さな範囲が確認された。また本土壇は第6号竪穴住居跡によって切られている。

第10号土壤 (第55図)

〈遺構の位置と確認〉 C-6グリッド、第3-B・C号整穴住居跡南壁に接して、第3-C号整穴住居跡の床面上において白色浮石粒を含んだ黒褐色土の落ち込みを確認した。

〈形態・規模〉 平面形はやや辺のふくらむ長方形を呈する。長軸は東西方向を指し 219 cm、短軸 150 cm を測る。面積は 2.47 m² である。

〈壁・床〉 壁高は 23cm~38cm と大きな差がある。これは南壁が地山上面から、または第3-C号住居跡の壁と接している為であり、地山上面からの計測値である為である。底面は緩やかな起伏を示し軟かい。

〈埋土〉 単1層である。

〈出土遺物〉 出土しなかった。

〈備考〉 本土壙は第3-C号住居跡と重複しているが、新旧関係をつかむことができなかった。

ウ、堀

第1号堀跡 (第56図、PL 11)

〈遺構の位置と確認〉 C・D-9・10グリッド第V層黄褐色地山上面において調査区を2分する黒褐色土の帯状の落ち込みを確認した。

〈形態・規模〉 平面形は帯状を呈すものと考えられる。溝の幅は 530 cm~730 cm、最大深 328 cm を測る。

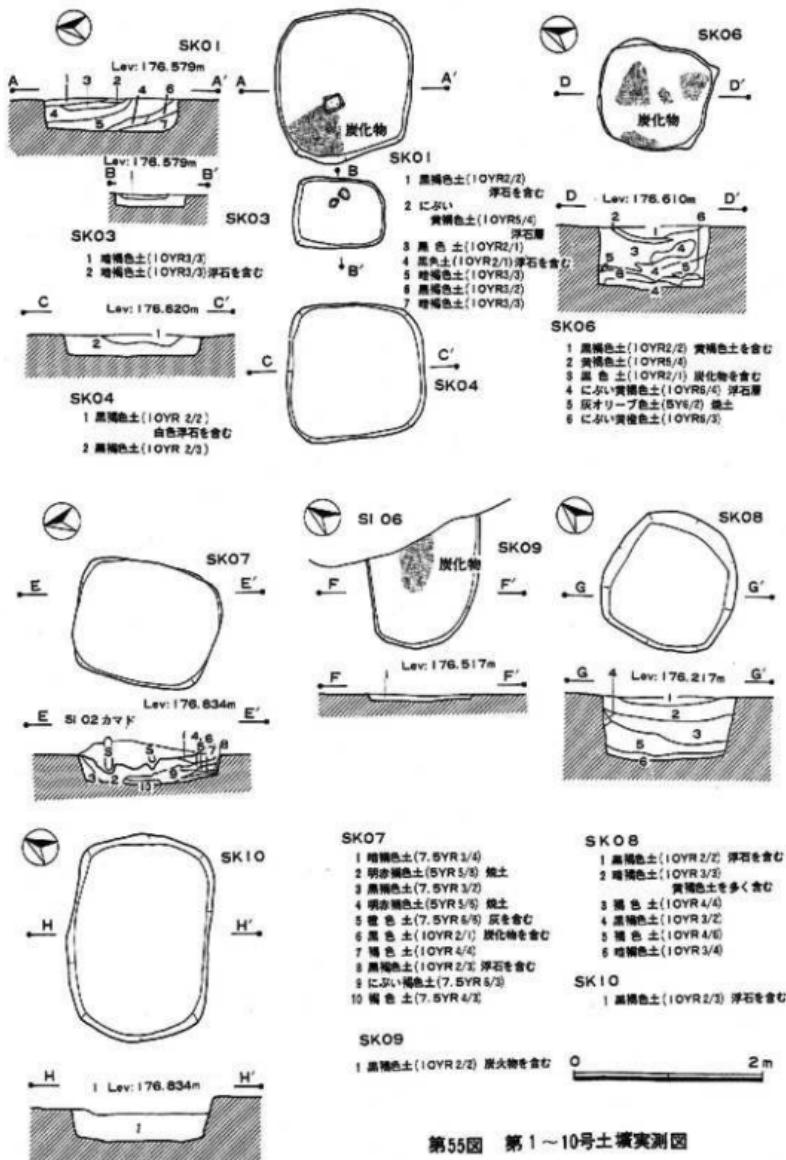
〈壁・床〉 壁の断面形は「Y」字状を呈す。底面は幅 50cm ほどで狭く、やわらかかった。

〈埋土〉 21層に分層された。人為堆積である。

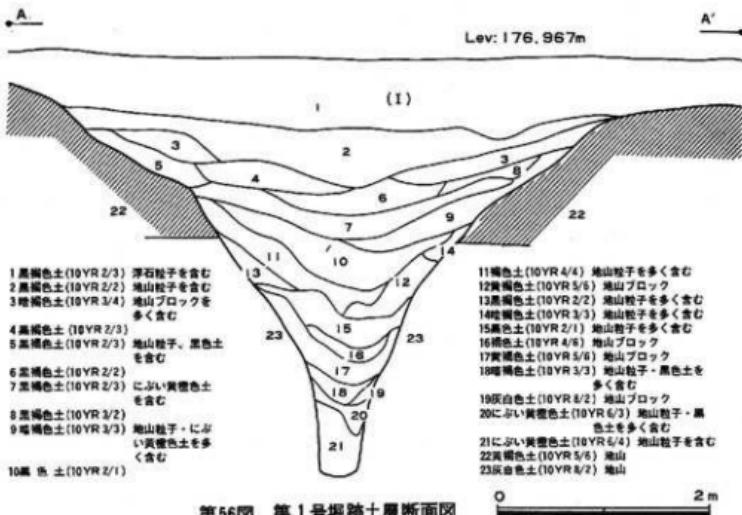
〈出土遺物〉 土師器變形土器破片 2 点、縄文土器破片 1 点を出土した。

〈備考〉 本遺構は確認した所が狭い為、その全容を明らかにすることができなかったが遺跡の存在する台地を2分するように北東方向から南西に向け構築されているものと考えられる。

(藤井安正)



第55図 第1～10号土壤実測図



9. 考察

a. 繩文時代

ア. 繩文土器 (第57・58図)

本遺跡より出土した縩文土器は、すべて破片で表土、または歴史時代の住居跡埋土中より出土した。ここでは遺構内・外出土の土器を一括し、施文方法によって分類した。

第1類 (第57図1・2) 幅の狭い隆起帯によって口縁部文様帶と胴部無文帶とに区画する。口縁部文様帶は幅が3cm前後と狭く撚糸文を口縁と平行・斜位に施文したもので、隆起帯には刺突文が施される。

第2類 (第57図3) 脇部破片で縦位の撚糸文が施文される。

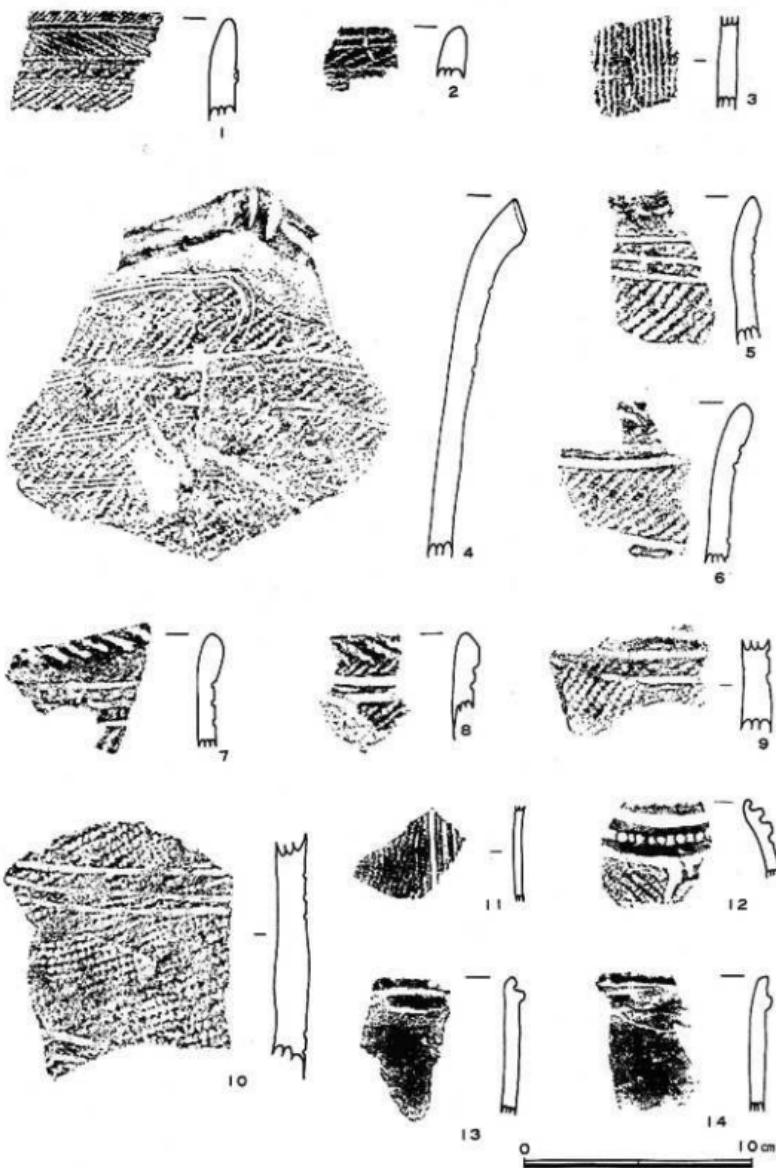
第3類 (第57図4~10) 口縁部口端は肥厚し、撚糸の圧痕、刻目の施されたもので、このほか膨隆する口縁部に太い凹線文を施すものもある。胴部文様は2~3条の沈線により胸骨文ないし弧状文が施文されるものである。

第4類 (第57図11) 斜縩文施文後、3条からなる平行沈線文が縦位に施されるものである。

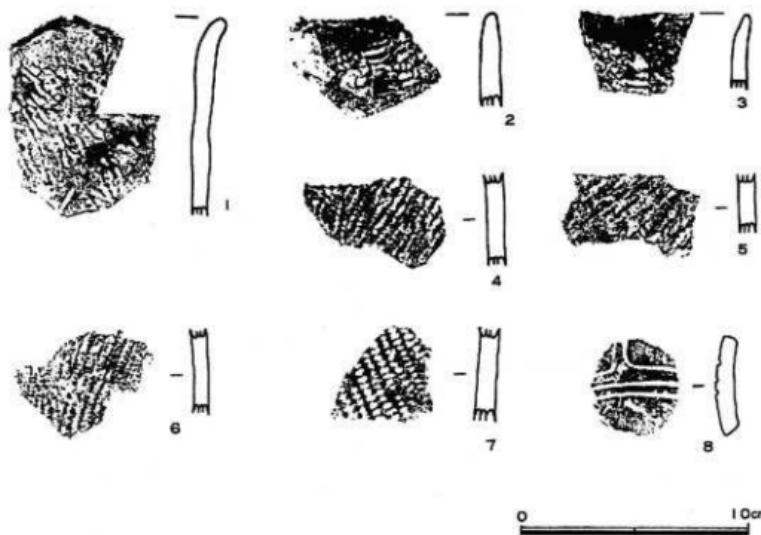
第5類 (第57図12) 口縁に平行に巡る2条の隆沈線文の沈線間に連続刺穴を施し更に沈線による渦巻文が施文される。器形はキャリバー又は内傾するものであろう。

第6類 (第57図13・14) 直立する口縁部に陰帯を貼り付けたものである。

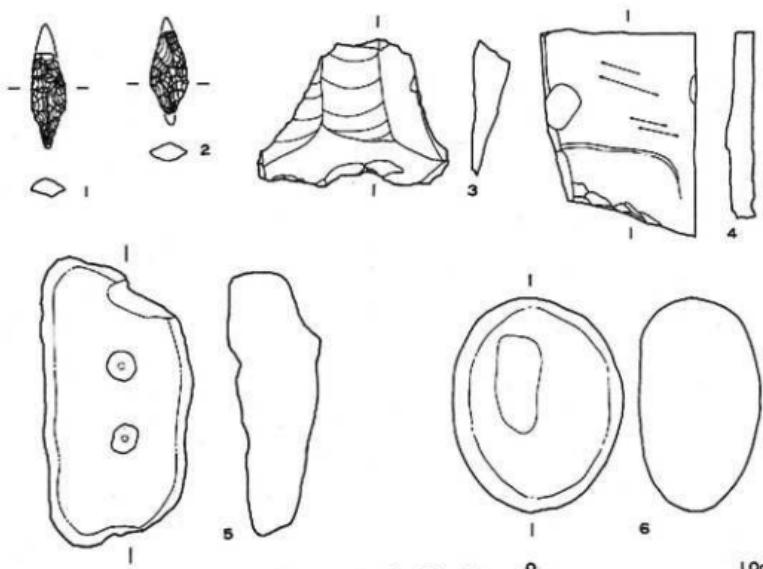
第7類 (第58図1~7) 口縁部及び、胴部破片である。1~3は同一個体で、原体の違う縩文を施文している。4~6はR L縩文を、7はL R縩文が施文される。



第57図 縄文土器拓影図(1)



第58図 繪文土器拓影図(2)



第59図 石器実測図

第8類（第58図8） 円盤状土製品で、周縁は丁寧に打ち欠いている。平行沈線によって長方形文を書き出すものであろう。

以上、本遺跡より出土した縄文土器を施文方法から8類に分類した。1・2類は前期円筒下肩D式に、3類は中期円筒上層e式または、泉山式に、4・5類は大木8式に比定される。また6・7類は中期中葉から後葉にかけてのものに比定される。8類は後期十腰内I式に比定される。

イ. 石 器（第59図）

本遺跡より出土した石器は計6点で、その内訳は石鎌2点、搔器・砥石・凹石・磨石各1点である。いずれも縄文時代から歴史時代にかけての所産のものである。

石鎌（第59図1・2） 柳葉形、または尖基式石鎌と呼ばれるもので、いずれも器先端を欠く。剥離調整はやや粗く雑なつくりをしている。

搔器（第59図3） 母岩からの剥離後、大きな二次調整を施し、鋭利な側縁を利用している。下側縁には細かい刃こぼれがみられる。

砥石（第59図4） 歴史時代の石器としては、この1点のみである。砥面は1面である。

凹石（第59図5） コブシ大の川原石を使用するもので、表に2個、裏に1個の凹みをもつ。

磨石（第59図6） コブシ大の川原石を使用するもので、石のやや平坦な面を利用している。

b 歴史時代

本遺跡において確認された造構は、前述の通りであり、ここでは住居跡、土壙、遺物についてまとめて行きたい。

ア. 穫穴住居跡

本遺跡で確認された住居跡は、建て替えを含めて13棟である。以下確認状況、規模（平面形・法量・主軸方向・柱穴）カマドについて説明していく。

（確認状況） 住居跡の確認面はすべて基本層位第Ⅳ層暗褐色土上面、または第V層黄褐色土上面においてである。しかし住居跡確認時点の観察では、すべて埋土中に大湯浮石粒が混入していたことから本来は、第Ⅱ層浮石層を掘り下げて構築されたものと考えられる。

（規模） （平面形） 長方形を呈する1号住居跡を除き、他のものは方形を呈する。いずれも他の遺跡から確認される当該時期の平面形態と趣を異なるものではない。

（法量） 最大のものは7号住居跡のように壁長が7mを越えるものと、10号住居跡のように3m弱のものとが存在するが壁長が3.4～4.4mの範囲に集中する。面積においては最大56m²、

最小9.3m²であり、その多くは9.3m²～15m²に集中する。

(主軸方向) カマドの両袖の中心を求め、これに直交する線を住居跡の主軸方向とした。本遺跡の場合は磁北を中心として、東側に23°未満傾くもの4棟、西側に17°未満傾くもの3棟がある。

(柱穴) 柱穴の配置から観察して、次のように分類された。

分類1 対角線上隅よりやや離れて柱穴が存在するもの。

分類2 住居跡の各壁隅に柱穴が存在するもの。

分類3 住居跡の壁に沿って、3～5個の柱穴が存在するもの。

〈カマドとその類似施設〉 住居跡13棟中、カマド及び、その類似施設が存在し、調査されたものは11棟である。その結果構築方法を知ることができるものは6基である。なおここで述べる〈カマド〉とは従来把握してきたものであり、〈類似施設〉とはカマドを構成している施設の一つが欠損しているものを指す。

(カマド) いわゆる従来把握されてきたものである。袖部は偏平な自然石、又は土師器破片を芯材。または天井部の架構材として使用するもので、これらを設置した後粘土及び粘質土を貼り付けたものである。燃焼部及び前庭部は、わずかに盛められており、煙道部は壁とともに立ち上がるものと、地山土を「U」字状に掘り下げて壁外へ大きく突出させた「半地下式」のものが存在する。カマドの構築される位置は、南壁又は見かけの南壁に構築されるものが7棟、北壁に構築されるものは1棟存在する。

(類似施設) 3・4号住居跡のものがこれにあたる。3号住居跡のものはカマドと構築方法を同じくするが、壁に接して構築されていないこと、さらに煙道部が存在しないことで異なる。4号住居跡のものは偏平な自然石を使用し「U」字状に組み、その内部に自然石を立て並べて2分するものであり、従来のカマドとは内部が区分けされることと、粘土などが貼り付けてないことが異なる点である。これらの構築される位置はいずれも南壁東側の壁よりやや離れて床面上に構築されている。

以上、住居跡について各々項目をもうけてまとめてきた。本遺跡において確認され、調査された13棟の住居跡の、確認状況、規模、カマド(類似施設を除く)は、東北縦貫自動車道建設にともなって調査されたものを初めとし約150棟ほどにのぼるものと、平面形をはじめとする規模やカマドの位置・構築方法など、趣を大きく異にするものではない。しかしこのなかで注目されるのは、カマドに類似する施設が存在することである。本例はカマドと同様に「火」を使うという点では共通しているが、一般的にカマドのように煮炊き及び暖房を主目的としているものは、その付近より日常什器として使用された土師器甕などを出土するのに対し、鉄製品・鉄滓のほか製鉄と関係深いフイゴ羽口、把手付土器が出土していることは、本来のカマドとは多

少違った使用目的を持ったものではないかと考えることができる。しかしこのような施設は、その報告例が極めて少なく、今後の類例の増加をまち検討されるべきものであろう。

次に住居跡の構築時期である。ここでは確認状況と大湯浮石を中心に考えてみたい。本遺跡では、時期決定のための大きな鍵層である、大湯浮石がプライマリーな状態では確認されなかった。しかし住居跡の埋土中には多くの浮石粒が混入しており、このような状態は、高市向館遺跡で分類した、分類3に該当するものであり、大湯浮石降下以後に浮石層を掘り込んで構築されたものと思われる。この大湯浮石の降下年代は、西暦1100年前後と推測されるに至っており^{注1}、降下以後に構築又は廃棄されたものであろう。^{注2}

○注1 秋元・藤井ほか「高市向館跡発掘調査報告書」鹿角市教育委員会 昭和57年
第Ⅳ章 小結 1 大湯浮石層と遺構との関連について

分類1 浮石層の混入・堆積のみられないもの

- 2 覆土中に浮石粒が凸レンズ状に堆積し、層をなしているもの
- 3 覆土中に浮石粒が混入するもの

以上のように分類し、分類1→2→3という浮石の堆積及び混入の移行を考えた。

○注2 富権泰時 「大湯浮石と鹿角盆地の遺跡」『どるめん』19号 1978

イ. 土 壤

本遺跡において確認された土壤は9基である。土壤の平面形・規模について要約すると次の通りである。

〈平面形〉 円形を呈するものは、径150cm、深さ60cm、底面積1.6m²を測る。また方形のものは最大のものと最小のものとの差が大きく、最大のものは219cm×150cm、最小のもので98cm×74cmであるが大旨140cm×130cmの規模に集中する。深さは円形のものと比べ比較的浅く12cm~35cmを測る。

〈その他〉 これら9基の土壤のうち、7・10号土壤のように住居跡の南壁に接して掘り込まれるもの、1・3・4号土壤のように列状に並べるものなどの特徴を示すとともに、土壤内に炭化物を数きつめた状態のものや、焼土を充填したものなどがある。また炭化物・焼土の確認されたもの、及び平面形態の違いは土壤の使用目的の違いによって生じるものであろう。

ウ. 歴史時代の出土遺物

本遺跡から出土した歴史時代の遺物は、リンゴ箱2箱と少ないが、器種は多様にわたっており、細分すると次の通りである。

| | | |
|--------------|-------|---------------------------|
| 土師器 | 變形土器 | 遺物全体の7割強 |
| | 把手付土器 | 5点 |
| 土製品 | 手捏ね土器 | 1点 |
| | 土製支脚 | 1点（接合資料） |
| | 塙 | 5点 |
| | フイゴ羽口 | 数点（小破片のため、図化及び説明を行なっていない） |
| 鉄製品・小刃・紡錘車など | | 20点 |

變形土器

本遺跡より出土した遺物全体の約7割以上が土師器の變形土器で占められる。このうち復元・図化できたものは8点とわずかであるが、これらの土器とある程度の形態的移行を考えるうえで年代的分類の基準になりそうな口縁部破片を用いて分類していく。

分類1 器高23cm、口縁部径16cm以上のもので最大径を胴部中半から上部にもつ大型の變形土器である。口縁部形態は多様で強く、または緩く外反するもの・直立・内傾するものなどがあり、断面形は先細りのものとやや肥厚するものがある。調整は口縁部内外面とも横方向へのユビナデ、胴部内面には刷毛目、外面には底部から口縁部に向けてのヘラナデが施されるほか、胴部外面下半にヘラケズリが施されるものが數例存在する。本類の調整は全体的にみて、雑で粗い調整が施される。

分類2 器高19cm、口縁部径13cmと分類1に比べてやや小型のもので最大径は胴部上半にもつ。口縁部形態は直立、または内傾するもののほか、頸部で一度緩やかに内傾し、その後直立するものがある。断面形は先細りのものが大半を占める。調整は各部とも分類1と同様の技法を用いているが、本類においては丁寧に施されているのが特徴といえる。稀に胴部外面に部分的であるが刷毛目を施すものも存在する。

把手付土器

本遺跡において出土した把手付土器は計5点で、把手部のみの破片2点、ある程度、器形、調整の知れる接合資料3点であり、すべて住居跡の床面、またはカマド内から出土している。大まかな特徴を捕えることのできる接合資料3点から次のように分類される。

I類 7号・11号住居跡より出土した2点である。器形は胴部のやや張る小型のもので、把手は土器の最大径を測る胴部中ほどに貼りつけられる。調整は口縁部内外面にユビナデ、胴部内面に刷毛目を、外面にヘラナデを施しており、調整は丁寧に行なわれているのが特徴である。

II類 4号住居跡より出土した1点である。器形は底部の小さな中型の變形土器に類似するものと考えられる。把手は胴部中央に外面から貼り付けたものである。調整は胴部外面に縦で粗いヘラナデ・ヘラケズリを、内面に刷毛目を施している。

以上、本遺跡出土の把手付土器について分類しその特徴を述べてきた。近年この手の土器の出土例は増加しており、本遺跡のほかに次の15遺跡から出土している。

| | | |
|---------|----------------|-------|
| 秋田県鹿角市 | 高市向館跡 | 妻の神遺跡 |
| 同 小坂町 | はりま館遺跡 | |
| 青森県碇ヶ関村 | 永野遺跡、大面遺跡、古館遺跡 | |
| 同 黒石市 | 板留（二）遺跡 高館遺跡 | |
| 同 木造町 | 石上神社遺跡 | |
| 同 大鷲町 | 砂沢平遺跡 | |
| 同 鰐ヶ沢町 | 大館森山遺跡 | |
| 同 浪岡町 | 源常平遺跡 | |
| 同 | 五輪堂遺跡 | |
| 同 | 築木館遺跡 | |
| 岩手県水沢市 | 膳性遺跡 | |

把手付土器を出土する遺跡は青森県西側に位置する岩木山東側周辺に多く分布し、特に大館森山遺跡、古館遺跡、石上神社遺跡など鍛冶施設・製練施設の存在する遺跡、またはこれに関連する遺物であるフイゴ羽口・鉄滓の出土する遺跡から多く出土していることが知られている。本遺跡においても、フイゴ羽口、鉄滓とともに出土していること、3点の資料とも把手の反対側の残存部が二次焼成を受けて色調が変化し、破損していることなどから鍛冶施設及びその作業に使用される道具であると考えられる。更に器形の違いや、大小の違いがみられることは鍛冶・製練の工程の違いからくるものと考えられる。

手捏ね土器

9号住居跡より出土した1点のみである。器高2.1cm、口径3.5cmを測る。調製は内外面とも指の押圧による。胴部は密、焼成は良好で、色調は明褐色を呈す。

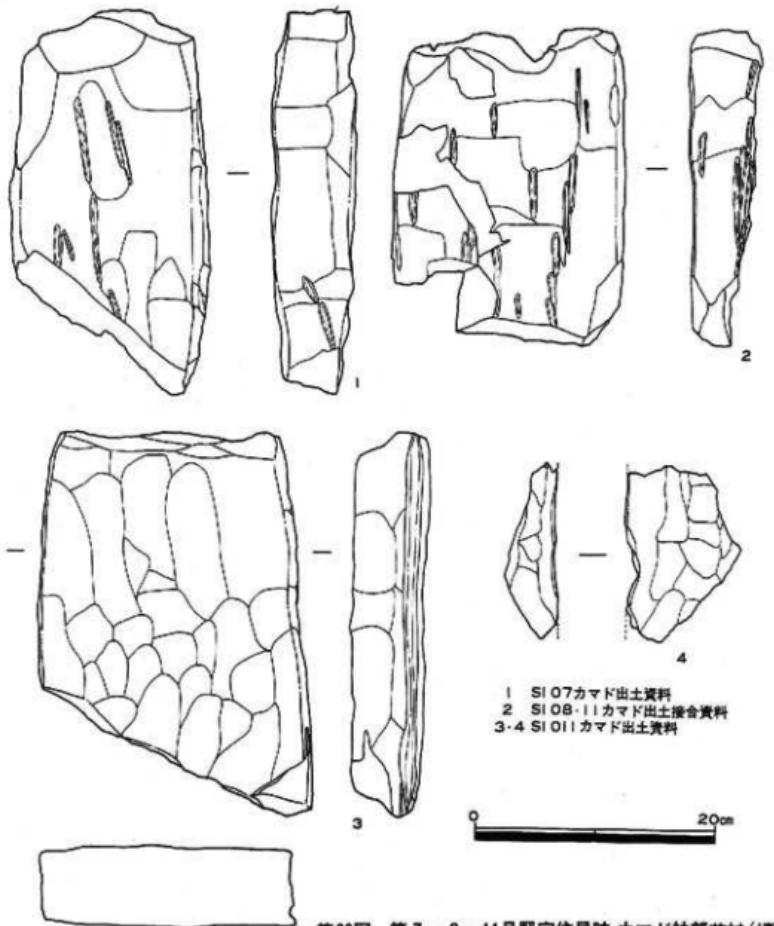
土製支脚

8号住居跡より2点、11号住居跡より3点の支脚破片が出土した。これらは、いずれもカマ

ド内からの出土であり、第48図1はこれらの接合資料である。器形は底径のやや開いた円筒形を呈するもので、口縁部はやや内反し、底縁部はほんのわずかに外反する。調整は口縁部及び底縁部内外面にユビナデを、胴部外面にヘラナデ、内面に刷毛目を施す。

埴（第59図）

7号住居跡より1点、8号住居跡より1点、11号住居跡より3点の計5点が出土した。これ



第60図 第7・8・11号竪穴住居跡 カマド袖部芯材(埴)実測図

らの出土地点はすべてカマド内で袖部の芯材、または天井部の架構材として使用されていた。出土した5点のうち完全に復元できたものはないが、推定される器形は長方形を呈すもので所謂、長方壺、条壺と呼ばれるものである。法量は幅16.5cm～22cm、厚さ6～7cmを測るが長さは不明である。製作方法は長方形に型を整えた後（型枠に入れたものか、手によって型を作りだしたものか不明）に、金属性の工具を使用し、四面に3～5cmの幅で鋭く、かつ丁寧なケズリ調整を行なうものである。ケズリに使用される工具は刃央がわずかに弧を画くようであり、ケズリの中央がやや窪んでいた。胎土は精選された良質の粘土を使用している。色調はカマド内及び、袖部などから出土していることから、二次火熱を受けて変色していることが考えられるが、赤褐色又は煤状炭化物が付着し、黒色を呈するものもある。この壺は鹿角地方及び、県北部においては初めての出土であり、秋田県内においては秋田城跡と払田櫛跡の城柵官衛関係^{注1}^{注2}の遺跡から出土しているにすぎない。また壺の性格上、建物などの施設の構築材として使用されたものであろうが、出土例があまりにも少ないと、さらに他遺跡における出土地点にもバラツキがあることからその性格を把握することができなかった。やはりこれも今後の類例の増加をまち検討すべきものであろう。

注1 53年度秋田城跡発掘調査において、S E 406 井戸跡の底面から66点もの多量の壺が出士しており、その中には人物・竜の絵を墨書きしたものが存在する。

注2 扉田櫛跡、第47次調査において西脇殿とされた建物とその周辺よりまとまって出土している。

以上、土師器・土製品・鉄製品について簡単に分類し説明を加えてきた。ここでは土師器・變形土器と把手付土器についてその編年を考え、あわせて住居跡の構築時期を考えていきたい。變形土器の編年基準となるものは口縁部形態と調整技法であろう。本遺跡出土のものは短頭で、口縁部が直立するもの、または緩く外反するものが多く、調整においては難なものが多いという特徴をもっており、更に本遺跡より出土した土師器の器種は前述したように變形土器、把手付土器であるが、變形土器がその殆んどを占め、このほかの器種である壺・皿形土器、及び須恵器は皆無である。このような現象は時代が下がるにつれて土師器壺の出土量が極端に、または皆無になるという現在の認識から、平安時代後期、土師器の終末期の様相を呈するものであろう。また壺、及び皿形土器の減少・消滅はこの時期になると容器の素材が粘土だけの時代からロクロ技術や製練・鍛冶技術の普及・発達から木製・鉄製へと移行してきたものと考えられる。把手付土器は、製練・鍛冶施設、またはその道具であろうことは他遺跡の報告例や本遺跡においてもその施設の一部であるフィグ羽口の出土や鉄津の出土からみてほぼまちがい

がないであろう。この土器の時期の上・下限をみると、岩手県水沢市膳性遺跡において国分寺下層の坏と伴出するものを下限とし、青森県源常平遺跡において桜井氏の編年する第Ⅱ型式終末期の土器と伴出するものを上限とするが、その多くは桜井氏の編年である第Ⅱ型式に多くみられる。なお本遺跡から出土したものは、變形土器の特徴から桜井氏の第Ⅱ型式に位置づけられよう。またこれらの土器は、平野部では全くみられないこと、さらに分布する地域が、桜井氏が注目している「底面に砂粒を付着させる變形土師器」いわゆる砂底變形土器の分布する地域と似かよっていることが注目される。

(藤井安正)

10.まとめ

下沢田遺跡は、秋田県鹿角市花輪字下沢田1他に位置し、奥羽山脈西側の山裾に広がる標高177m前後の段丘の西端に存在する。

この度の発掘調査において確認された遺構は、歴史時代の住居跡11棟・土壙9基・掘1条である。出土遺物は、縄文土器・土師器・土製品・鉄製品がある。このように遺構・遺物は発掘対象面積が狭いわりには数量が多い。

縄文時代の遺構は確認されなかったが、縄文時代前期末葉から後期初頭にかけての土器が出土した。

歴史時代の住居跡の使用・廃絶された時期は、住居跡内から出土する土師器の特徴と、年代決定の大きな鍵層といわれる大湯浮石層（降下推定年代西暦1100年前後）を掘り込んで構築されていることから、平安時代後半を中心として営まれたものと考えられ、おそらく土壙もこの時期のものであろう。出土遺物である土師器および土製品には特徴をもつものが存在する。なかでも把手付土器・土製支脚・壇など出土例・類似例の極めて少ないものも含まれており貴重な資料が得られた。さらに、カマド類似施設の存在とその異質性、製鉄用具と考えられる把手付土器・フイゴ羽口の出土、製品である小刀・紡錘車の出土から、3・4号住居跡は鉄製品製作の工房跡の可能性が考えられる。

本遺跡の周辺には数多くの館跡が存在することから、調査当初、館との関連が考えられた。しかし館と関連のあるものと思われる時期不明の掘が1条確認されただけであり、その他、館としての機能を想定させるような遺構・遺物も確認されておらないことから、館の機能そのものよりも、集落地としての機能を有していたものと考えられる。

今回の発掘調査は、数多くの考古学資料を得るとともに、わずかではあるが地域先住民の生活や文化を復原し、鹿角の歴史を辿る上で、大変貴重な成果を上げたものと考えられる。

(藤井安正)

参考・引用文献

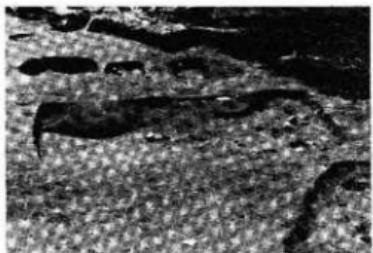
- 村越 澤 「円筒土器文化」 雄山閣 1974年
- 鈴木克彦 「円筒土器に後続する土器の編年」「考古風土記7」 1982年
- 「東北地方北部に於ける大木系土器文化の編年的考察」
『北美古代文化8』 1976年
- 成田滋彦 「青森県の土器」「縄文文化の研究4」 雄山閣 1983年
- 丹羽 茂 「大木式土器」「縄文文化の研究4」 雄山閣 1983年
- 桜田 隆 「底面に砂粒を付着させる菱形土師器とその分布範囲について」
日本考古学協会第48回総会 研究発表要旨 1982年
- 光井文行 「平安期の山間部集落」 (財)岩手県埋蔵文化財センター 紀要Ⅱ 1982年
- 高橋・熊谷他 「岩手県の土器」 岩手県立博物館 1982年
- 斎藤 忠 他 「大館森山遺跡」「岩木山」に収録 岩木山刊行会 1968年
- 北林・福田他 「古館遺跡」 青森県教育委員会 1979年
- 遠藤 他 「永野遺跡」 青森県教育委員会 1979年
- 一町田 他 「大面遺跡」 青森県教育委員会 1979年
- 白鳥・藤田他 「砂沢平遺跡」 青森県教育委員会 1979年
- 三浦・成田他 「源常平遺跡」 青森県教育委員会 1978年
- 高橋与右二門 「膳性遺跡」 (財)岩手県埋蔵文化財センター 1981年
- 宮澤泰時 「大湯浮石層と鹿角盆地の遺跡」「どるめん」 1978年
- 船木・山崎他 「弘田櫻跡 第46~52次発掘調査概要」 秋田県教育委員会 1982年
- 小松・日野他 「秋田城跡発掘調査概報」 秋田市教育委員会 1982年
- 秋元・藤井他 「高市向館跡」 鹿角市教育委員会 1982年



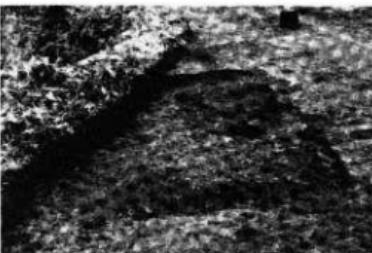
遺跡近景（孫右工門館より）



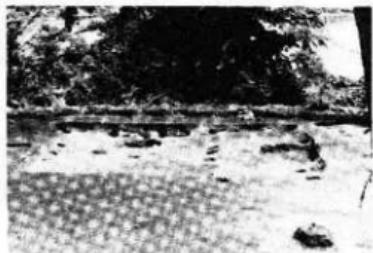
遺跡近景（W▶E）



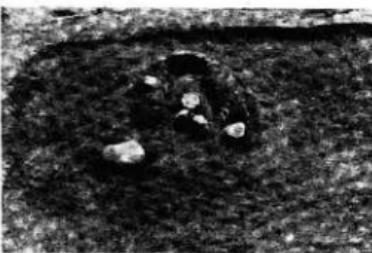
第1号竪穴住居跡・第1・3号土壤（N▶S）



第2号竪穴住居跡（S▶N）



第3号竪穴住居跡（W▶E）



第3号竪穴住居跡カマド類似施設（N▶S）

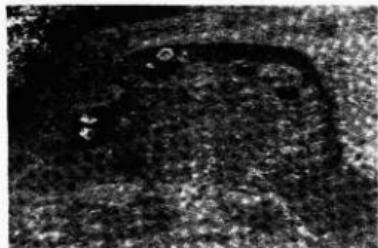


第4号竪穴住居跡（W▶E）

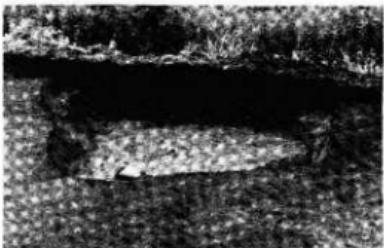


第4号竪穴住居跡カマド類似施設（N▶S）

P L 9 下沢田遺跡近景・第1～4号竪穴住居跡



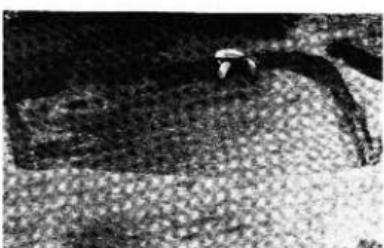
第5号竪穴住居跡 (N▶S)



第6号竪穴住居跡 (SW▶NE)



第7号竪穴住居跡 (N▶S)



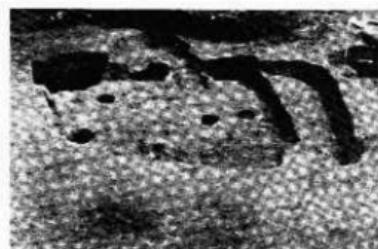
第8号竪穴住居跡 (N▶S)



第8号竪穴住居跡カマド

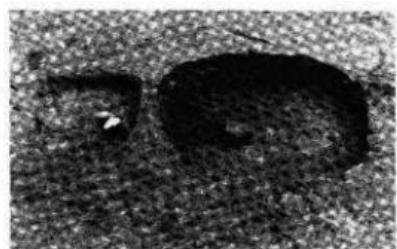


第9・11号竪穴住居跡 (N▶S)

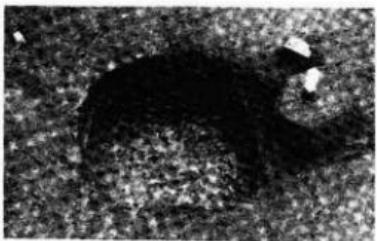


第8・10号竪穴住居跡 (N▶S)

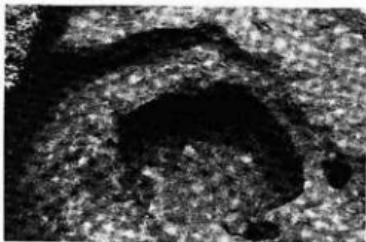
PL10 第5~11号竪穴住居跡・第1・3号土壤



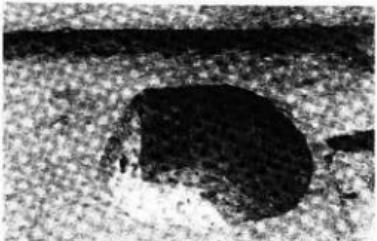
第1・3号土壤 (S▶N)



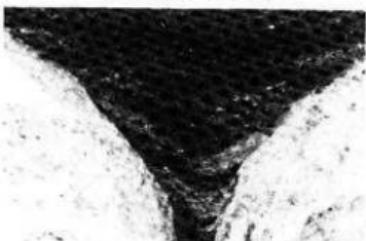
第6号土壤 (NE▶SW)



第7号土壤 (S▶N)



第8号土壤 (S▶N)



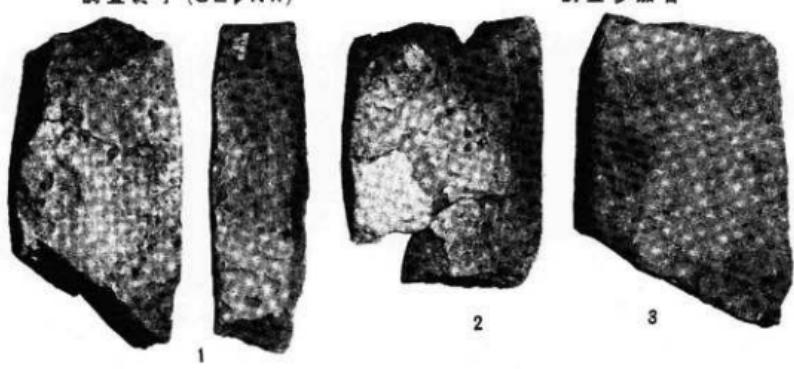
第1号堀 (SW▶NE)



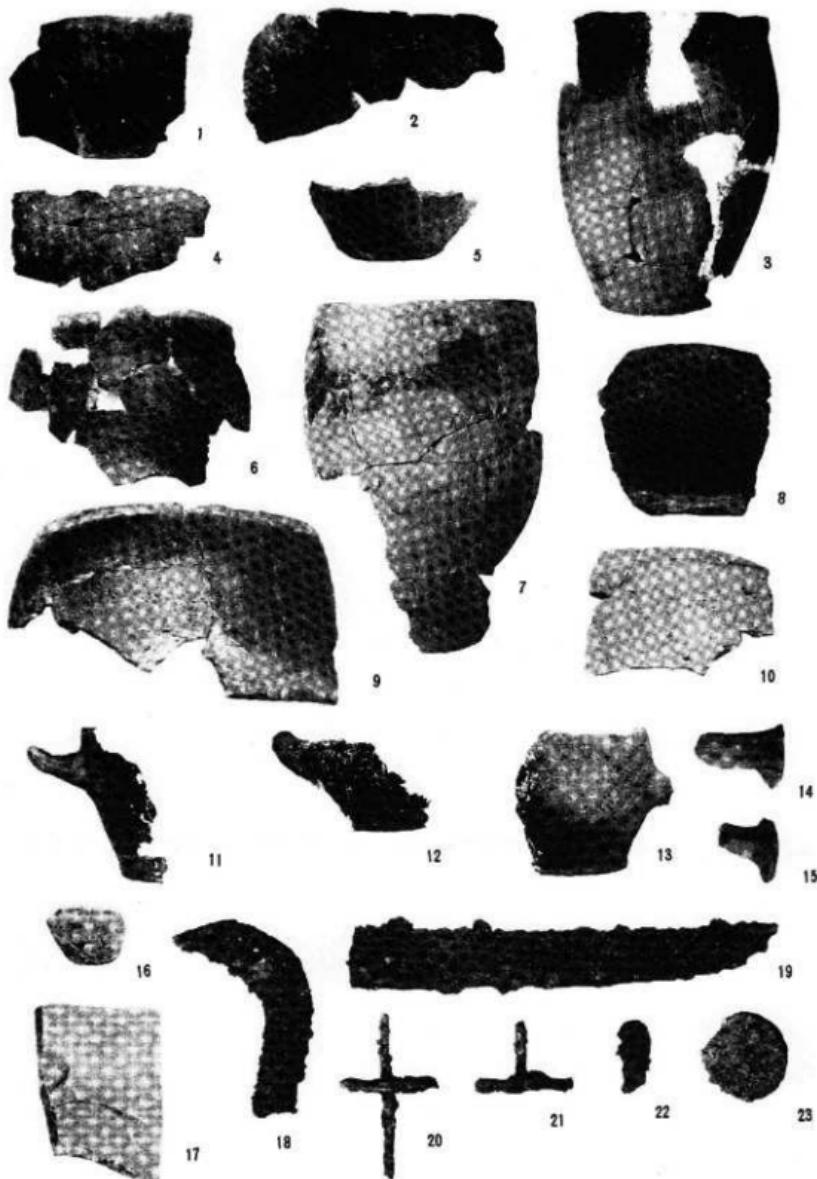
調査終了 (SE▶NW)



調査参加者



PL11 第6~8号土壤・第1号堀・調査終了・出土遺物 1



PL 12 出土遺物 2 (土師器・把手付土器 手捏ね土器・石製品・鉄製品)

鹿角市文化財調査資料 27

**花輪館跡試掘調査報告書
下沢田遺跡発掘調査報告書**

発行年月日 昭和59年3月31日

発 行 者 鹿角市教育委員会
〒018-53

秋田県鹿角市十和田毛馬内字上陣場19の5

TEL 0186-35-4011

印 刷 所 (有) 大 鎮 孔 版 社
